

浦尻貝塚史跡公園整備事業基本計画



浦尻貝塚の縄文時代のくらしイメージ図

令和元年9月

南相馬市 教育委員会 文化財課

序

浦尻貝塚は南相馬市小高区浦尻にある縄文時代の貝塚ならびに集落跡であり、長期にわたり営まれ、縄文時代の人と環境の関わりを伝える遺跡として評価され、平成18年に国指定史跡に指定されました。

本市では、この貴重な遺跡を将来にわたり保存活用するため、平成20年度に浦尻貝塚史跡公園整備事業基本計画を策定し、平成21年度に基本設計、平成22年度に実施設計に取り組み、平成25年度に史跡公園として開園できるよう準備を進めていたところです。しかし、平成23年3月11日に発生した東日本大震災ならびに東京電力福島第一原子力発電所事故により、浦尻貝塚の眼前まで津波が押し寄せ、多くの家屋等が失われたほか、浦尻貝塚の所在する小高区が避難指示区域になるなど大きな状況の変化があり、事業は休止を余儀なくされました。

このような中、震災後5年を経て、小高区の避難指示が解除された平成28年に、震災前に組織していた浦尻貝塚史跡公園づくり市民検討会の方々から、文化財は地域を再生していく大きな資源であり、避難指示区域における文化財をより良く保存し、活用することが地域の復興にとっても必要との熱意あるご意見をいただきました。この意見をもとに、平成29年度から事業を再開し、基本計画の改訂作業に取り組んでまいりました。

改訂にあたりましては、震災後の社会状況等を踏まえ、改めて抜本的に見直し、ひとつひとつの整備内容について検討してまいりました。浦尻貝塚整備検討委員会の委員の皆様、浦尻貝塚史跡公園づくり市民検討会、浦尻行政区のみなさまには熱意ある議論をしていただいたとともに、大変貴重な意見をいただきました。これまでのご尽力に厚く御礼申し上げます。

震災後の本市を取り巻く状況は大変厳しいものがありますが、復興を進めるうえでも地域住民が地域の特性や良さを改めて見直すこと、そして市内外の人々が本市の豊かな地域文化に触れる場は重要と考えています。この浦尻貝塚史跡公園がこのような地域文化の発信の場となり、復興に向けた新たな地域の活力となることを期待しています。本書が本事業の目的、内容について共有が図られ、市民が幅広く活用できるような整備事業を進めるこにつながれば幸いです。

末筆となりますが、本基本計画の策定にご指導、ご協力いただきました指導機関である文化庁、福島県教育委員会に厚く御礼申し上げます。

令和元年9月

南相馬市教育委員会
教育長 大和田博行

例　言

1. 本書は南相馬市小高区浦尻字南台ほかに所在する国指定史跡「浦尻貝塚」にかかる整備事業基本計画書である。
2. 浦尻貝塚整備公園事業基本計画(以下、本計画)は平成31年4月に府議決定された。
3. 本計画は浦尻貝塚整備検討委員会を設置し、平成29・30年度に同委員会による検討・審議した。また、公募市民による浦尻貝塚史跡公園づくり市民検討会を設置し、本計画に対する意見調整、協議を行った。また、本計画は文化庁、福島県教育庁文化財課の指導を得て実施した。
4. 平成30年度の事業実施にかかる経費は、文部科学省補助金の交付を得ている。
5. 本計画の事業実施体制は以下のとおりである。

事務局　南相馬市教育委員会

平成29年度

教育長	阿部貞康	主任文化財主事	藤木海
事務局長	木村浩之	主任文化財主事	佐川久
文化財課長	堀耕平	主　　査	林紘太郎
文化財係長	川田強	埋蔵文化財調査員	濱須脩(嘱託)
主　　査	佐藤友之	埋蔵文化財調査員	小椋紗貴江(嘱託)
主任文化財主事	荒淑人		

平成30年度

教育長	大和田博行	主任文化財主事	佐川久
事務局長	木村浩之	主　　査	林紘太郎
文化財課長	堀耕平	主任文化財主事	佐藤友之
文化財係長	川田強	埋蔵文化財調査員	濱須脩(嘱託)
主　　査	荒淑人	埋蔵文化財調査員	小椋紗貴江(嘱託)
主任文化財主事	藤木海		

目 次

第1章. 計画概要	1
第1節. 計画の目的	2
第2節. 計画対象区域	2
第3節. 計画のフロー	3
第2章. 基本計画	4
第1節. 計画の前提	5
第1項. 上位・関連計画の位置づけ	5
1.1. 南相馬市復興総合計画の位置づけ	5
1.2. 南相馬市教育振興基本計画の位置づけ	5
1.3. 南相馬市歴史文化基本構想の位置づけ	7
1.4. 井田川地区再生ビジョンの位置づけ	11
第2項. 広域的計画条件の把握	12
2.1 自然的環境	12
2.2 社会的環境	15
2.3 歴史的環境	22
第3項. 計画地及び周辺における現況特性の把握	25
3.1 自然的環境	25
3.2 社会的環境	30
3.3 歴史的環境	33
第4項. 浦尻貝塚の文化財的価値と保存計画の経緯	42
4.1 指定区域・面積	42
4.2 これまでの経緯	43
4.3 浦尻貝塚の文化財的な価値の把握	44
第2節. 整備における課題の抽出	45
第3節. 基本理念および事業の目的と意義	47
第1項. 史跡公園整備事業の基本理念	47
第2項. 史跡公園整備事業の目的と意義	48
第4節. 保存・活用における基本方針の設定	49
第1項. 保存に関する基本方針	49

第2項. 活用に関する基本方針	49
第5節. 整備基本計画	51
第1項. 整備におけるキーワードの設定	51
第2項. ゾーニング配置及び施設配置計画	52
2.1 ゾーニング配置および施設配置計画の基本的考え方	52
2.2 全体ゾーニング	54
2.3 個別ゾーニング	55
第3項. 整備内容の設定	56
第4項. 遺構保存に関する計画	60
4.1 地上に表出している遺構	60
4.2 地下に埋蔵している遺構	60
4.3 地表上に露出している遺物	61
第5項. 動線計画	62
第6項. 造成	
計画	65
6.1 造成計画における基本的考え方	65
6.2 造成対象エリアの整理	66
第7項. 遺構の表現に関する計画	67
7.1 貝層展示施設（台ノの前北貝層）	67
7.2 貝層平面表示	69
7.3 復元建物	70
7.4 小サク土器捨て場	71
7.5 貯蔵穴	71
7.6 「みち」	71
第8項. 修景及び植栽に関する計画	73
第9項. 眺望計画	75
第10項. 案内・解説施設に関する計画	77
第11項. 管理運営施設計画	78
11.1 管理運営施設の規模設定における前提	78
11.2 管理運営および便益施設の規模	78
第12項. 公開活用に関する施設	82
12.1 体験学習広場（土器焼き、貯蔵穴実験等）	82
12.2 溢水池	82
12.3 「はらっぱ」・「森」	82
12.4 市民活動を行う施設（水場、電気等）	83
第13項. 施設配置計画のまとめ	84
13.1 主要ポイント・施設の配置	84
13.2 基本計画図の作成	85

13.3 導入施設整備の考え方	89
第6節 管理運営計画	92
第1項 管理運営に関する計画	92
1.1 運営条件の検討	92
1.2 公園全体の運営管理条件	94
1.3 利用者像、利用者数の設定	94
1.4 運営計画	95
1.5 維持管理計画	97
第2項 公開・活用に関する計画	100
2.1 活動計画案	100
2.2 浦尻貝塚史跡公園の運営年間スケジュール	101
2.3 浦尻貝塚史跡公園の案内ガイド	102
第3項 計画地アクセスの検討	108
第4項 周辺地域の環境保全に関する計画	110
第5項 地域全体における関連文化財等の有機的な整備活用に関する計画	111
5.1 歴史文化保存活用区域内の計画	111
5.2 南相馬市内の文化遺産との連携	114
第6項 整備事業に必要となる調査等に関する計画	116
第7節 事業計画	118
第1項 概算事業費	118
第2項 整備スケジュールの基本的考え方	119
第3項 整備年次別スケジュール（案）	120
第8節 整理すべき課題	122
資料編	123

第1章. 計画概要

第1節. 計画の目的

福島県南相馬市小高区浦尻に位置する浦尻貝塚は、縄文時代前期後半から晩期の中頃に営まれた貝塚を伴う集落であり、「縄文時代のなりわいや自然環境をつたえる福島県を代表する大規模貝塚」として評価され、平成18年1月26日に国指定史跡に指定されている。浦尻貝塚の保存と活用を図るために、(仮称)浦尻貝塚史跡公園整備事業基本方針・基本構想に基づき、学識経験者からなる浦尻貝塚史跡整備検討委員会ならびに市民検討会等の意見を踏まえて、史跡公園として整備するための基本計画を平成20年度に策定した。

その後、平成21年度に基本設計、平成22年度に実施設計、翌年度には工事着手の予定であったが、平成23年3月11日の東日本大震災により中断している状況にあった。

本事業は、東日本大震災後に進めている「南相馬市復興総合計画」のもと「南相馬市歴史文化基本構想」を策定し、「南相馬市教育振興基本計画」をはじめとした、各分野の関連する基本計画と連携・調整を図りながら、地域を象徴する文化財と、その周辺環境と一体的に歴史文化を生かしたまちづくりを実現するよう進めていくものである。

本計画はこれら関連計画を踏まえた上で、市民が参画できる史跡公園として整備を推進し、文化財という地域の文化財資源を活かした地域づくりへ資することを目的として策定するものである。

第2節. 計画対象区域

計画場所：南相馬市小高区浦尻字南台ほか

計画面積： 87,718.72 m² (内、国指定区域： 71,510.74 m²)

本基本計画区域は以下の図2に示すとおりである。

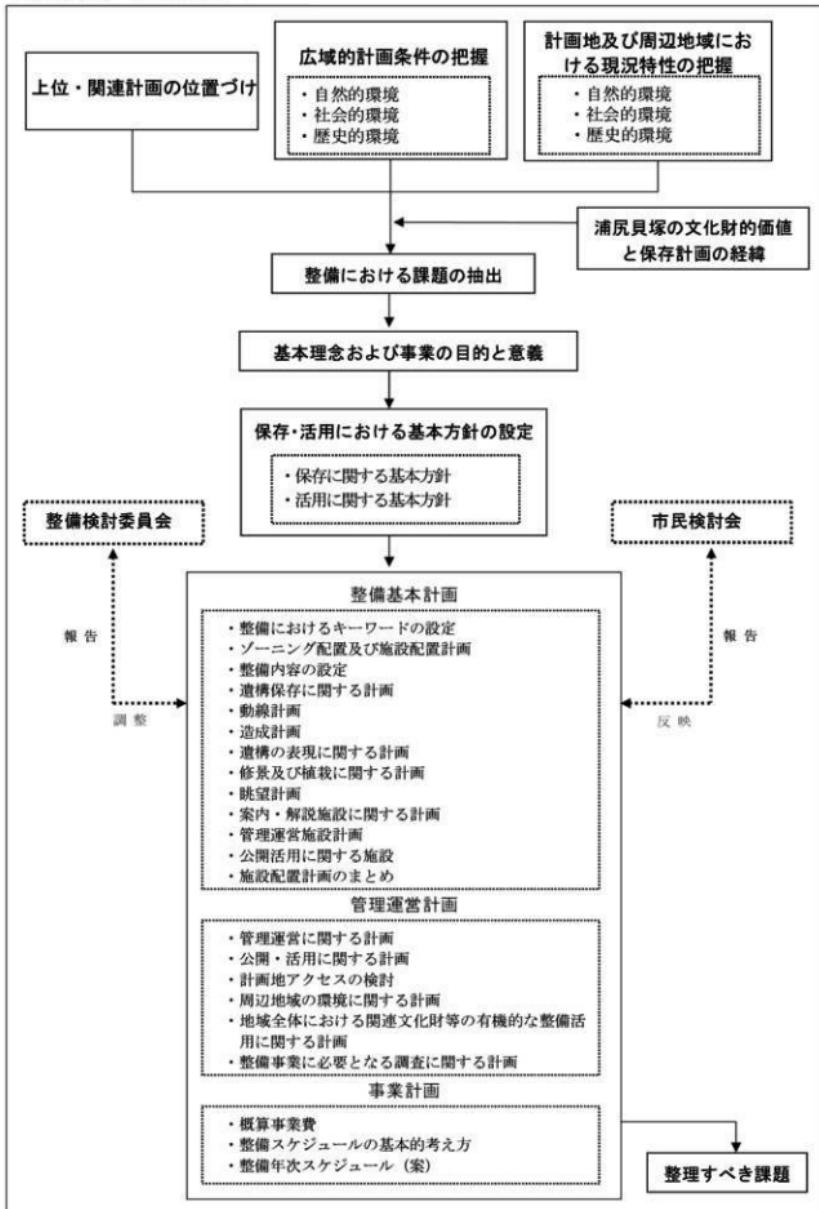


図1 南相馬市位置図



図2 計画位置図

第3節. 計画のフロー



第2章. 基本計画

第1節. 計画の前提

南相馬市小高区浦尻に位置する浦尻貝塚は、縄文時代前期後半から晩期の中ごろに営まれた貝塚を伴う集落であり、平成18年1月26日に国指定史跡に指定されている。

浦尻貝塚の保存と活用を図るため、(仮称)浦尻貝塚史跡公園整備事業基本方針・基本構想に基づき、学識経験者からなる浦尻貝塚史跡整備検討委員会ならびに市民検討会等の意見を踏まえて、史跡公園として整備するための基本計画を平成20年度に策定した。

その後、平成21年度に基本設計、平成22年度に実施設計、翌年度には工事着手の予定であったが、平成23年3月11日の東日本大震災により中断している状況にある。

震災後、周辺住宅跡地も公園区域として拡大することになり、平成29年度から市民検討会での意見なども取り入れながら基本計画の改訂に取り組んでいる。本業務は、公園内に整備を予定しているガイダンス施設の整備基本方針など方向性を定めながら、基本計画としてとりまとめる目的とする。

第1項. 上位・関連計画の位置づけ

1.1 南相馬市復興総合計画の位置づけ

「南相馬市復興総合計画」（平成27年3月）は、都市将来像として「みんなでつくる かがやきと やすらぎのまち南相馬」（復興から発展へ）を掲げ、4つのまちづくりの目標として「逆境を飛躍に変え、元気で活気に満ちたまち」「市民生活を取り戻し、地域、世代をつなぎ思いやりあふれるまち」「人を育み、郷土を愛し、若い世代が夢と希望を持てるまち」「原発事故を克服し、誰もが安全・安心に暮らせるまち」を目指すこととしている。

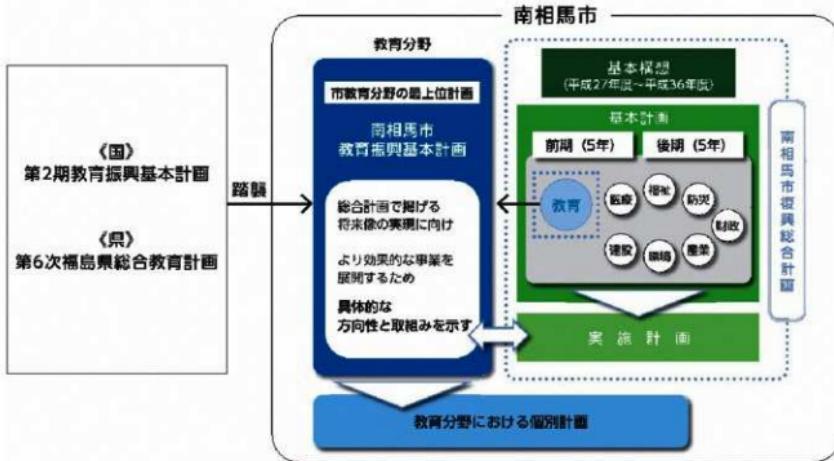
本事業においてはこの将来像、目標を根柢に、6つの基本方針にも掲げられている「市民の力を生かした持続可能なまちづくり」に寄与するよう、市民が集い、他地域からの人々と出会い、古からのこの地の魅力を伝える場を創出する事業として位置づけていく。

1.2 南相馬市教育振興基本計画の位置づけ

「南相馬市教育振興基本計画（平成28年3月）は、「南相馬市復興計画」「南相馬市復興総合計画」に基づいた復旧・復興、子どもたちの帰還促進に重点を置いた教育施策として、復興下の教育行政施策の推進に向けた「第二次計画」として位置づけられている。

基本施策では、「地域文化の継承：文化財の保護・保存と活用」をあげ、「市の文化的魅力を発信し、交流人口の拡大を図るために、市民とともに地域を象徴する特色ある文化財を保存活用し、地域文化の向上に努めます。」としている。

また、本事業関連については、施策の展開として「指定文化財の整備促進」の一環として「浦尻貝塚」「泉官衙遺跡」などの史跡や「北右田タブノキ樹林」「海老浜のマルバシャリンバイ自生地」などの天然記念物を、地域住民との協働により史跡公園などとして整備を進めるとしている。



1.3 南相馬市歴史文化基本構想の位置づけ

文化庁では、平成19年の文化財審議会文化財分科会企画調査会において、地域全体を歴史文化の観点から捉え、各種施策を統合し歴史文化を活かした地域づくりを推進するための各市町村による「歴史文化基本構想」及び「歴史文化保存活用計画」の策定が提言されている。

歴史文化基本構想とは、文化庁の提言に基づき、文化財の保存活用に関するマスター・プランであり、地域に存在する文化財を指定・未指定にかかわらず幅広く捉えて的確に把握し、文化財を、その周辺環境まで含めて総合的に保存・活用するための方針を示すものである。

「南相馬市歴史文化基本構想」は平成29年度策定を目指し、以下を目標に進めるとしている。

○地域を象徴する文化財と、その周辺環境を一体的に捉え、その適切な「保存」を図る。

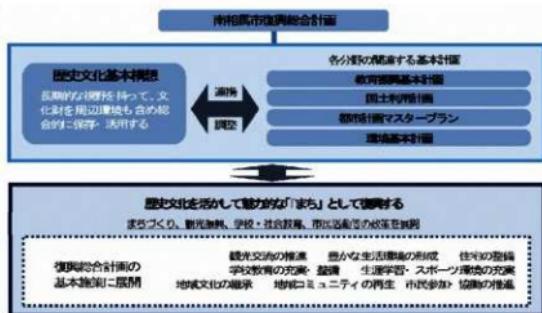
○ふるさと教育の充実や地域の魅力づくりを進めるなどの「活用」を図る。

○長期的な視野にたって市民が誇りをもつ地域文化を醸成する。

【構想策定の目的】

歴史文化を活かして魅力的な「まち」として復興する

【構想の位置づけ】



【基本方針】

- ✓ 南相馬市の歴史文化の体験や文化財の保存活用の実績を踏まえ、歴史文化を活かしたまちづくりに資するために、次のとおり文化遺産の保存活用の基本方針を掲げる。

みんなでつくる歴史文化を体感できるまちづくり

基本方針1 みんなで取り組む学びあるふるさとづくり

- 文化遺産の価値と意義を行政と市民が共有し、市民の文化道徳に關わる活動を促進する。
- 豊かな地域文化を継承し、市民が誇りを持つふるさとを創生する。

基本方針2 豊かな地域の魅力を体で感じる

- 多様な価値観に根ざした市民の目線を踏まえ、相馬野馬追などの文化遺産の魅力を体で感じる機会を増やす。
- 史跡公園の整備や歴史ある景観づくり、魅力的な観光ルートの設定など文化遺産と自然環境が一体となった歴史文化に触れる場を拡充する。

基本方針3 身近な地域の歴史文化に見込み、楽しむ

- 博物館や学校教育などで震災からの復興を含めたふるさと教育を促進する。
- 南相馬市の歴史文化を市内外に広く情報発信することや文化遺産を通した楽しいイベントを開催し、あらゆる世代や立場の人が文化遺産に親しむ機会を創出する。

【重点的取り組み】

取り組み1 体で感じる文化遺産～文化遺産と周辺環境を一体的に保存活用する～

- 本質的価値を分かりやすく伝える文化遺産の整備。
- 文化遺産と周辺の自然環境と一緒にした整備。
- 身近な地域の文化遺産に触れる機会の創出。

取り組み2 野馬追文化の体感～相馬野馬追をいつでも感じることができるまちづくり～

- 相馬野馬追の豊富な情報を発信する核となる機能を創設。
- 相馬野馬追の行列が通る地域を中心に、野馬追文化を感じられるような環境を整備。
- 相馬野馬追に関連する文化遺産の魅力を伝える。
- 相馬野馬追の情報発信する市民の身近な取り組みを促進。
- 相馬野馬追の後継者の育成。
- 相馬野馬追の魅力である馬事文化に触れる機会を創出

取り組み3 市民と一緒に保存活用する仕組みづくり

- 行政と市民が担い手となった文化遺産保存活用の仕組み構築。
- 市民ボランティアの育成。
- 市民の文化遺産を通じた活動の相談窓口の設置。
- 市民による文化遺産の保存活用を情報発信。
- 文化遺産を通じた新しいコミュニティの形成。

取り組み4 訪れて楽しい観光ルートづくりと環境整備～多様な視点を活かした魅力づくり～

- 小高・鹿島・原町の3区の特徴を活かした歴史文化観光ルートづくり。
- 据点的な位置付けとなる文化遺産に、駐車場や案内板等の便益施設を設置。
- 観光ルートや環境整備について、行政の各部局と市民が連携した取り組みを実施。

取り組み5 子どもから大人まで触れる・楽しめる文化遺産～文化財に親しめるイベント開催や学習の充実～

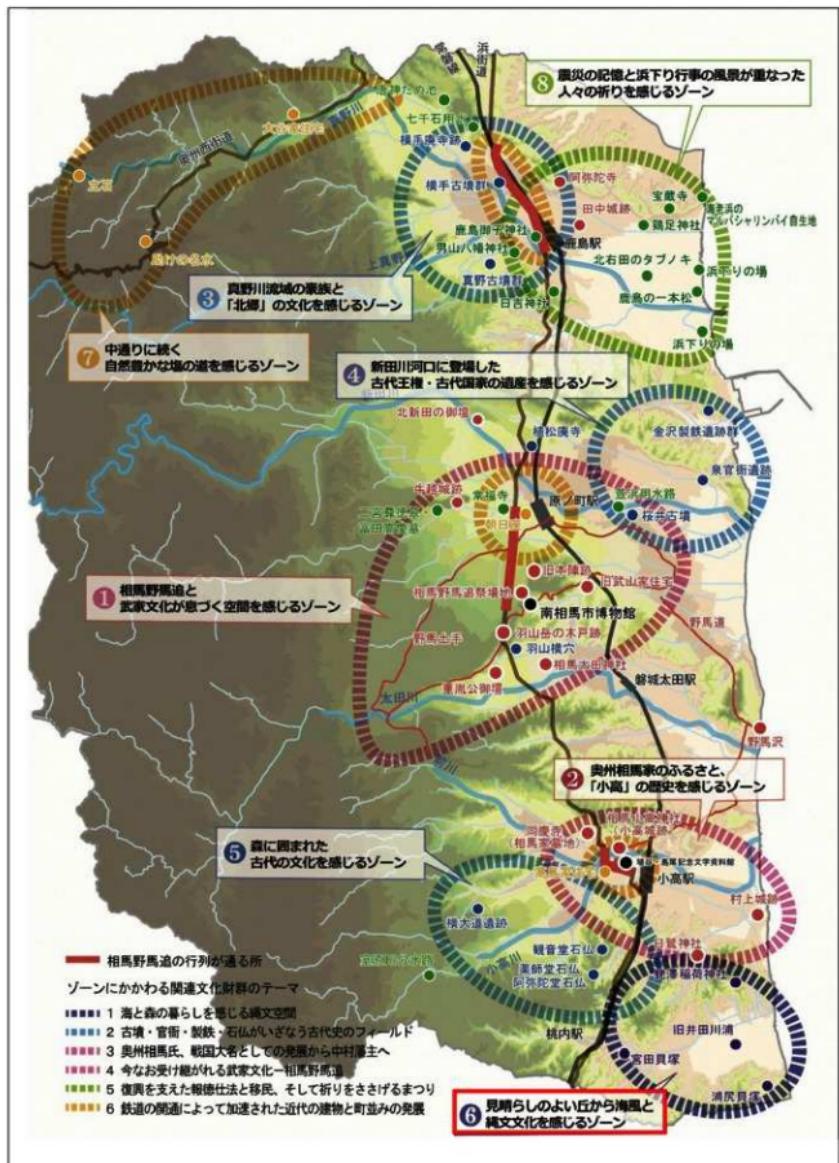
- 多様なターゲットに向けた五感で楽しみ親しむことができるイベント開催。
- 文化遺産に関わる講座や説明会の開催。
- 学校教育・生涯学習へ文化遺産を積極的な活用。
- 南相馬市の歴史などを伝えるガイド育成。

取り組み6 いつ來ても学べる魅力ある博物館づくり

- 相馬野馬追を主軸にした総合博物館として、展示の工夫や改善。
- 文化遺産に係る市民活動の情報収集・発信できる拠点づくり。
- 東日本大震災を伝える資料を記録し後世に継承する機能を強化。
- 不足している文化財関連収蔵庫の新設など、文化財の保存についても機能強化。

取り組み7 東日本大震災と福島第一原子力発電所事故からの震災復興

- 伝下り行事などの祭礼や民俗芸能、文化財の清掃等の地域活動の支援。
- 東日本大震災を伝える資料を記録保存し、今後のまちづくり、防災教育、歴史教育への活用。
- 震災の記憶をあらわす文化遺産と周辺を一体的にとらえた環境を保全。



出典：南相馬市歴史文化基本構想 平成30年3月 南相馬市

【歴史文化保存活用区域】一対象地周辺ゾーン

⑥ 見晴しのよい丘から海風と縄文文化を感じるゾーン

区域の設定

【設定の理由】	● 浦尻貝塚の縄文人が生業の場として盛んに利用していた旧井田川浦を中心とし、縄文時代の貝塚が分布する地域を設定した。
【区域の特徴】	● 自然をうまく利用した縄文人のムラであった見晴らしのよい丘から、太平洋、明治時代まで浦であった水田地帯、緩やかな丘陵を眺めることにより、山・川・海と人の営みがおりなす縄文空間を体感できる地域である。

主な関連文化財群

テーマ1 「海と森の暮らしを感じる縄文空間」

テーマ5 「復興を支えた報恩仕法と移民、そして祈りをささげるまつり」

区域の保存活用方針

豊かな海と人のくらしを伝えるまちづくり

区域の主な取り組み

- 浦尻貝塚は縄文時代の暮らし�とともに旧井田川浦の歴史、震災の状況を学び知ることができるよう周辺環境を含めた整備を図る。
- 旧井田川浦の汀線に市民に親しまれるフラワーロードを整備するなど、縄文時代の海が広がっていた桃内駅付近から鮎澤稻荷神社や浦尻貝塚までの地域全体を見学できる案内ルートを設定する。



浦尻貝塚（小高区）から望む太平洋（震災前）



浦尻貝塚と旧井田川浦周辺（小高区）

出典：南相馬市歴史文化基本構想（素案）平成29年●月 南相馬市

1.4 井田川地区再生ビジョンの位置づけ

浦尻貝塚の北側に広がる、旧井田川浦一帯の再生計画として、平成 29 年度に「井田川地区再生ビジョン」が策定された。

本計画では、井田川地区を対象として、従前の土地利用にとらわれることなく、新たな土地利用や事業の仕組みを検討し、当該地区の一体的な復興・再生を実現できるよう、地域住民や関係機関等の意見を集約した再生ビジョンを策定している。

基本方針として、「農業イノベ構想・民間活力を活用した農業再生」「地域の復興・再生に資する新たな土地利用・導入事業の展開」「地域を挙げて井田川地区を支えていく事業推進の仕組みづくり」の3つをあげている。

以下に土地利用ゾーニング、整備イメージを示す。

土地利用ゾーニング



位図



整備イメージ



第2項 広域的計画条件の把握

2.1 自然的環境

(1) 地形・立地環境

南相馬市の地形の成り立ち

- 市西部は、標高400から500mを測る阿武隈山地が南北に連なり、日本有数の化石産出地として知られている。
- 東部域は阿武隈山地から太平洋に向かって東進する新田川、小高川などの小河川によって形成された沖積地、それを取り巻く樹枝状に広がる丘陵地・段丘からなる。
- 丘陵地は阿武隈山地から東進して海岸近くまで及び、平坦面は少なく、起伏に富んだ地形となっている。
- 段丘は丘陵地の縁辺にあり、上位平坦面の標高は、西側で約60m、東側で約30mを計る。

海岸線の変遷

縄文時代前期の最温暖期（約7000～6000年前）には、現在よりも海水準が2～6m高かったとされ、海は現在の平野部河口付近を中心に入陸まで入り込んでいた。

その後、気候の寒冷化により内陸に入り込んだ海は退いてくるが、河川からの土砂の堆積が遅かった地域では、海が退く前に海口が河川や海からの土砂の堆積による浜堤によってふさがれ、内陸に海が取り残された潟湖が形成された。

南相馬市では、鹿島区の八沢浦や浦尻貝塚に隣接する井田川浦などがその潟湖として挙げられる。南相馬市の潟湖は、現在は多くが干拓され、小高川河口に前河浦という小さな潟湖が残されるだけとなっている。

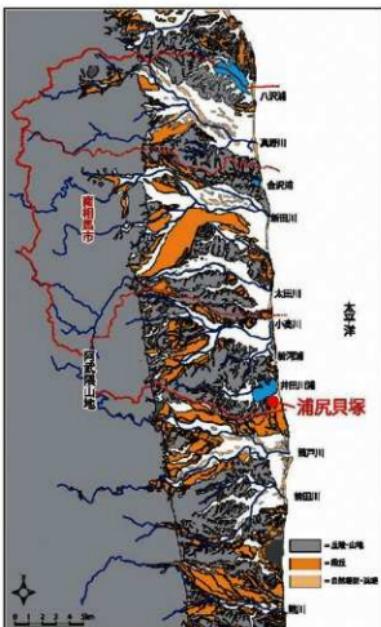


図1-1 南相馬市の地形



空から見た浦尻貝塚周辺

(2) 気候

南相馬市の気候は下記のような特徴がある。

- ・ 太平洋岸気候域の三陸地方気候区に属する。
- ・ 夏季は涼しく東北東の風が吹き日照時間が少なく、4～7月にかけて親潮の影響によるヤマセが吹く年がある。
- ・ 冬季は比較的暖かく北北西季節風が多く、乾燥した晴天が続き、降雪量が少ない。
- ・ 四季を通じて晴天が多い。

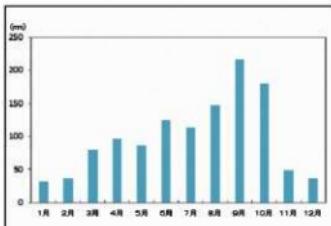


図 1-2 南相馬市の降水量

(平成 24 年から平成 28 年の平均値)
(南相馬市気象観測システムデータから作成)

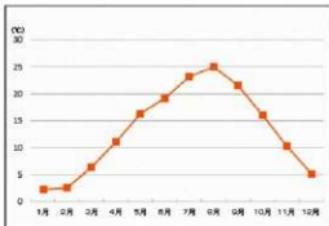


図 1-3 南相馬市の気温

(平成 24 年から平成 28 年の平均値)
(南相馬市気象観測システムデータから作成)

(3) 植生

南相馬市の植生域について、阿武隈山地より内陸は夏緑樹林のブナクラス域、太平洋沿岸は照葉樹林のヤブツバキクラス域に属し、南相馬市の大半が代償植生となっている。

図1-4 の南相馬市全域の植生図をみると、海岸平野部の水田雑草群落・放棄水田雑草群落が広範囲に広がっている。太平洋側の丘陵地は主にクリ・コナラ群集、内陸の山間部はヤマツツジ・アカマツ群集やスギ・ヒノキ植林など、大半が植林地となっていることがわかる。

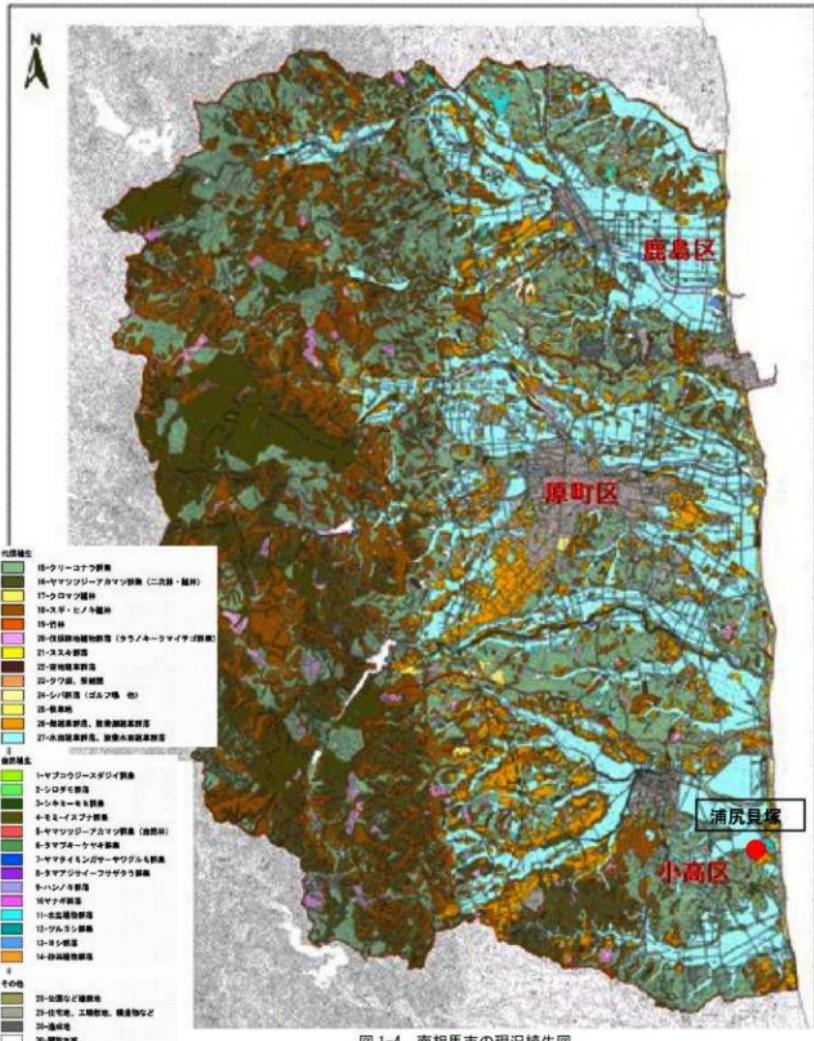


図1-4 南相馬市の現況植生図

2.2 社会的環境

(1) 南相馬市の概要

沿革: 平成18年1月に、原町市・小高町・鹿島町の1市2町が合併して誕生

位置: 福島県太平洋岸の浜通り地方の北部（相馬・双葉地方）

面積: 398.5km²

人口: 55,580人(平成29年8月1日現在)

年齢別的人口構成比は、年少人口と生産年齢人口は、ともに減少傾向にあり、今後もこの傾向は続くものと予想されている。

また、老人人口は平成7年に年少人口の割合を超えて、平成27年の国勢調査においては人口の32.5%と増加を続けています。



図1-5 年齢別人口の推移（国勢調査より）

産業

本市は、相双地方の人口・産業・都市機能等の集積地として、相馬市とともに圏域の発展を牽引する中心的な役割を担っているが、事業所数や従業者数は減少傾向にある。

平成23年の東日本大震災後には、事業所数が3,594社から2,467社と1,127社の減少、従業者数が32,613人から28,472人と4,141人の減少と、両者とも急激に減少した。しかし、平成26年以降の事業所数は、緩やかながらも増加傾向が見られる。

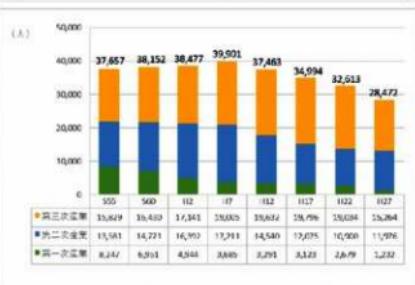


図1-6 上：民間事業所数の推移（経済センサス）

下：産業別従業者数の推移（国勢調査）

*民間事業所数は、分類不能があるため分類の和と統計が一致しない。また、平成24年は、震災により「警戒区域」及び「計画的避難区域」となった調査区に所在する事業所及び企業については除外している

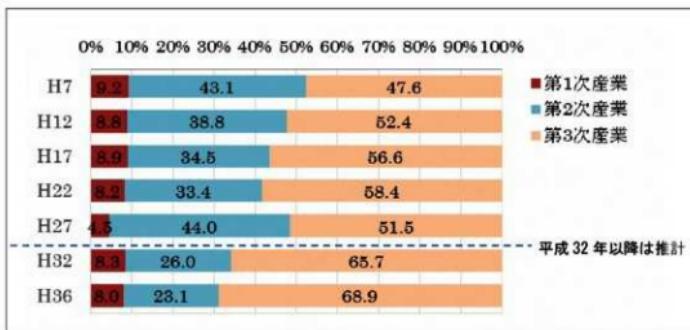


図 1-7 産業別就業人口比率（国勢調査、南相馬市復興総合計画）

産業別人口比率は、平成 27 年度調査で、第 1 次産業が 4.5%、第 2 次産業が 44.0%、第 3 次産業が 51.5% であり、一時的な第 2 次産業の増加があるが、将来的には減少することが推計されている。

主な観光資源

主な文化施設としては、市内の歴史・文化などを伝える場所として、「南相馬市博物館」や「埴谷・島尾記念文学資料館」があり、また地域住民の生涯学習や市民交流の場所として「南相馬市立中央図書館」や各区に生涯学習センターが設けられている。

観光施設では、昭和初期までに建てられた酒蔵や洋館等を保存し、市街地観光拠点として活用している「野馬追通り銘醸館」や、地域物産の販売等をおこなっている「道の駅南相馬」「セデッテかしま」。平成 23 年の東日本大震災による津波や原発事故の被害により、大きく観光入込客数が減少したが、平成 27 年、常磐自動車道全線開通にあわせ南相馬鹿島 SA に併設された物産観光施設「セデッテかしま」が新たにオープンしたことにより、観光客入込みが大幅に増加し、震災前の入込数を上回っている。

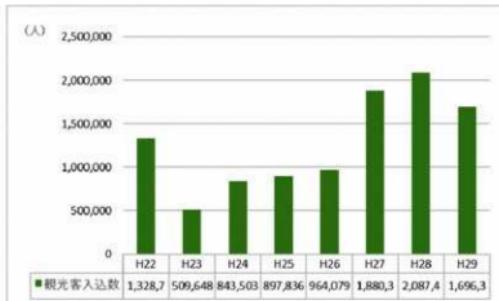
表 1-1 主な施設一覧

分類	名称	所在地	概要
社会教育施設	南相馬市博物館	原町区	相馬地方を代表する国指定重要無形民俗文化財「相馬野馬追」の展示をはじめ、周辺地域の考古・自然・歴史・民俗分野からなる県内有数の総合博物館である。年間約8,000人の見学者がある。
	南相馬市立中央図書館	原町区	平成21年に原ノ町駅前に開館した。延べ床面積5,400m ² を有し、中央図書館機能、情報受発信機能、市民交流機能、生涯学習機能を備え、生涯学習環境の充実が図られている。
	埴谷・島尾記念文学資料館	小高区	小高区ゆかりの文学者である埴谷雄高、島尾敏雄の原稿等の資料を収蔵、展示している。浮舟文化会館内に併設されている。

観光施設	野馬追通り銘醸館	原町区	平成18年に開館、昭和初期までに建てられた酒蔵や洋館等を保存修復し、相馬野馬追や昭和のくらしを物語る品々なども展示している。
	道の駅南相馬	原町区	平成19年に開業、地域物産の販売や観光情報発信施設として利用されている。
	物産観光施設 セデッテかしま	鹿島区	常磐自動車道全線開通にあわせ南相馬鹿島SAに併設してオープンし、多くの人が賑わっている。
	小高区復興拠点施設「小高交流センター」	小高区	多世代による地域内外の交流拡大や地域活性化、にぎわい創出、地域コミュニティの再構築など、復興・再生を目的に整備された施設。

表 1-2 主な施設一覧

所在地	名称	所在地	名称
原町区	原町生涯学習センター 「サンライフ南相馬」	原町区	ひばり生涯学習センター 南相馬市文化会館（ゆめはっと）
	太田生涯学習センター		小高生涯学習センター 「浮舟文化会館」
	大臺生涯学習センター	小高区	鹿島生涯学習センター
	高平生涯学習センター		鹿島農村環境改善センター
	石神生涯学習センター	鹿島区	(鹿島生涯学習センター)
	ひがしうら生涯学習センター		



	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
観光客入込数 合計	1,328,721	509,648	843,503	897,836	964,079	1,880,359	2,087,433	1,696,389
北泉海水浴場	84,116	0	0	0	0	0	-	-
原町シーサイドパーク	31,934	3,066	0	0	0	0	-	-
鹿島カントリークラブ	38,740	11,029	12,685	18,365	18,976	20,208	22,263	22,507
新井田川はらまちユッサ	94,225	64,136	77,273	79,222	83,376	92,061	85,912	85,937
相馬野馬追	189,900	9,400	136,700	148,500	195,600	207,200	192,600	164,200
小高区文化祭	41,000	0	0	0	0	21,000	15,000	7,000
相馬野馬追通り銘醸館	39,142	29,009	45,612	46,205	50,480	47,716	39,981	40,860
道の駅南相馬	809,664	393,008	571,233	605,544	615,647	600,174	556,401	163,300
セデッテかしま	-	-	-	-	-	892,000	1,175,276	1,212,585

図 1-8 観光客入込客数の推移（福島県観光客入込状況調）



図 1-9 主な観光・社会教育施設位置図

※国土地理院の基盤地図情報（数値標高モデル）5mメッシュ及び、数値地図（国土基本情報 20万）を使用して作成。

(2) 交通網

空港

空港は仙台空港と福島空港があるが、仙台空港が比較的利用しやすい。

道路

本市は、南北方向には首都圏・いわき方面や仙台方面と連絡する常磐自動車道、国道6号、相馬浪江線、浪江鹿島線、JR常磐線と、東西方向には県都福島市と連絡する東北中央自動車道（相馬市）、原町川俣線等があり、これらが主要交通路を構成している。

鉄道路線

新幹線は福島駅と郡山駅に停車するが、東西方向の道路網が発達していないことから、遠方からのアクセスは、現在JR常磐線の富岡駅-浪江駅間が運行中止されているため、東京駅及び大宮駅から仙台駅まで新幹線で向かい、仙台駅から常磐線を利用して浪江駅もしくは桃内駅で降りるアクセスとなる。

バス路線

現在は、本市と仙台市・福島市を結ぶバスが運行されているが、近隣都市や首都圏などとの広域的な交通ネットワークの強化が課題となっている。また、市内路線バス、応急仮設住宅巡回バス及びジャンボタクシーの運行により、高齢者や避難者等の交通弱者の対応を行っている。



図1-10 交通網図

(3) 東日本大震災の被害状況

南相馬市は東日本大震災において最大震度6弱を記録した。地震の揺れによって多くの建物等への被害があったことに加え、高さ9.3m以上とされる津波の襲来を受けた。津波の浸水範囲は約40㎢、市内全体の10%に及び、1500世帯以上が流失等の被害を受けた。

浦尻貝塚周辺では海岸沿いの集落が津波被害により壊滅し、浦尻貝塚に隣接する住宅も多くが被害を受けた。また、旧井田川浦を中心とする水田地帯は6号線付近の海岸線から約3kmまで浸水した。旧井田川浦の地区は地盤沈下も合わさり、干拓前の状況に戻ったまま、強制排水するまで浸水した状況であった。



出展：<http://tdyk.blog37.fc2.com/blog>

浦尻貝塚の津波被害状況

(4) 福島第一原子力発電所事故による避難の状況

南相馬市は福島第一原子力発電所から約10~40kmの位置にあったことから、福島第一原子力発電所事故（以下、「原発事故」）により避難指示が出された。避難指示は、事故直後においては原子力発電所から20km以内の地区は立ち入り禁止の警戒区域に、20~30kmの地区は子供や妊娠・要介護者は立ち入りを自粛し、室内退避や緊急的な避難の準備をしておくよう求められた緊急時避難区域に設定された。このことから、南相馬市は避難地区と避難を要しない地域があることになり、地域が分断され、震災による対応にも大きな混乱を招いた。

警戒区域としての避難指示は1年間に及び、その間は文化財の被害状況の確認についても許可を得て立ち入って行う必要があった。その後、避難指示区域の再編は段階的に行われ、南相馬市においては当初の警戒区域であった地区の大部分は平成28年7月に避難指示の解除がなされている。避難指示期間は5年3月と長期に渡った。

震災直後は人口1万人を切るほど、多くの市民が避難したが、現在は避難指示の解除に伴い、徐々に帰還



図 1-11 避難指示の状況

出典：南相馬市ホームページ

が進んでいる。しかし、原発事故の影響は大きく、現在も居住人口の減少は著しいものとなっている。特に浦尻貝塚所在地を含む避難指示が長期化した旧警戒区域については厳しい状況である。また、放射線量の不安から、いわゆる子育て世代の帰還が進んでおらず、高齢化など社会的な課題は多岐にわたる。

●南相馬市の居住人口

平成23年3月11日	71,561人	
平成30年1月2月31日	54,276人	*17,285人の減 減少率24%

●小高区（旧警戒区域）の居住人口

平成23年3月11日	12,842人	
平成30年1月2月31日	8,034人	*4,808人の減 減少率37%

2.3 歴史的環境

(1) 南相馬市の歴史概要

東北有数の史跡のまち

南相馬市は縄文時代の「浦尻貝塚」のほか、古墳時代の桜井古墳、真野古墳群、羽山横穴、奈良・平安時代の泉廃寺跡、薬師堂石仏、観音堂石仏など、複数の時代にわたる多様で貴重な史跡が所在している。

「奥州相馬氏」の継続的な統治

本市は、古代から陸奥国「行方（なめかた）郡」に編成された地域であり、中世に当地域を支配した「奥州相馬氏」が、近世になっても中村藩主として廃藩置県を迎えるまで継続して統治した独特の歴史を持つ。

のことから、本市は中村藩独特の武家制度「在郷給人」制度にもとづく典型的な住宅「旧武山家住宅」など「奥州相馬氏」ゆかりの文化財が多く残されている。特に江戸時代まで奥州相馬氏の祭事であった国指定重要無形民俗文化財である「相馬野馬追」は全国的に知られる。

また、江戸時代末には二宮尊徳の教えに基づいた報徳仕法が厳格に実施され、当地域の歴史的風土の礎となっている。

(2) 主な文化財

名称	指定種別 (指定年月日)	所在地	概要
桜井古墳	国指定史跡 (S31. 11. 7)	原町区	4世紀終わり頃に築かれた全長74.5mの前方後方墳であり、東北地方最大級・最古級を誇る。古墳に埋葬されていたのは他地域との交流を持つて新田川流域を支配していた有力な豪族だったと考えられる。福島県初の史跡公園として整備されており、古墳は築造当時の姿に復元された他、学習のための映像設備などが設けられている。
真野古墳群	国指定史跡 (S54. 10. 24)	鹿島区	古墳時代中・後期に築造された前方後円墳や円墳総数120基を超える当地方を代表する群集墳である。2匹の魚の形をした金銅製の太刀飾りや金銅製馬銘（ばたく）など、貴重な副葬品が多数出土している。
羽山横穴	国指定史跡 (S49. 12. 23)	原町区	古墳時代の終末（7世紀はじめ頃）に造られた装飾横穴墓であり、有力な豪族が葬られたと考えられる。埋葬した部屋（玄室）の壁面には人物・馬・鹿などが、赤や白の顔料で描かれており、当地方の古墳文化を示す貴重な遺跡である。
泉官衙遺跡	国指定史跡 (H22. 2. 22)	原町区	南相馬市・飯館村の範囲にほぼ相当する陸奥国行方郡（むつのくになめかたぐん）の奈良・平安時代の役所跡である。政庁院、正倉院、館院、運河、寺院等の諸施設を備えていたことが明らかとなっており、典型的な郡役所跡として全国から注目されている。
横大道製鉄遺跡	国指定史跡 (H23. 2. 7)	小高区	常磐道建設で見つかった奈良平安時代の大規模製鉄遺跡であり、その集中度が特筆される。また敷地を造成して計画的な操業を行ったことを示す環状造構など他の製鐵遺跡には見られない特徴も有している。
薬師堂石仏・ 観音堂石仏	国指定史跡 (S5. 7. 8)	小高区	薬師堂石仏・観音堂石仏等は、「大悲山の石仏」と呼ばれ、日本三大磨崖仏に数えられている。平安時代前期に作られたと推定され、東北地方最大・最古の石仏であり、美術的な価値も高い。
旧武山家住 宅	国指定重要 文化財 (S46. 3. 11)	原町区	中村藩の農村に暮らす武士である在郷給人の典型的な住宅である。18世紀後半の建築とされ、簡素なつくりながら、床の間、書院などが備えられ、一般的な農家より格式を持った形式を整えている。
相馬野馬追	国指定重要 無形民俗文 化財 (S53. 5. 22)		奥州相馬氏の始祖とされる平将門が馬を斬と見立てて戦いの演習を行ったことが始まりとされ、南相馬市を含む旧中村藩領でくりひろげられる。総勢500騎にも及ぶ江戸時代さながらの駒馬武者が3つの神社から繰り出し、雲雀ヶ原祭場で武芸を競い、最後には追った馬を捕まえ、神前にささげる行事が熱烈に行われる。武家文化を今に伝え、馬に関わる稀有な民俗行事と評価されている。

(3) 東北地方の縄文時代の貝塚

東北地方の縄文時代の貝塚分布

東北地方の縄文時代の貝塚は三陸沿岸、仙台湾、いわき市沿岸などの太平洋沿岸に多く、日本海側は少なくなっている。

仙台湾は、早期後半から貝塚の形成があり、前期から晩期にかけて継続的に、かつ近接して多数の貝塚が形成される日本有数の貝塚密集地帯である。

浦尻貝塚の位置

浦尻貝塚周辺の地域は、東北地方沿岸の中では貝塚は多いとはいえないが、貝塚集中地区である仙台湾、いわき市沿岸の中間地帯にあたることから、その地域的様相は東北地方の縄文文化を知る上で貴重な貝塚群と言える。

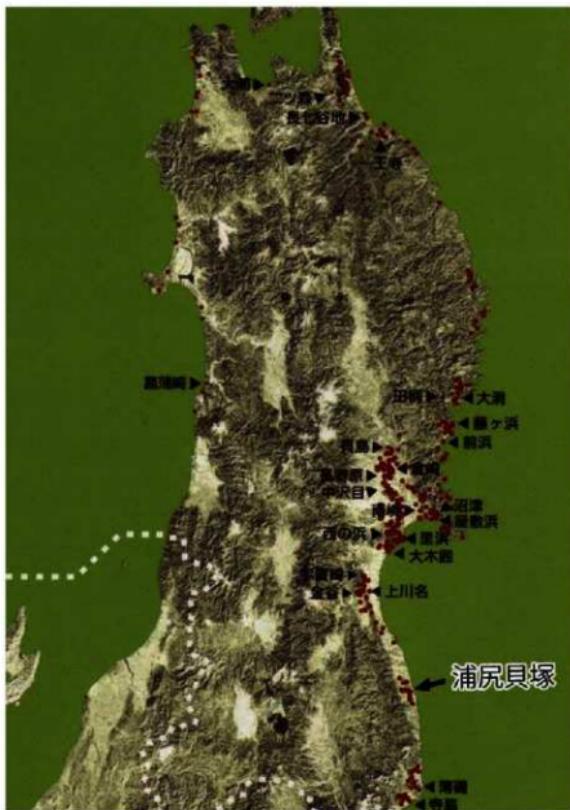


図 1-12 東北地方の貝塚分布図

※東北歴史博物館（1999）「東北歴史博物館展示案内」に加筆

(4) 福島県の貝塚遺跡

福島県の中では、いわき地方を含めて大きく5箇所の貝塚集中地域がある。時期ごとに以下のようないくつかの特色がある。

早期	現在のところ、貝塚は認められない。
前期	海が内陸に広がった時期であり、浦尻貝塚が位置する相双中部に多くの貝塚が確認される。いわき地方には1箇所しか見られず、相双中部において、内湾を中心とした漁労の発達があったと考えられる。
中期	相双中部は貝塚数が減少するが、浦尻貝塚の形成は本格的な形成時期となり、内湾を中心とした活発な漁労が行われている。いわき地方でも外海を盛んに利用した漁労が行われるようになり、多くの貝塚が形成される。
後期	浦尻貝塚では貝塚の形成が断続的となるとともに、相双中部地域には他に貝塚は認められなくなる。一方、後期中頃以降にはこれまで認められなかった相双北部でも貝塚形成が明確になり、内湾を中心とした漁労が行われ、貝塚内に墓も形成されている。いわき地方は数が減少しながらもやや海側に多く立地するようになり、仙台湾と同じく鉛やヤスなどの漁具が発達し、外海での漁労が発達していく。
晚期	浦尻貝塚では小規模な貝塚が形成されるが、相双中部地域には他に貝塚が認められない。相双北部は前段階の貝塚形成が継続する。いわき地方ではさらに多様な漁具がみられ、前段階以上の外海での漁労が活発に行われている。いずれの地域でも製塩土器が出土しており、狩猟採集民として特殊な生業とされる土器製塩が行われていたと考えられる。

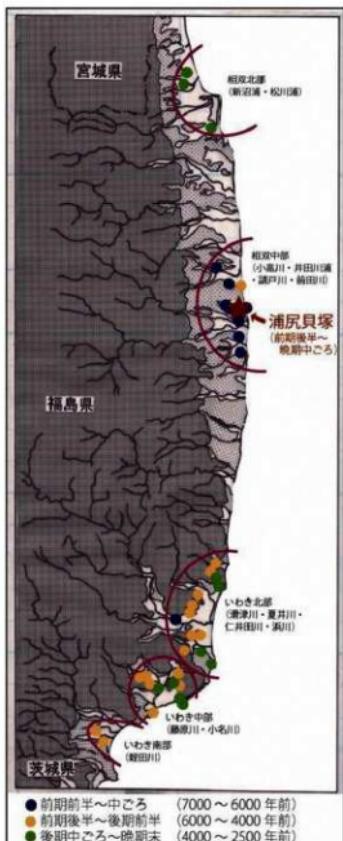


図 1-13 福島県の貝塚遺跡の分布

このように、貝塚・集落のあり方は、各地域で内容・変遷に大きな違いがある。その中で相双中部は前期段階から継続的に貝塚を伴う集落が形成され、環境や生業の変化、これに伴う集落の動態が把握できる地域である。浦尻貝塚は時期的、規模的にその中心的な位置にある遺跡であり、その地域的特徴を代表する遺跡と言える。

第3項. 計画地及び周辺における現況特性の把握

3.1 自然的環境

(1) 周辺地域の自然特性

1) 地形・地質

浦尻貝塚は、現海岸線からは約700m内陸の位置にある。阿武隈山地から樹枝状に東進する海岸部の丘陵上にのる段丘を中心とし、段丘と沖積地との標高差は20数mを計る。

大正末期から昭和初期にかけて干拓された井田川浦は東西約1.8km、南北約1.0kmという大きな潟湖であり、その汀線は浦尻貝塚の眼下にあったとされている。

また、海岸線は丘陵地の末端と砂浜がおりなす風景をつくっている。平成23年の東日本大震災では、かつて浦であったところを中心に津波被害があった。



図1-14 旧井田川浦周辺

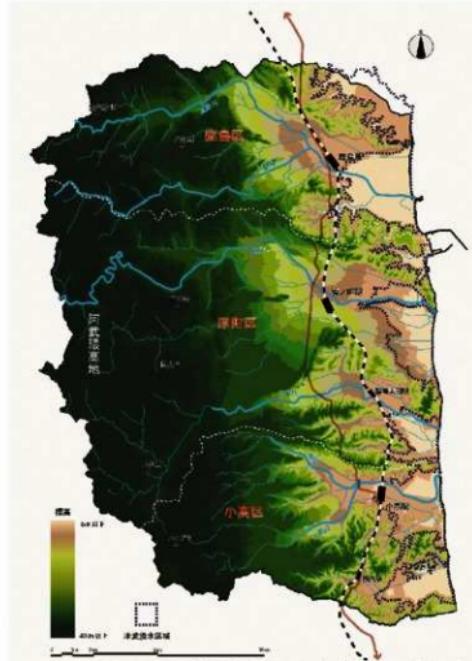


図1-15 地形図（東日本大震災による津波浸水区域を示す）

*国土地理院の基盤地図情報（数値標高モデル）5mメッシュ及び、数値地図（国土基本情報20万）を使用して作成。

2) 地域景観

旧井田川浦を中心とした地域景観

- ・ 浦尻貝塚周辺の沖積地は主に水田として、段丘面は畑や山林として利用されている。
- ・ 井田川浦を形成したと考えられる海岸線沿いの浜堤には、かつての漁村としての町並みを残す住宅が立ち並んでいる。
- ・ 浦尻貝塚の南側には、東北電力福島第一原子力発電所があり、海岸沿いの防波堤に隣接して浦尻海浜公園、旧井田川浦の水田面を挟んだ北側には、井田川浦干拓に大きく関わった太田秋之介をまつる御祖神社が所在している。

浦尻貝塚周辺の環境

- ・ 浦尻貝塚は幅約100mを測る弓なりの段丘平坦面とその斜面地から成る。
- ・ かつては、平坦面は畑として、斜面地も桑畠や植林地、果樹林として利用されてきた。
- ・ 現在は、斜面地は桑畠などの耕作放棄地などを中心に竹や雑木が密集している状況が目立つほか、植林地なども多くある。平坦面は、比較的樹木の少ない雑種地が広がっている状況にある。
- ・ 北東側の段丘下には5～6軒の住宅があったが、東日本大震災により被災を受け、現在は2軒の住宅が存在している。



写真 浦尻地区から望む旧井田川浦（震災後）



写真 現在の眺望（震災後）

3) 計画地からの眺望

浦尻貝塚からは、阿武隈山地、太平洋、かつての井田川浦であった水田面、海岸部の町並みなどを眺めることができ、山、海、水田、集落という当地域の原風景を備えた良好な眺望を有している。

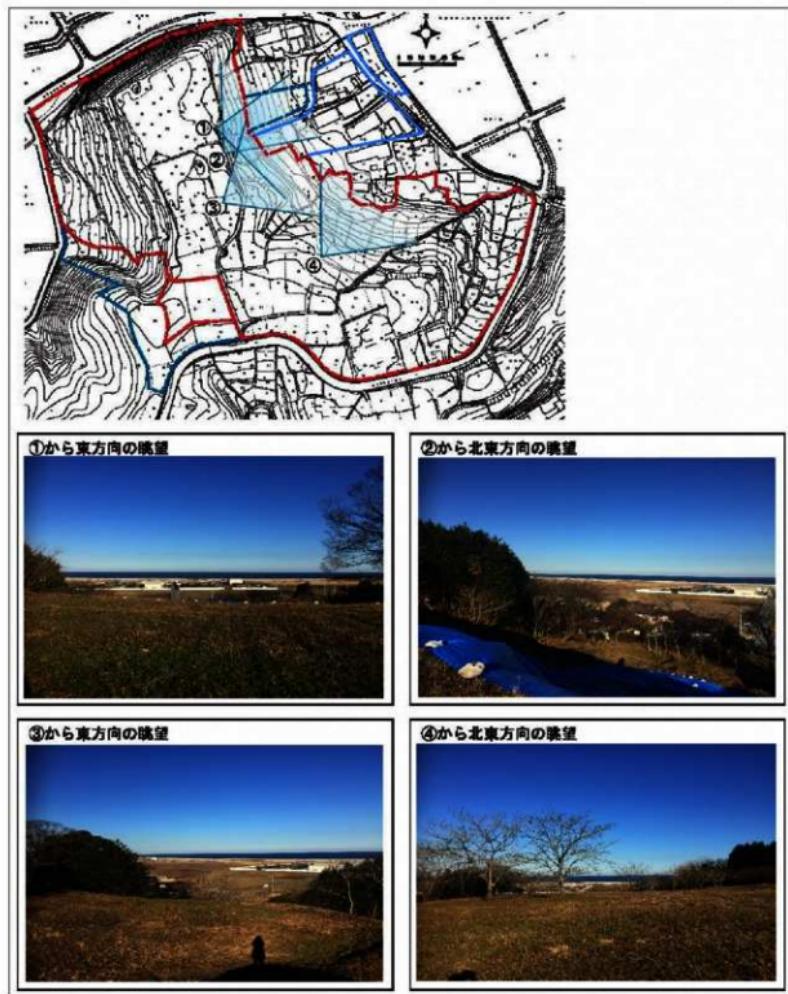


図 1-16 計画地からの眺望

(2) 計画地の自然特性

1) 植生

● 計画地周辺の植生

南相馬市太平洋側の植生域は、常緑広葉樹林域であるヤブツバキクラス域にあたり、海岸線に沿って北上する分布域の最北にあたる。

計画地周辺では、現在ほとんどが植林地や雑木林、竹林などの代償植生で構成されている。

● 計画地内の樹林の構成

計画地内の樹林は人の営みの影響を受けてきた代償植生で構成されるが、人の手による樹林の管理が行き届かなくなり、樹林全体にわたってマダケなどによる竹林化が進んでいる。

- ・西側斜面の大部分はスギ、ヒノキなどの植林地となっている。
- ・北東側斜面は、クリやクルミを中心とした落葉樹林で、里山林の樹種構成となっている。
- ・中央の平坦地は草地となっているが、クリやウメなどが数本程度でまとまって点在している。

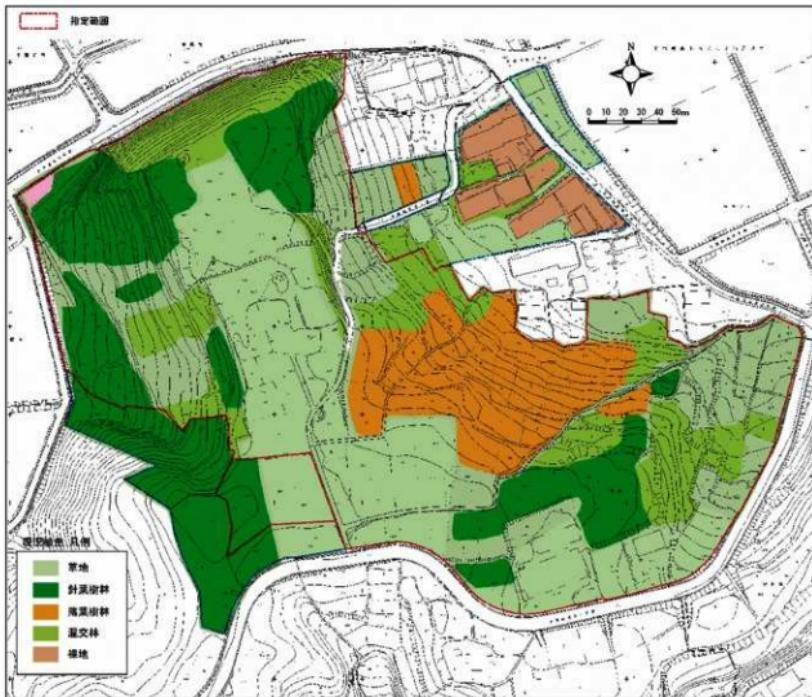


図 I-17 計画地の植生

2) 地形

● 北側斜面

大部分が 40%以上の急勾配の急傾斜地となっており、散策などの利用も困難である。

● 西側斜面

大部分が 10~25%程度の緩傾斜地であるが、50%以上の急勾配の傾斜地が部分的に点在し、うねりのある地形となっている。

● 北東側斜面①

段丘側は全体的に 35%以上の傾斜があるが、東側は 15~20%程度ではほぼ均一勾配の緩傾斜地となっている。

● 北東側斜面②

西側斜面と同様に、全体的には大部分が 10~25%程度の緩傾斜地であるが、畑地耕作によって生じた段差部は 35%以上の急勾配法面となっている。段差部は帯状に連なっており、人工的な造成がなされた、うねりのある地形となっている。

● 東側斜面

北東側斜面と同様に、全体的には 10~25%程度の緩傾斜地で構成されているが、畑地耕作によって生じた段差部は崖地状となっている。

● 中央部分

北側に向かって緩やかに下り、中央に 60 cmほどの段差があるが、全体としてほぼ平坦な台地となっている。

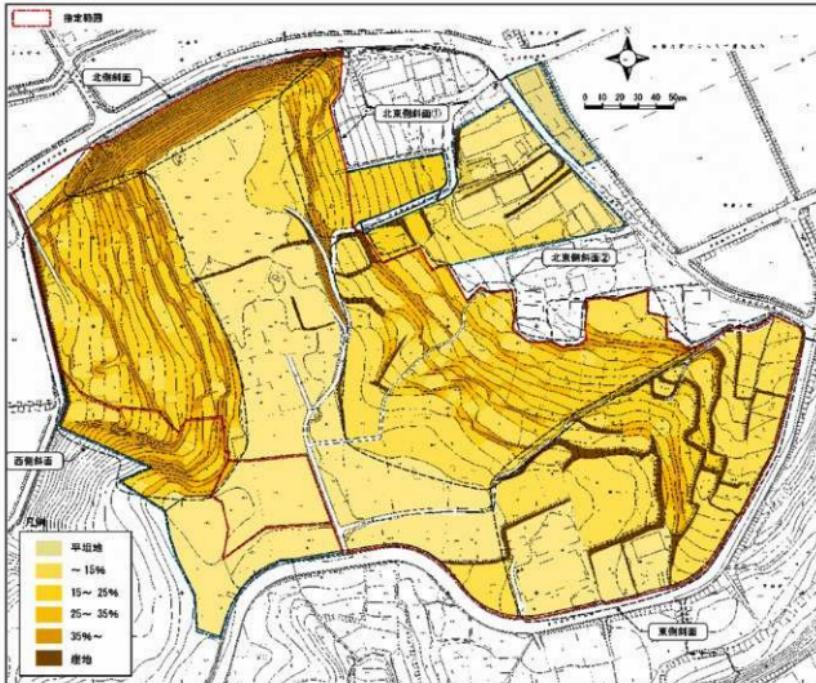


図 1-18 計画地の地形

3.2 社会的環境

(1) 交通網及びアクセス

浦尻貝塚は、福島県南相馬市小高区浦尻字南台地内にあり、南相馬市の南端、浪江町との行政境に近い位置にある。原町区市街地からは18km、車で約30分、小高区市街地からは8km、車で約15分を要する。

主要幹線道路である国道6号線からは2kmほど東に入った位置にあり、東500mには県道広野小高線が南北に縱断している。

浦尻貝塚には特急停車駅としてJR浪江駅(6km、車で12分)、および小高駅(8km、車で15分)、在来線でJR桃内駅(5km、車で10分)、常磐自動車道では浪江IC(9km、車で15分)が最もアクセスしやすい状況となるが、これらから浦尻貝塚までの公共交通機関がなく、アクセス上の課題となる。

なお、福島第一原子力発電所事故の影響等により、常磐線の浪江～富岡間の20.8kmは現在も不通となっており、2020年3月末までの再開が予定されている。



図1-19 周辺の交通網

(2) 周辺土地利用

計画地周辺は、旧井田川浦の平坦地を利用した水田地帯と、南側及び西側は丘陵地に残された林地が主な土地利用構成となっている。住宅地は海岸線沿いの浜堤と丘陵地の裾の一部に点在していたが、東日本大震災によって、海岸線沿いの集落は消失し、浦尻貝塚東側斜面裾の住宅地も津波被害を受け、現在2軒の住宅が存在するのみである。

道路は、南北で接している。しかし敷地北側は急傾斜地となっているため、敷地へのアクセスは南側または東側住宅地内からとなる。

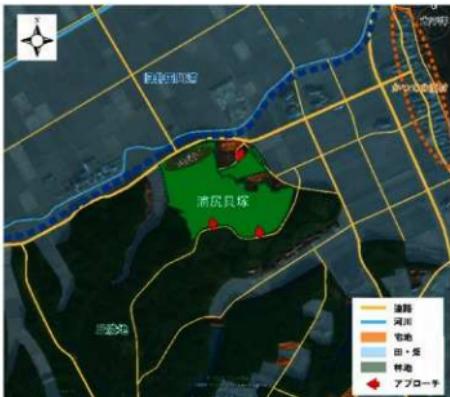


図 1-20 周辺土地利用

(3) 法令・規制等

計画地に関する法規制等について、以下に整理する。

1) 都市計画法

本市においては、用途地域のみを指定する非線引きの都市計画区域を設定している。計画地は、都市計画区域内の用途指定のない区域（白地地域）に位置しており、建ぺい率は60%、容積率は200%となっている。なお、非線引きの都市計画区域内において、3000 m²以上の開発行為については、県知事の許可が必要である。

2) 農業振興地域の整備に関する法律・農地法

農業振興地域の整備に関する法律の目的は第1条に規定されており、農業の健全な発展を図ることを目的の一つとしている。農用地区域は、概ね10年以上に渡り農業上の利用を確保すべき土地を設定しており、農用地区域において、開発行為を行う場合は、農用地区域の除外について県知事の許可が必要である。

また、農地法の目的も第1条に規定されており、耕作者の地位の安定と農業生産力の増進を図ることを目的としている。農地は、その転用を厳しく規制されており、転用面積が4ha未満は県知事の、4haを超えると大臣許可が必要となる。

計画地は、農業振興地域の農用地区域に指定されており、図1-21に農用地を示した。



図 1-21 農用地位置図

3) 森林法

森林法の目的は、その第1条に「この法律は、森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定めて、森林の保続培養と森林生産力の増進を図り、もって国土の保全と国民経済の発展とに資することを目的とする」と定められている。

大きくは、国有林と民有林に区分され、さらに保安林と地城森林計画対象民有林に区分されている。

計画地には、国有林も保安林もなく、

図1-22に示すとおり、地区の西側の山林が地域森林計画対象民有林となっている。



図1-22 地域森林計画対象民有林位置図

4) 文化財保護法

有形、無形の文化財を分類し、その重要性を考慮して、国の場合は文部科学大臣または文化庁長官、都道府県の場合は都道府県知事、市町村の場合は市町村長による指定、選択、選定、認定あるいは登録により、文化財の保護のための経費の一部を公費で負担することができる制度となっている。

史跡名勝天然記念物の指定や管理、復旧等については、第7章で述べられており、第125条では、現状変更等の制限等が定められ、「現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない」とされている。また第115条では、「指定を受けた地方公共団体その他の法人は、文部科学省令に定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。」とされている。

5) 史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則

文化財保護法の規定に基づき、標識等の設置基準を以下のように定めている。

規則	規定
第1条 文化財保護法附則第94年7月1日施行令第33号、以下「条例」という。)第38条(条例第31条第2項で規定する協会を含む、以下同じ。)の規定により設置すべき標識は、石造りとするものとする。但し、特別の修理があるときは、金属、コンクリート、木材その他の材質以外の材質をもって設置することを許さない。	標識及び看板 第3条 前条第1項第4号又は第5号に掲げる事項の規定により設置する地盤内の特徴的な構造又は外見に係る場合で特に必要があるときは、当該設置場所は物件を標示する標識又は看板を設置する者若しくは物件の体積上注意すべき事項を記載した注意書きを設置するものとする。
2) 前項の標識は、常に掲げる事項を記り、又は記載するものとする。	JR規則 第3条 第38条第1項の規定により設置すべき境界標は、石油又はコンクリート造とする。
3) 石油、石油又は天然記念物の別及び名称	2) 前項の境界標は、12センチ×12センチ×12センチの角柱とし、地盤からの高さは30センチメートル以上とするものとする。
4) 石油又は天然記念物の文字及び年月	3) 第3項の境界標の上には石油又は天然記念物に係る地盤の概要を示す方向指示看板、側面には文言看板、名前看板又は天然記念物看板の文字及び「丁」の敷設委員会の文字を記入するものとする。
5) 第3項の標識の地盤の外、石油又は天然記念物を使用する場合には、被標識2号から第4号に掲げる事項に石油又は天然記念物、樹脂及び漆面を使用する場合には、被標識2号に掲げる事項に石油又は天然記念物第3号及び第4号に掲げる事項は便宜上、それぞれ表示するものとする。	4) 第3項の境界標は、被標識は因由有する若る地盤の境界線の屈折する地盤その他境界線上の主要な地點に設置するものとする。
適用範囲	標識の形状
第2条 各種規則の規定により設置すべき説明板は、常に掲げる事項を字基の表記を用いて表示するものとする。	第3条 第1項から前項までに定めるものの外、標識、説明版、看板、注意書き又は境界標の形状、具装、配置場所その他の地盤の配置に留意する必要ある事項は、当該文書、石油又は天然記念物の管理のため必要な程度において、適切に留意するよう設置者が決定するものとする。
1) 文書、石油又は天然記念物の別及び名称	(図さくその他の施設) 第6条 条例第31条第1項の規定により設置すべき図さくその他の施設については前項の規定を借用する。
2) 石油又は天然記念物の年月	
3) 石油又は天然記念物の理由	
4) 説明事項	
5) 係上注意すべき事項	
6) その他の要となるべき事項	
7) 前項の説明事項は、指定者は因由有する地盤を示すものとする。但し、地盤の定めない場合はその地盤に地盤を示す必要なない場合は、この限りでない。	

3.3 歴史的環境

(1) 周辺の文化遺産

縄文時代の変遷

浦尻貝塚の周辺は多数の縄文遺跡が確認されており、貝塚を伴う遺跡が多い。以下の表に遺跡の分布の変遷を示す。

早期末	貝塚は認められず、阿武隈山地に近い地域に多くの遺跡が確認される。
前期前半	海が内陸に最も広がったこの時期は、当時の海岸線付近に多数の貝塚が形成され、海での漁労が積極的になったことを伺わせる。旧井田川浦の海口付近には、大規模な貝塚と考えられる北原貝塚があり、この地区が旧井田川浦域の漁労の拠点的な役割を担うようになったと考えられる。
前期後半 ～ 後期前半	生活の痕跡は海岸部に位置する浦尻貝塚・角部内南台貝塚だけとなるが、浦尻貝塚の貝塚・集落の形成が本格化し、拠点集落として成立していく。遺跡数は中期前半までは極めて少ないが、中期中頃以降、増加する。
後期中頃 ～ 晚期中頃	周辺ではほとんど遺跡が確認されていない。浦尻貝塚でも、後期中頃に貝塚形成の中止、居住地の移動という大きな変化が認められる。浦尻貝塚では、晩期中頃に小規模ながら貝塚が形成され、淡水域の利用の増加が認められることから、内陸に広がっていた海口が塞がれ、旧井田川浦の原型が形成されたと考えられている。
晚期後半	浦尻貝塚の集落はほぼ終わり、浦尻貝塚に隣接する海岸上に磯坂遺跡が出現する。磯坂遺跡は、貝塚は確認されていないが、浦尻貝塚に後続する製塙土器を多く出土し、浦尻貝塚に続く井田川浦域の生業の場として利用されたと言える。

弥生時代以降の変遷

浦尻貝塚の周辺の弥生時代以降の集落や生業などの変遷を下表にまとめた。

弥生時代	北原貝塚などで土器棺墓が見つかっているが、縄文時代に比較し遺跡は少ない。
古墳時代	浦尻貝塚内の浦尻古墳群や、表横穴墓群などがつくられ、当地域に支配者層が登場したことが認められる。
奈良・平安時代	井田川浦は行方郡と標葉郡の郡境になり、その南岸は「和名類聚抄（わみようるいじゅうしょう）」にある「標葉郡宇良郷（しげはぐんうらごう）」の推定地となっている。浦尻貝塚など複数の集落遺跡が確認され、これらの集落遺跡から製塙土器も出土し、土器製塙が営まれていたと考えられる。
中世	行方郡側の相馬氏と標葉郡側の標葉氏が井田川浦を挟んで領を隔壁、領地争いの最前線となった。
近世	入浜式塩田が作られ、現在も崖下にはかん水層と推定される穴が多数残されている。 また、近代に至るまで「トンボ舟」といわれる丸木舟が漁で使われ、現存する丸木舟は県指定有形民俗文化財に指定されている。
近代～現代	度重なる水害と食料増産のため、大正期に井田川浦が干拓され、大正末から昭和の初めにかけて約50戸の入植者が塩害等の課題を乗り越え水田を開拓し、現在に至る。

歴史的特徴

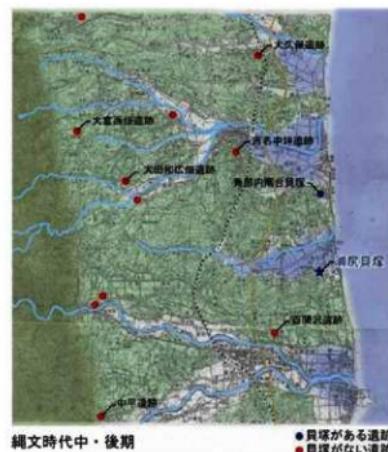
縄文時代以降、井田川浦が干拓されるまでの間、この地域の歴史、人の生活は井田川浦域とそれを取り巻く自然環境によって育まれたと言える。このような海（浦）を利用した地域の生活の起点となるものとして、浦尻貝塚を中心とした縄文遺跡群があげられ、その具体的な様相を伝える浦尻貝塚は、本地域の歴史の原点となる記念碑的な遺跡である。



縄文時代早期



縄文時代前期



縄文時代中・後期



縄文時代晩期

図 1-23 浦尻貝塚周辺の縄文遺跡時期別分布図

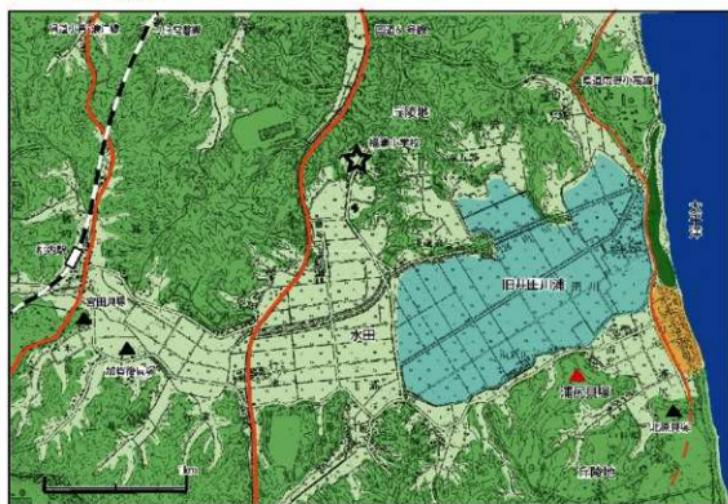
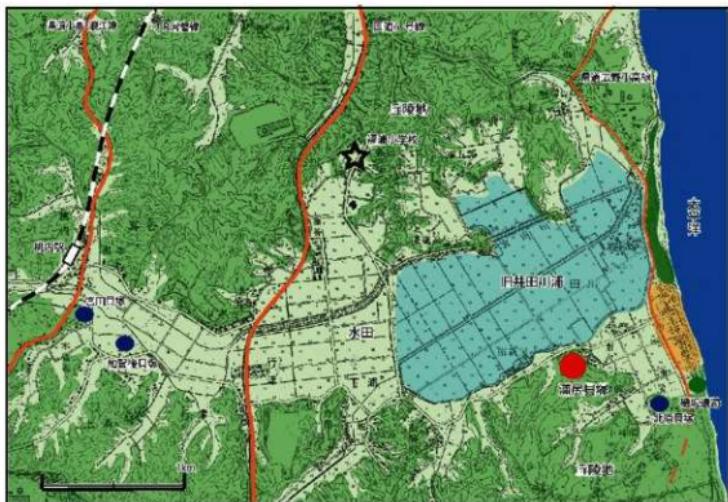
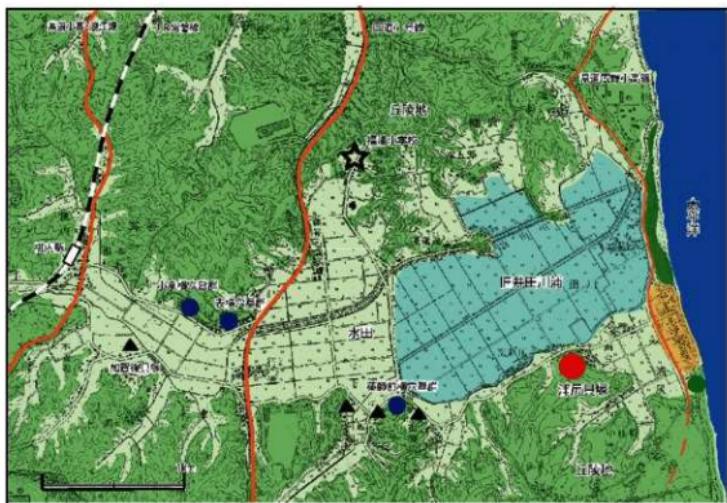
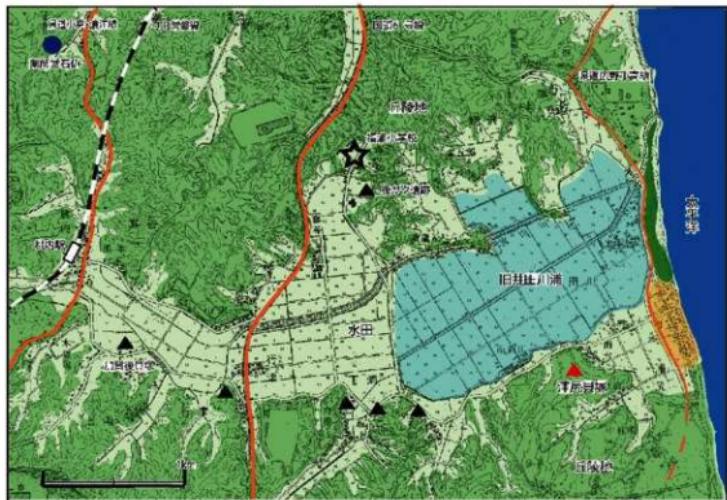


図 1-24 旧井田川浦周辺の時代別遺跡分布図①



【古墳時代】

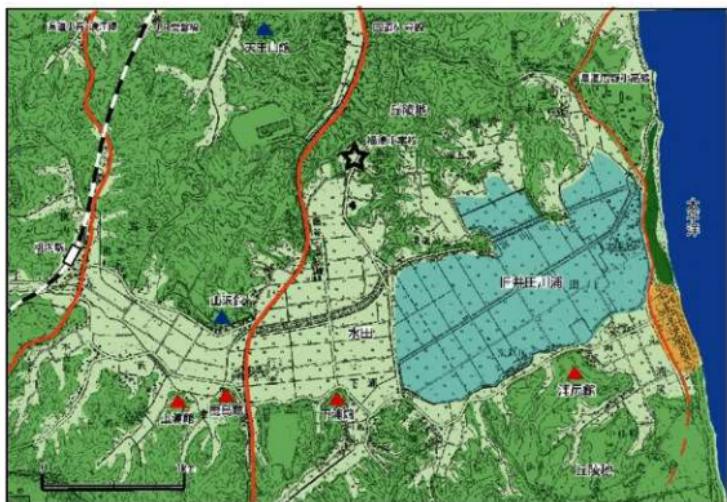
- 古墳群
- 横穴墓群
- ▲ 集落・散布地



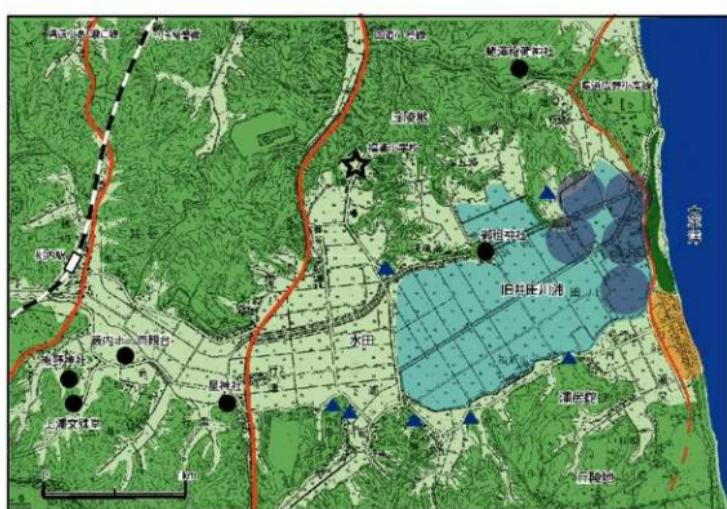
【奈良・平安時代】

- ▲ 集落・散布地
- 石仏

図 1-25 旧井田川浦周辺の時代別遺跡分布図②



【中世】



【近世以降】

図 1-26 井田川周辺の遺跡時代別分布図③

旧井田川浦周辺の遺跡以外の文化遺産

- ・姥澤稻荷神社
- ・綿津見神社
- ・萩内觀音堂
- ・上浦文殊堂
- ・熊野神社
- ・御祖神社
- ・星神社
- ・星神社の大杉
- ・上浦のキャラ
- ・天野家住宅
- ・常磐線隧道
- ・桃内駅
- ・報徳碑、顕彰碑などの石碑
- ・旧街道ならびに道標
- ・旧井田川浦の汀線
- ・井田川浦干拓にかかる歴史資料
- ・塩田跡、塩の道
- ・神楽などの民俗芸能
- ・製塩用具、大漁図絵馬、和船模型などの民俗資料
- ・井田川浦ほか漁業にかかわる民俗知識
- ・山菜採りなどの生業にかかる知識
- ・山地、丘陵と水田、海、集落がおりなす風景
- ・谷間にみられる水田風景
- ・丘陵等に生育する自然林

(2) 計画地内の遺跡・貝塚等の分布

1) 縄文時代の遺構分布

縄文時代の浦尻貝塚では、次に掲げる大きく2つの地区で2段階の集落構成が見られる。

段丘北側 前期後半～後期中頃

- ・縄文時代前期後半から後期中頃の竪穴住居などの遺構が集中し、その中央部は直径約60mにわたって掘削されている。
- ・東西斜面には前期末から後期前半の3箇所の大規模な貝層（それぞれ東西幅15～20m、南北幅30～40m）が分布している。
- ・遺構集中地区の南側には段丘平坦面全面にわたって貯蔵穴が確認されている。

段丘南側 後期末～晩期中頃

- ・後期末から多量の土器が出土するようになり、晩期中頃を中心とした建物跡が多数確認されている。
- ・北東斜面に小規模な貝層（12×10m）が形成される。

2) 古墳時代以降の遺構分布

- ・古墳時代後期に、段丘のほぼ中央において5基の古墳群が作られる。このうち3基の古墳は現在も墳丘を残す。
- ・平安時代に、段丘の南側を中心に竪穴住居が作られる。
- ・中世窯跡の推定地であるが、明確な遺構は確認されていない。段丘上には、中世以降の溝跡が確認されている。

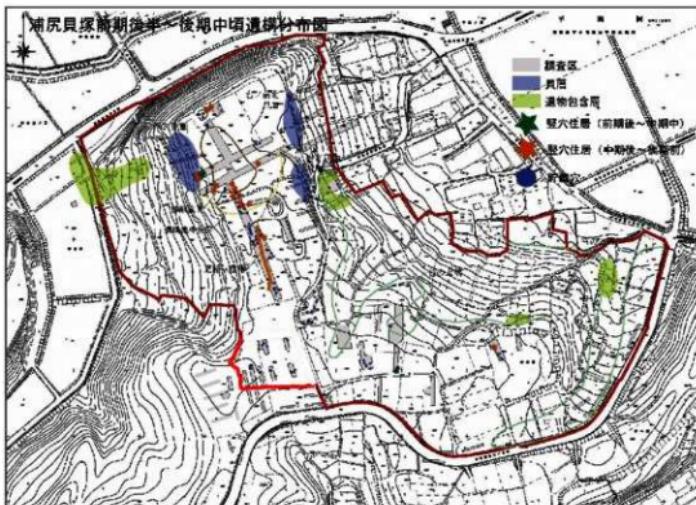


図1-27 浦尻貝塚遺構分布図（前期後半～後期中頃遺構分布図）

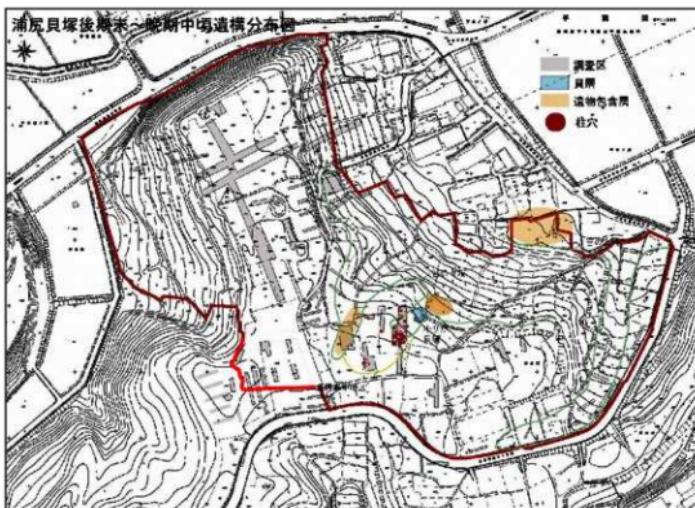


図 1-28 浦尻貝塚遺構分布図（調査時代後期末～晩期中埴）

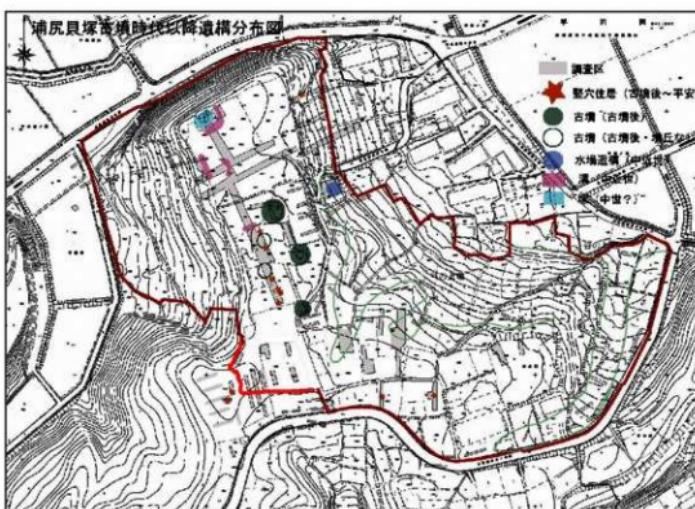


図 1-29 浦尻貝塚遺構分布図（古墳時代以降）

辨別別の検査目		年 普	漁 泊	解 析	
時期	発見の出現	鑑定結果の検査	漁港の活動化	骨器の多様化	
前期	北側に遺構とともににも骨質面に貝殻が形成されたもの。	オニグルミ・コナラ属 ニシキイモ・ヤマモチなどの種実が多く剥出されたことから、これらの他の機能的な利用から、漁港に貯蔵保管されたと考えられる。	貝殻はアリキを中心とするが、魚はウナギのほか、ドジョウ科など淡水底生魚が形態化する。魚骨を中心とした骨器が複数発見され、漁港機能が明確になり、その山側に貯蔵穴が開削され、漁港機能が明るうことになった。 貯蔵穴の山側の中央部に土壌剖面を剥離し、土と粘土の山側部分に堆积しているところからなる。	シカ・イシシ・内浦のカツラシカ・イシシク・内浦のカツラシカ・イシシクなどのほか、骨頭にアリキ・魚骨でニシキイモ・ヤマモチなどのほか、骨頭を生息するウナギが複数で多量に出土したことから、漁港機能が強化されたと考えられるなど外洋での漁獲も行われていた。	
中期	貝殻の大きさ 居住の安定と貯蔵穴開削の始まり 居住行為 貯蔵穴開削の山側の中央部を剥離して、土と粘土の山側部分に堆积している。	オニグルミ・コナラ属 ニシキイモ・ヤマモチなどの種実が多く剥出されたことから、これらの他の機能的な利用から、漁港に貯蔵保管されたと考えられる。	漁港を中心とした漁港機能が強化されるほか、周辺にひびきの段丘上に伝地性が認められる。	内浦を中心とした漁港機能が強化されるとともに、内浦の沿岸・海浜部が減少するとともに、内浦の沿岸・海浜部がこの時期のみに認められる。	
後期	漁港を構う堅牢な住居 背後に北側に漁港が形成される。	貝殻形成は断続的となり、小規模になった。 貝殻の量が増加する。 貝殻の量が変化する。	クリ・トノキの增加 クリ・トノキの増加 貝殻の量が変化する。	クリ・トノキの更なる增加 この時期の堅牢な住居は、クリがヒツジや豚の糞尿で覆って最も多くなり、トノキも最も多くなり、トノキの使用頻度が多くなった。... 貝殻は漁港として剥離しておらず、漁港機能が変化した。 漁港開拓が形態化しておらず、漁港機能が変化した。 北側集落の盛り 背丘北側には以前の段丘、住居の繁栄とも認められなくなる。 南側への段丘の移行 南側が漁港として明らかになる。	骨器の多様化に対するように併列して、他のなどの骨質器の出土が多くなる。 骨器の多様化 鳥居跡の出土が確認となり新規が活性化しているとともに、骨器のセキサキドリ科の骨角などから、骨器を含む多様化したことである。

第4項 浦尻貝塚の文化財的価値と保存計画の経緯

平成12年の試掘調査より、これまで進められてきた浦尻貝塚保存事業の概要を把握・整理するとともに、浦尻貝塚の概要および歴史的・学術的な調査に基づいた文化財的な価値を把握する。

4.1 指定区域・面積

国指定史跡「浦尻貝塚」の指定面積及び指定区域範囲は以下のとおりである。

約 71,510.74 m² (土地は全て南相馬市所有)

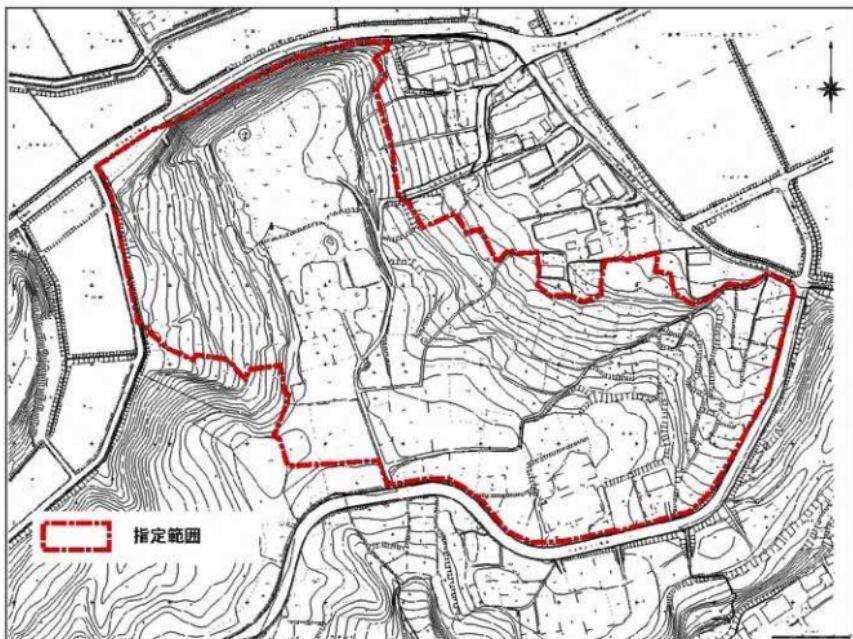


図1-30 指定区域範囲図

4.2 これまでの経緯

明治34（1901）年	大野延太郎が東京人類学雑誌に「浦尻台前貝塚」「浦尻西向貝塚」として初めての報告。
昭和6（1931）年	福島県師範学校 佐藤健次郎による発掘調査。
昭和25（1950）年	福島県学生考古学会による発掘調査。
昭和40（1965）年	農道工事の際に、浦尻貝塚内に所在する浦尻古墳群1号墳の主体部である削貰式石棺が露出し、小高町教育委員会による緊急の発掘調査。
昭和45（1975）年	福島大学学生考古学会の本格的な学術調査。複式炉を伴う竪穴住居（大木10式期）と西向貝層の一部の調査。
平成9（1997）年	小高町教育委員会による圃場整備に伴う試掘調査。
平成12（2000）年	浦尻貝塚を縱断・横断する町道の拡幅工事計画に伴い、小高町教育委員会による試掘調査。この調査の結果、町道拡幅工事計画の一部において、良好な保存状況の縄文時代の貝塚などを確認。文化庁・福島県教育庁の現地視察を踏まえての指導に基づき、町道工事計画を中止。
平成13（2001）年	小高町教育委員会による国史跡指定に向けた範囲内容確認調査開始（平成16年度まで継続）。
浦尻貝塚調査指導委員会設置（平成18年度まで継続）。	
平成16（2004）年	範囲確認調査終了。遺跡の概要・範囲をほぼ確認。
平成17（2005）年	「浦尻貝塚1」報告書刊行。平成12年以降の調査状況を報告。 浦尻貝塚整備基本方針策定。 地権者の同意を得て、国指定史跡指定申請。 文化審議会で国指定の答申。 追加範囲確認調査実施。
平成18（2006）年	小高町、原町市・鹿島町と合併して南相馬市となる。 国史跡指定が告示。 「浦尻貝塚2」報告書刊行。 追加範囲内容確認調査。 浦尻古墳群測量調査。 公有化事業開始。 (仮称) 浦尻貝塚史跡公園整備事業基本方針策定。
平成19（2007）年	土地収用法事業認定。
平成20（2008）年	指定地内全民有地の公有化終了。 「浦尻貝塚3」報告書刊行。 浦尻貝塚整備検討委員会設置。 (仮称) 浦尻貝塚史跡公園づくり市民検討会開催。 追加範囲確認調査。 浦尻貝塚史跡公園整備基本構想策定。
平成21（2009）年	浦尻貝塚史跡公園整備基本計画策定 「浦尻貝塚4」報告書刊行。
平成22（2010）年	浦尻貝塚史跡公園整備基本設計策定
平成23（2011）年	東日本大震災により、事業中断 浦尻貝塚史跡公園周辺整備実施設計策定
平成28（2016）年	浦尻貝塚史跡公園づくり市民検討会再開
平成29（2017）年	浦尻貝塚史跡公園整備事業再開。

4.3 浦尻貝塚の文化財的な価値の把握

浦尻貝塚の文化財的価値については、これまでの発掘調査報告書等で示されている。また前段となる「浦尻貝塚史跡公園整備基本構想」(平成20年10月)では以下のとおりまとめられている。

縄文時代のなりわいや自然環境をつたえる貝塚をもつ大規模集落

■ 縄文時代の中核的な貝塚を伴う大規模集落

浦尻貝塚は縄文時代の周辺の集落遺跡群の中でも、前期後半から晩期中ごろまでの約3,000年間という長期間の利用が認められ、唯一貝塚の継続的な形成がみられるとともに、7haにも及ぶ大規模集落であることから、時代を通じた周辺地域の中核的な集落と考えられる。

■ 良好的な保存状況の貝塚と集落

浦尻貝塚は中央が掘削された長期間の利用が認められる集落で、居住地の外側に貯蔵穴群・斜面貝層が分布する集落と、比較的短期間の建物群・土器捨て場・小規模な貝塚で構成される集落が良好な保存状況で確認されており、東北地方南部の縄文集落のあり方を研究する上で重要である。

■ 縄文時代の長期間にわたる人のくらしと自然環境の関わりを伝える

浦尻貝塚周辺は生業の場である内湾・外洋・丘陵地、そして旧井田川浦といった多様な要素がコンパクトにまとまった地域である。調査では、縄文時代前期から晩期の各時期の貝塚から多量の動物遺体が出土し、この多様な自然から得られる豊富な資源を利用していたことが判明するとともに、自然環境の変化と集落の展開が密接に関連することが明らかとなった。このように浦尻貝塚では自然環境と人間活動がどのような関係をもって変遷したかを長期的なスケールで「定点観測」することができる。

■ 東北地方太平洋岸の縄文社会の解明につながる多くの情報

三陸から仙台湾域といわき地域という縄文貝塚密集地帯の中間地にある。これらの地域に比較し、相馬双葉地方は貝塚の集中が少ない地域であるが、浦尻貝塚では一地区において長期にわたって各時期の貝塚があり、その特殊性が際立っている。また、浦尻貝塚からは多量の魚骨が出土しているとともに、特にいわき地方に比較し、外洋に生息する魚類の骨が極めて少ないとから内湾を中心とした漁労が発達していたことに大きな特徴がある。このように浦尻貝塚は東北地方太平洋岸における縄文社会の広域的な様相を検討する上で、極めて情報量が多い重要な遺跡である。

第2節 整備における課題の抽出

「浦尻貝塚史跡公園整備基本計画(平成22年10月)」から、震災後の社会状況の変化を踏まえ、計画の前提として整理・把握された以上の項目をもとに、施設整備や展示・公開また運営管理等に求められる課題を改めて抽出する。

1. 浦尻貝塚の保存に関する課題

- ・浦尻貝塚は国民共有の文化財として、公園整備に際して適切な盛土等を行うとともに、日常的に適切な維持管理を行い、長期的な保存を図ることが求められる。
- ・指定地外の整備予定地にある縄文時代以外の遺構についても、適切な維持管理により保存を図る必要がある。

2. 浦尻貝塚の本質的な価値表現に関する課題

- ・浦尻貝塚の本質的価値である「貝塚を伴う大規模集落」、「縄文人のくらしと自然環境の関わり」、「東北地方太平洋岸の縄文社会の解明」という点をゾーニング計画・施設配置計画・動線計画・展示計画等に積極的に反映し、来園者にわかりやすくアピールすることが必要である。
- ・縄文人のくらしと自然環境の関わりという浦尻貝塚の本質的価値を体感できる場づくりが求められる。
- ・体験学習プログラムの実施や、ガイドや新たなデジタル技術等を用いた情報発信を積極的に検討する必要がある。

3. 縄文風景づくりに関する課題

- ・史跡内の近代以降の植林や地形削除等により、縄文時代のムラの風景を阻害している点もある。縄文時代を感じる風景として、史跡内の環境改善が必要である。
- ・地域住民と協力しながら、史跡から望む、史跡と一体となった縄文風景を創出していくことが必要である。

4. 南相馬市における文化遺産、文化・観光施設との連携に関する課題

- ・誘客力を強化するために、市全域での文化・観光施設と連携した観光ルートや見学プログラム、周知広報が必要である。
- ・歴史文化基本構想における歴史文化保存活用区域として設定された「見晴しのよい丘から海風と縄文文化を感じるゾーン」の中核的施設として、旧井田川浦周辺の文化遺産を含めた地域全体の見学やイベント等を実施していくことも求められる。

5. 市民の活動に関する課題

- ・地域コミュニティの再生や新たなまちづくりの拠点として地域の復興に資する整備を進めていく必要がある。
- ・市民が史跡に親しみ、市民の「やる気」を喚起させるような事業を整備実施時から行うことで、浦尻貝塚に関わる市民活動の担い手を養成することが必要である。
- ・市民活動の促進には、幅広い年齢層の多様なニーズに対応した活動メニューを構築することや、市民活動への継続的な支援、市民を飽きさせない事業運営、史跡公園の情報の積極的な周知などを計画していく必要がある。
- ・震災により消失した集落やくらしの記憶に触れることや、現在の地域の情報・魅力、災害の歴史を発信することが必要である。

6. 維持管理・運営計画に関する課題

- ・市民が史跡公園に愛着を持つことができるよう、市と市民が一体となった運営体制づくりと、継続していくための仕組みづくりが求められる。
- ・市では博物館や桜井古墳公園などの文化施設のほか、泉官衙遺跡など今後整備を図る計画があり、これら文化施設の維持管理、運営費の増加も見込まれる。このために、他の文化施設等の管理も含めた一体的な運営計画を策定することが重要である。

第3節 基本理念および事業の目的と意義

第1項 史跡公園整備事業の基本理念

国民共有の財産としての史跡の保護には、恒久的な「保存」と国民が史跡への理解を深めるなどの「活用」を両立させ、補完し合う必要がある。よって、史跡の保護には、適切な「保存」だけではなく、史跡に関わる歴史・文化を学ぶこと、史跡を核とした物理的・精神的なまちづくりなどの「活用」を行い、市民が史跡の本質的な価値を正しく理解し、史跡が地域の誇りとして認識されることが重要とされる。

具体的には、史跡を通した学習、憩い、環境保全、地域の魅力を発信するなどの市民文化活動を推進し、地域文化の向上を図ることにつなげていくことが必要である。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災浦尻貝塚周辺は津波被害など多大な被害を受けた。また、続いて起こった東京電力福島第一原子力発電所事故により浦尻貝塚周辺は避難指示区域となり、放射線被害への不安、避難の長期化などにより、浦尻貝塚周辺の居住人口が大幅に減少するなど、多方面への影響が認められる。このような社会状況において、本事業は、史跡の保存活用だけではなく、地域コミュニティの再生や生産年齢人口の回復、交流人口の増等の地域への課題へ対応し、震災からの復興の一助となることを求められている。

このことから、史跡保護の考えを前提とし、震災後の浦尻貝塚周辺の社会状況を踏まえ、平成21年4月に決定された「浦尻貝塚史跡公園整備基本計画」について改定を行う。改定にあたっては、「南相馬市復興総合計画」（平成27年3月）ならびに「南相馬市教育振興計画」（平成28年3月）等の計画のもと策定された「南相馬市歴史文化基本構想」（平成30年3月）に基づき、歴史文化を活かして魅力的な「まち」として復興することを目的とする。

基本理念

浦尻貝塚の保存・活用により、地域文化の基盤である「縄文時代の人の暮らしと自然との関わり」を学び、体感できる機会を与えるとともに、災害の歴史についても伝える場を創出する。また、浦尻貝塚を通した市民の文化活動を促進し、地域が誇りを持つ南相馬の文化的魅力を発信することにより、災害を乗り越える新たな地域づくりを促進する。

『海風と森がふれ合う「縄文ムラ」の体感』

- ・ 地域の原点となる縄文時代の人の営みと自然にふれ、学び、体感・体験する場
- ・ 地域特有の歴史空間、自然、景観を地域が守り、憩い楽しむ市民の文化活動の場
- ・ 南相馬の文化的魅力を発信する場
- ・ 災害の歴史を伝え、災害を乗り越える地域づくりの拠点の場

第2項 史跡公園整備事業の目的と意義

事業の目的と意義については、基本理念を受けて基本構想において設定されている。本基本計画においても以下の設定を前提とし、計画内容を進めることとする。

(1) 史跡の適切な保全と旧井田川浦周辺の歴史的環境を表現する空間の創出

東北地方の縄文文化を解明する貴重な縄文遺跡として、将来にわたる調査研究、文化向上に資するため、適切に保存する。

また、良好な眺望、史跡を取り巻く豊かな自然をより良く保全し、旧井田川浦周辺の文化遺産と連携し、歴史的な意義も踏まえた地域特有の魅力ある空間を創出する。

(2) 人の暮らしと自然の関わりを体感、体験する学習の場づくり

自然に育まれた浦尻縄文人の暮らしを学習・体感できる歴史空間と、人の暮らしと自然の関わりを重視した史跡と周辺の自然環境を題材とする体験・学習の場をつくりだす。

(3) 市民との協働から史跡公園を通した災害を乗り越える地域づくりへ

歴史文化基本構想にある『歴史文化を活かして魅力的な「まち」として復興する』ことを目的として、行政と市民がともに協働して、活用・運営を図る整備を行い、史跡公園を通した市民の文化活動を促進し、市内外の人々の交流を図りながら、災害を乗り越える新たな地域づくりを推進する。

(4) 南相馬の文化的魅力の向上と文化的観光の促進

県内で最も多くの史跡を有する南相馬市としての特徴を踏まえ、桜井古墳などの市内文化財や南相馬市博物館などの社会教育施設などの文化資源の積極的な情報発信と連携活用により、地域の文化的魅力の向上を図り、南相馬市への文化的観光を促進する。

(5) 親しみのある快適な市民の憩いの場の創出

身近で親しみやすい地域資源を活かした豊かな市民の余暇活動に資するため、年齢層を越えて楽しめる快適な憩いの場を創出する。

(6) 災害の歴史を伝え、復興を果たしていく地域の情報発信

東日本大震災と福島第一原子力発電所事故の被害を受けた地域にある史跡として、浦尻貝塚の歴史と合わせ、津波被害などの災害の歴史を伝えるとともに、復興を果たしていく地域の姿を広く発信する拠点づくりを進める。

第4節 保存・活用における基本方針の設定

整備における課題の抽出および基本理念・整備目標をもとに保存・活用における整備基本方針を設定する。

第1項 保存に関する基本方針

(1) 遺構・貝層等の保存

遺構・貝層・遺物包含層は、現況の保存状況、整備の手法を十分検討した上で、長期的な見通しのもと、現状保存、盛土保存を図る。墳丘を残す古墳や中世館跡の遺構なども、指定地外も含め適切な保存を行う。

(2) 歴史的景観・環境の保全整備

史跡からの良好な海の眺め、かつて浦であった水田風景、丘陵と阿武隈高地の遠景という歴史的景観と緑地が多い環境を地域の協力を得て計画的に保全する。また、周辺環境を快適な場づくりの重要項目とする。

第2項 活用に関する基本方針

(1) 貝塚を中心とした縄文のくらしの場の魅力的な表現

浦尻貝塚の最大の特徴である貝塚について、見学者の満足感を得られるよう貝塚の展示、情報発信を行う。また、縄文時代の浦尻貝塚の大規模なムラとくらしを体感できるように縄文時代の建物の復元や柱穴等の遺構、土器捨て場などの表現、地形・植生環境復元を行う。これらの表現には体験学習プログラムとの連携や自然環境を含めたものとなることを重視し、広いムラの中で行われた縄文時代の場の歴史的意義が伝えられるよう努める。さらに、縄文時代以後に作られた古墳群も縄文時代の展示物等との関係に配慮しながら、整備する。

(2) 史跡が伝える縄文人のくらしの情報発信・体験・学習活動

案内板などの設置やガイダンス施設を設置し、映像やジオラマなどの様々な手法を用いて、遺跡から明らかとなった縄文人と自然の関わりを中心とした情報発信を行う。これらの展示等では、貝を捨てる、漁をする、木の実を採取する、人を埋葬するなどの縄文人のくらしが現代につながる身近な文化であることを実感できるようにする。また、史跡と自然を題材とし、体験を重視した積極的なソフト事業や研究成果等を市民に還元する講座などにより、史跡だけではなく良好な歴史的景観・環境や生業などの民俗を含めた総合的な学習につなげていくものとする。さらに、これらの市民の学習活動に資するため、地域の歴史・民俗・自然についての研究を進めていく。

(3) 史跡を核とした縄文風景づくり

地域の歴史背景や対象地及び周辺の自然環境・社会環境に配慮しながら、良好な眺望や緑地空間を活かした縄文風景を創出する。特に史跡内は学術的成果を踏まえて、近代以降の里山としての環境も活かしながら、史跡内を縄文人がくらしていた自然、地形を再生していく。

このような整備は史跡内外で行われる体験・学習プログラムを関連づけて有機的に実施していく。縄文時代の居住地周辺は単純な植栽ではなく、森を使い続けていく縄文文化のあり方をもとに長期的な視野をもって体験・学習活動を通して森を更新していく活動を推進していく。

また、史跡から良好なビューポイントを設置するなど、憩いの場としても活用できる整備を目指す。

(4) 市民が活動する公園づくり

市民が「わたしたちの史跡公園」という誇りを持てるよう、市民とともにつくる公園整備を行い、将来的な管理、活用についても、災害を乗り越えていく地域に活力を与える市民参画を推進していく。また、地域の日常的な公園利用以上に、市民が史跡を題材にしたサークル活動、地域外来訪者の誘致も含めた企画型の週末レクリエーションイベントや学習・研究に接する場としての利用を重視し、活動メニュー や情報発信を充実させる。

(5) 南相馬市内の史跡や自然などの地域資源、社会教育・観光施設との連携

歴史文化基本構想にもとづき、福島県内で最も多くの史跡と豊かな自然を有する南相馬市としての特徴を活かすため、市内文化財やそれを取り巻く環境、景勝地などの地域資源と社会教育・観光施設との連携を踏まえた活用を行う。特に市の文化教育施設の中心である博物館との総括的な運営を図っていく。

また歴史文化基本構想の歴史文化保存活用区域として設定された「見晴しのよい丘から海風と縄文文化を感じるゾーン」における文化遺産の見学やこれらの文化遺産が連携したイベントの中核的機能を担う。さらに、井田川ビジョンに基づく旧井田川浦の再生計画と一体となり、環境面、景観面および市民レクリエーションにおいても連携を図っていく。

(6) 大災害を受けた地域の史跡として、地域の復興と一体的な活用形態を公開

東日本大震災の津波被害などの過去の災害と縄文海進などの自然環境の移り変わりや縄文のくらしを関連づけて情報発信することにより、災害や地域のあり方を伝えていく機能は果たしていく。また、東日本大震災と原発事故の重複被災を受けた複合災害の地域として、復興を果たしていく地域の姿と史跡活用整備を一体的に進めていく活用形態を広く周知公開し、地域全体の情報発信に努める。

さらに、震災により地域を離れた人々が地域を再び訪れることや改めて地域を知ることができるよう、震災により失われた集落やくらしの記憶に触れる場づくりやイベントの開催により、震災前の地域コミュニティの再生にも寄与していく。

第5節 整備基本計画

保存・活用における基本方針に基づき、公開後の活動計画およびゾーニング・動線計画、また整備に向けての具体的な施設検討を行う。

第1項 整備におけるキーワードの設定

整備の検討にあたっては、史跡の本質的価値と活用に関する基本方針から、表現すべきキーワードを抽出し、検討を行う。

浦尻貝塚の本質的価値

縄文時代の貝塚を伴う中核的な大規模集落

縄文時代の長期間にわたる人々の暮らしと自然環境の関わり

東北地方の太平洋岸の縄文社会の解明につながる多くの情報

活用に関する基本方針

- (1) 貝塚を中心とした縄文の暮らしの場の魅力的表現
- (2) 史跡が伝える縄文の暮らしの情報発信、体験・学習活動
- (3) 史跡を核とした縄文風景づくり
- (4) 市民が活動する公園づくり
- (5) 南相馬市内の史跡や自然などの地域資源、社会教育・観光施設との連携

整備計画のキーワード

- ① 縄文時代の貝塚
- ② 中核的な大規模集落
- ③ 人の暮らしと自然環境との関わり、縄文の風景
- ④ 東北地方の太平洋岸の縄文社会の解明
- ⑤ 市民活動
- ⑥ 地域資源等の連携、地域の復興

第2項. ゾーニング配置および施設配置計画

2.1 ゾーニング配置および施設配置計画の基本的考え方

保存・活用に関する基本方針を受け、整備計画のキーワードをもとにゾーニング計画ならびに施設配置計画についての基本的な考え方を整理する。

(1) 浦尻貝塚の本質的価値の表現

①貝塚の表現

キーワード①：縄文時代の貝塚

キーワード④：東北地方太平洋岸の縄文社会の解明

浦尻貝塚の最大の特徴である保存状況が良好な貝塚を中心とした展示を行う。貝塚の展示は誘客の最重点の要素と位置づける。浦尻貝塚の大きな特徴として、中期においては集落の斜面に大規模な貝層を伴うこと、貝層に土の混入が多く複雑な形成過程であることが挙げられる。また、晩期でも集落に伴うが貝層は小規模となることも特徴的である。これらの各時期の貝塚を伴う大規模集落であることを伝えるため、各時期の貝塚の場所が確認できること、縄文時代の貝塚の姿をできるだけそのまま表現することを目指す。

②中期、晩期段階の集落の表現

キーワード②：中核的な大規模集落

キーワード④：東北地方太平洋岸の縄文社会の解明

大別される縄文時代の2時期の集落について、幅広い段丘平坦面に場所を異なって展開されていることが特徴的である。また、中期、晩期の建物構造は発掘調査によって異なることが明らかである。これらについて、史跡を来訪することによって伝えられるように努める。具体的には中期段階の竪穴住居、貯蔵穴、晩期段階の平地式住居、土器捨て場等の多様な要素を表現する。

また、中期段階の掘削された範囲や縄文人が利用した谷地形、谷からつづく縄文時代の道などを表現し、縄文時代のムラの姿を再現した空間を構成していく。

(2) 縄文人のくらしが伝わる表現

キーワード③：人のくらしと自然環境の関わり、縄文の風景

縄文人の漁業などの生業など浦尻貝塚で行っていた活動を伝え、縄文時代と現代がつながることを重視していく。このため、各史跡内の展示でも貝を捨てる、木の実を蓄える、谷筋をあがつて集落に入るなどの縄文人の動きを伝える解説板等を設置する。

また、史跡内の展示だけではわかりにくい縄文時代のくらしや浦尻貝塚の概要について、ガイダンス機能をもたせた施設を設置することにより、史跡見学の満足度を高め、地域内外、学校活動等の誘客を図れるよう取り組む。

(3) 縄文から続く自然を感じる空間づくり

キーワード③：人のくらしと自然環境の関わり、縄文の風景

森、海、里山など、縄文人が利用した自然環境を再生し、遺跡の内容と環境が調和して、縄文

時代を体感できる場づくりを目指す。史跡公園内に現代的な植栽、工作物、農地造成等、現代的、人工的なものをできる限り排除し、縄文時代の風景を取り戻す整備を行う。一方、縄文時代を原則としながらも、現在の植生や地形に合わせ、ゾーンごとに異なる空間を設け、来訪者がめぐることにより複数の環境を感じられる動きのある空間づくりを行う。

(4) 縄文風景を体感できる眺望視点場の設定

キーワード③：人のくらしと自然環境の関わり、縄文の風景

キーワード⑤：地域資源等の連携、地域の復興

史跡公園は、歴史文化基本構想における「見晴しのよい丘から潮風と縄文文化を感じるゾーン」の中核となる施設である。太平洋や井田川浦、阿武隈山地から延びる丘陵地などの自然地形と人の営みがおりなした縄文空間を、見る側との相対的な位置や距離を確認しながら体感できる場所に視点場を設定する。この縄文風景の体感ポイントとなる視点場をまた園内の広場や園路などに位置付け、縄文風景を要所で表現すると共に、全体展示計画と関連性を持たせたストーリーを開発する。

視点場については、その位置を示す案内を設置するとともに、柵などの安全管理や樹木の剪定など眺望を妨げないよう維持管理を適切に実施する。

また、各展示スポットを視点場とし、遺跡の内容と関連した解説板等の設置を図る。たとえば、海進海退の状況と東日本大震災の津波被害を関連させ、災害教育などに発展させることを図るなど眺望を展示と位置づけていく。

(5) 多様な市民活動に即した利便性の高い空間づくり

キーワード④：市民活動

キーワード⑤：地域資源等の連携、地域の復興

史跡公園で活動する市民が利用しやすい広場空間を確保する。また、多様な活動を想定し、体験学習や研究活動に適した火や水が使える場所や音楽コンサート等のイベントを行える場所を設定する。

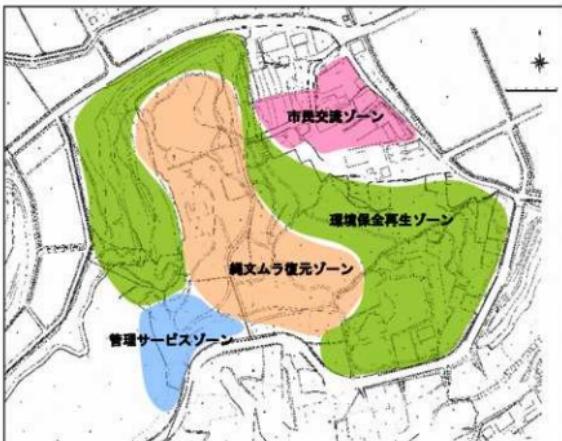
史跡見学目的外の散策・ウォーキング等にも適した心地よい園路の整備を行う。主要施設や園内樹木等を維持管理するための車両動線については、草地を活用した自由動線とし、縄文風景を阻害するような人為的な通路は整備しない。

2.2 全体ゾーニング

計画地の全体ゾーニングは前回の基本計画では、地形上台地上部にあたる中央部のゾーン「縄文ムラ復元ゾーン」、台地外周部の斜面・樹林で構成される「環境保全再生ゾーン」及び指定範囲外でありエントランス空間となる「管理サービスゾーン」の3つに大きく区分した。震災後、防災集団移転事業に伴い、指定地に隣接して市有地が確保された。この追加した指定地北東側の新規整備予定地となる「市民交流ゾーン」をあわせ、以下に4つのゾーンの現況特性と計画するゾーン整備方針を示す。

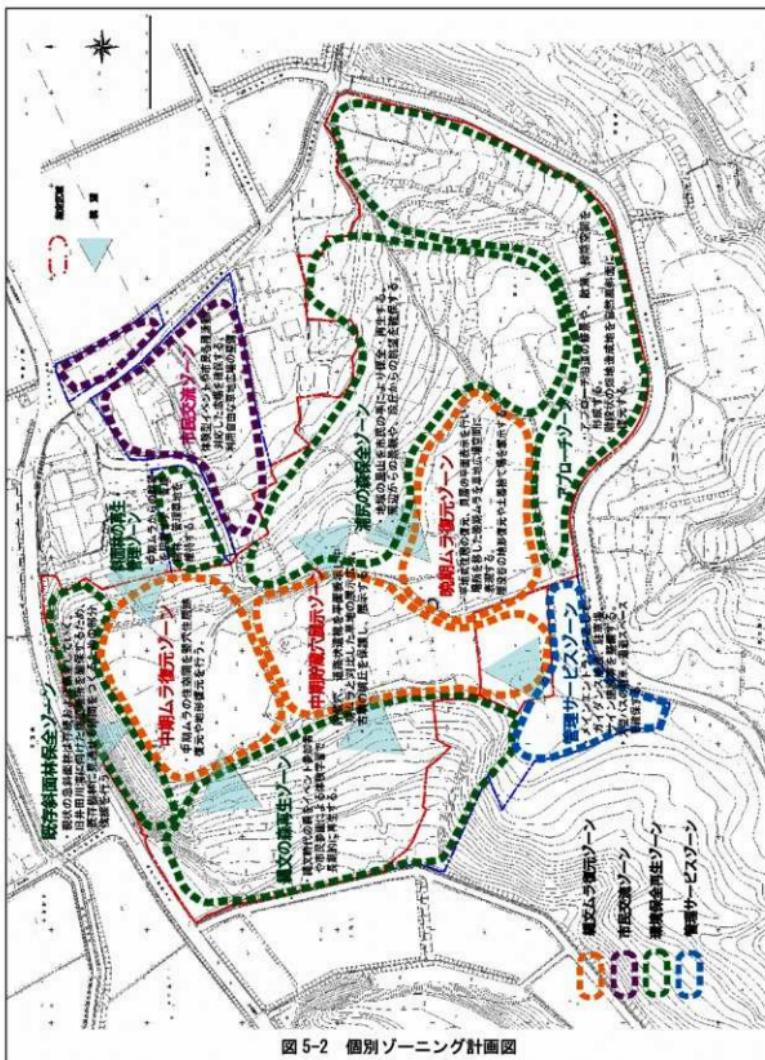
表 5-1 全体ゾーニング構成

ゾーン名	ゾーンの現状	整備方針
縄文ムラ復元ゾーン	指定地内であり、縄文時代の遺構等が多く確認される段丘平坦面を中心とした地区。	影響のある樹木の伐採や盛土施工を行い、遺構等の保存を図った上で、浦尻貝塚の大別2段階の居住地・貝塚を中心とした展示と縄文ムラの空間を復元する。 また、海やかつて浦であった水田風景、阿武隈山地などの眺望を重視する。
環境保全再生ゾーン	指定地内であり、斜面地で構成される植林、二次林などの森林となっている地区。	縄文ムラ復元ゾーンを取り囲む環境を保全し、学習活動や快適な場づくりに供する植栽、伐採などの環境整備を行っていく。
管理サービスゾーン	史跡指定地外にあたり、接道可能な地区。	ガイダンス、体験学習などの学習・情報発信施設、駐車場・トイレなどの便益施設また、公園利用者を誘導する案内サイン等を整備する。
市民交流ゾーン	史跡指定地外にあたり、台地裾の津波被災した住宅地の階段状斜面。	市民活動や、地域外からの来訪者を迎える場として、多目的利用が可能な開放感のある広場型のエリアを整備する。 また、東側からのエントランスとして、サインなどを設置する。



2.3 個別ゾーニング

文化財分布、地形要因および機能性から大別した全体ゾーニングに対し、各ゾーンを展示目的、活用目的及び環境保全方針等によって分けられる個別のゾーニング計画を検討する。ゾーン構成は原則として基本構想で示された内容を引き継ぐものとし、以下の図5-2にゾーン構成とゾーンごとの計画内容を示す。



第3項. 整備内容の設定

保存・活用に関する基本方針を受け、整備計画のキーワードをもとに、（1）史跡公園内に設置する施設と（2）ガイダンス施設、パンフレット、講座等のその他の施設・手法にわけて、整備内容を設定する。

●キーワード1：「縄文時代の貝塚」

（1）史跡公園

- ① 各時期の貝塚の場所を表示
- ② 貝塚の姿を表示（平面表示、現生貝による復元平面表示等）
- ③ 貝塚の形成過程の表現（断面展示）

（2）ガイダンス施設、パンフレット等

- ① 縄文時代の基礎的な情報提示
- ② 貝塚についての基礎的な情報提示
- ③ 貝塚の重要性（多くの情報を持つこと）の説明
- ④ 史跡からわかる生業と移り変わりの説明
 - ・狩猟
 - ・漁業（貝、魚、海藻・海草）
 - ・植物利用
 - ・食事の様子

●キーワード2：「中核的大規模集落」

（1）史跡公園

- ① 中期の竪穴住居、晩期の平地式住居の復元
- ② 中期、晩期の住居分布エリアを明示
- ③ 中期の住居分布エリアの外側にある貯蔵穴群エリアを明示
- ④ 晩期の土器捨て場を復元
- ⑤ 貝塚と住居の関係性を表現
- ⑥ 集落の形成過程を見学ルートで表示（中期ムラから晩期ムラへの変遷）

（2）ガイダンス施設、パンフレット等

- ① 浦尻貝塚全体の遺構分布、ムラの概要説明
- ② 中期ムラ、晩期ムラの特徴説明
- ③ 旧井田川浦をめぐる縄文遺跡、貝塚群の情報、浦尻貝塚との関係性の情報提供

●キーワード3：「人のくらしと自然環境との関わり」「縄文の風景」

（1）史跡公園

- ① 史跡内における縄文風景を整備（竪穴住居とリンクした地形復元、森等緑地の整備）
- ② 史跡から眺める眺望整備（旧井田川浦、阿武隈山地、水田等）
- ③ 体験活動による縄文の森再生

- ④ 眺望点からの旧井田川浦の移り変わりを提示
- ⑤ 湧水地の整備
- ⑥ 縄文人のその場における活動を提示、紹介
- ⑦ 縄文人の暮らしに伴う動線を提示
- ⑧ 縄文人の暮らしを体験する活動の場の設定

(2) ガイダンス施設、パンフレット等

- ① 旧井田川浦周辺の環境変化（海進海退、森林の変化）の説明
- ② ムラの環境変化の説明（微小貝分析、花粉分析）
- ③ 縄文中期から晩期に至る生業と集落の画期が一致していることの説明
- ④ 浦尻縄文人の食生活の特徴の説明
 - ・人骨（炭素窒素同位体比分析）
- ⑤ 縄文の暮らしに関わる体験活動、講座、イベントの開催

●キーワード4：「東北地方の太平洋岸の縄文社会の解明」

(1) 史跡公園

- ① 植生林、既存林、湧水地等を活かした実験考古学の場設定

(2) ガイダンス施設、パンフレット等

- ① 東北地方の貝塚の分布の紹介
- ② いわき地方、仙台湾の貝塚との違いの説明
- ③ 縄文時代の他地域交流の説明
 - ・土器型式
 - ・石器（石材）
 - ・骨角器（アスファルト）

●キーワード5：「市民活動」

(1) 史跡公園

- ① イベント、体験学習、屋外活動等に適したスペース、設備設置
- ② 市民の憩いの場となる休憩場所、散策園路等の設置
- ③ 季節を感じられる緑地空間の整備

(2) ガイダンス施設、パンフレット等

- ① イベント、体験学習、講座、学校活動等に適したスペース、設備設置
- ② 維持管理に必要な倉庫等の設置
- ③ 地域の歴史・景観・暮らしを伝える講座等の実施
- ④ 市民活動の推進を図る支援
- ⑤ 市民活動の情報発信

●キーワード6：「地域資源等の連携」「地域の復興」

(1) 史跡公園

- ① 眺望点からの震災前、震災後、復興状況の情報提示
 - ・眺望点における震災前の姿、震災による津波被害、震災のオーラルヒストリーの紹介
- ② 眺望点から眺められる他の文化遺産の提示

(2) ガイダンス施設、パンフレット

- ① これまでの津波災害の概要説明
- ② 地域のイベント、見どころの情報提示
- ③ 震災からの復興を情報提示
- ④ 旧井田川浦での縄文以後のくらしの紹介
 - ・古墳、平安時代の歴史
 - ・民具（塩田用具、まるき舟など）が伝える生業
 - ・周辺の文化遺産（民俗芸能、蛇沢稻荷神社など）の紹介
- ⑤ 地域住民や震災により地域を離れた人々に対しての拠り所の場の設置

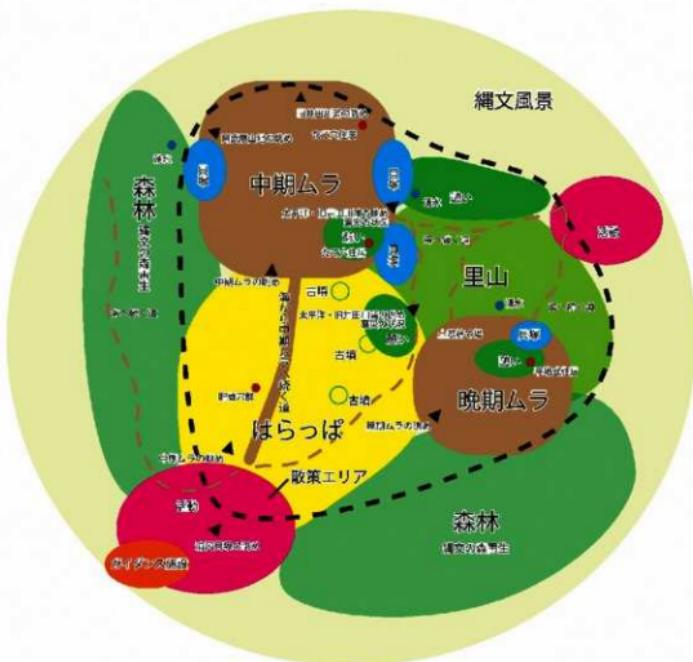


図 5-3 浦尻貝塚史跡公園整備概念図

史跡公園		ガイダンス施設、パンフレット、講座・体験活動等
① 縄文時代の貝塚	貝塚の場所の表示 貝塚の姿を提示 貝塚の形成過程の表現	貝塚時代、貝塚の特徴 貝塚の重要性 縄文時代の生態
② 中核的大規模集落	中期、後期の建物復元 住居分布の表示 町壁穴群の表示 晩期の土器洗浄場の表示 貝塚と住居の関係性を表現 集落の形成過程の表示	湯尻貝塚の概要 中期、後期のムラの概要 井田川浦とウミガヤ貝塚遺跡群
③ 人の暮らしと自然環境との関わり、縄文の風景	縄文風景の整備 周辺の眺望整備 縄文の森整備 井田川浦の移り変わりの提示 遊水池の整備 縄文人の活動、動きの提示	海進海退などの環境変化 縄文人の生活空間 縄文以後の地域の暮らし 縄文の暮らしの体験
④ 東北地方の太平洋岸の縄文社会の解明	発掘調査、実跡考古学の場の設定	東北地方の貝塚分布 いわき地方、仙台周辺地方の貝塚 縄文時代の他地域との交流 実跡考古学の実施
⑤ 市民活動	イベント等のスペース設定 憩いの場（休憩、飲食）整備 季節を感じる空間整備	イベント、体験活動等場所の整備 施設管理の色澤等設置 市民活動の支援、情報発信
⑥ 地域資源等の連携、地域の復興	眺望点からみる震災の状況の提示 眺望点からみる地域文化遺産の提示	津波災害 地域資源の情報発信 震災からの震災情報発信 地域住民の防災意識の教育

第4項. 遺構保存に関する計画

地上に遺構が表出しているものと、地下に埋蔵されているものに分け、各々の保存手法について検討する。

4.1 地上に表出している遺構

台ノ前北貝層

貝層展示施設を設置予定であり、多くの部分が発掘調査を実施しており、現在仮埋め戻しをしている。調査後は山砂等で埋め戻す計画である。遺構面の保護に努めて、盛土を行う。貝層展示施設は貝層直上には建物を設置せず、貝層より斜面下の遺構等未検出部分に貝層展示施設を設置する。展示施設の基礎は遺構確認面である黄褐色粘土の掘削は最小限にとどめる。

西向貝層

表土に貝層の崩落土が混在し、多くの遺物が出土する。盛土をすることにより、表土に含まれる遺物が完全に埋もれてしまうことから、現状の保存を行った上で、立ち入り制限をし、遺物等の保存につとめる。

古墳

墳丘を残す古墳が4基所在する（うち4号墳は中世館関連遺構と考えられる）。墳丘上に樹木がある3号墳は樹木の影響により墳丘の損壊が促進される可能性があるため、適宜伐採等の管理を行う。1号墳は過去の調査によって墳丘が掘削されている。これを含め、墳丘の自然崩壊が考えられる箇所については必要最低限の盛土等の保護を行う。

4.2 地下に埋蔵している遺構

台ノ前南貝層

貝層は地下に埋蔵されているが、斜面の傾斜が急激な箇所があり、状況に応じて盛土を行う。貝層直上には工作物は設置しないが、平面表示などの展示活用に必要な軽構造物を設置する計画とする。これら軽構造物の設置は遺構面に達しないように基礎等を設置し、遺構面の間に保護層を確保する。

小サク貝層・その他遺物包含層

地下に埋蔵しているが、地形が大きく改変されているので、自然地形に応じて盛土を行う。貝層等の直上には工作物は設置しないが、平面表示などの展示活用に必要な軽構造物を設置する計画とする。これら軽構造物の設置は遺構面に達しないように基礎等を設置し、遺構面の間に保護層を確保する。

堅穴住居等のその他の遺構

地下に埋蔵しているが、地形が大きく改変されている箇所については、自然地形に応じて盛土を行う。遺構直上には工作物は設置しないが、展示活用に必要な軽構造物を設置する計画とする。これら軽構造物の設置は遺構面に達しないように基礎等を設置し、遺構面の間に保護層を確保する。

4.3 地表上に露出している遺物

史跡内は畑等に利用されていたことから、縄文遺物の散布が認められるが、段丘平坦面は利用が多かったことから、遺物は細かくなってしまい、緩慢な出土にとどまる。現状において特別な保護は必要としないが、各整備で掘削を行う必要がある場合も最小限に留める。

斜面については、縄文の森再生ゾーン、浦尻の森保全ゾーンで一部遺物等が多く出土する箇所がある。多量に遺物が出土する箇所では、園路の未設置が植栽等を積極的に行わず、現状の保存を継続していく。また、必要に応じて柵の設置や盛土を行い、保護に努める。

第5項. 動線計画

ゾーニング計画、施設等配置計画の検討を踏まえて、利用・管理動線を検討のうえ設定する。主要案内ルートを次のように設定する。

表5・2 全体動線の考え方

ゾーン名	主な説明内容
管理サービスゾーン	縄文時代・遺跡の概要、全体像
貯蔵穴展示ゾーン	縄文ムラの配置構成、植物利用の概要
中期ムラ復元ゾーン	縄文人の中期の家・くらし、貝塚との空間構成、山と海を望む縄文風景、縄文海進、震災の状況
貝層展示施設	貝塚のなりたち、姿、海にかかる生業、
浦尻の森保全ゾーン	縄文の森・植物と人々の関わり
晩期ムラ復元ゾーン	晩期のくらし、縄文文化の中期から晩期の変容、縄文人のみた貝塚や土器捨て場の姿
管理サービスゾーン	見学後の縄文時代や史跡に対する深い理解への誘導

以上の案内ルートで概ね40～60分の見学時間を所要する。また、より短い時間での見学のため、貝層展示施設から直接管理サービスゾーンに戻るルートを想定する。

●主要観覧動線の考え方

ガイダンス施設を起終点とした順路を設定する。

- 浦尻貝塚への来訪者は、台地上部「管理サービスゾーン」の駐車場に車利用で向かうことが主となる。駐車場背後には位置するガイダンス施設は本公園の起点となり、ガイダンス施設において浦尻貝塚全体の情報を知り、知識を得た上で屋外展示空間に向かうこととなる。
- ガイダンス施設から一筆書きの観覧順路を設定する。

ガイダンス施設と貝層展示施設を結ぶ周回動線を設定する。

- ガイダンス施設を起点とし、本史跡を代表する貝塚を展示公開する「貝層展示施設」を主ポイントとした連絡動線を明確にする。

台地上部の展示空間は「はらっぱ」を移動できる自由動線とする。

- 台地上部に展開する「中期貯蔵穴展示ゾーン」「中期ムラ復元ゾーン」「晩期ムラ復元ゾーン」内の動線については、舗装等を行った明確な園路・動線ではなく、「はらっぱ」を自由に動ける自由動線を基本とし、園内サインや園内リーフレット等で理解し、展示施設に移動する動線として設定する。

- 最低限必要となる園路・動線は草地の刈り込みや、木チップを敷く程度の簡易な仕様とする。

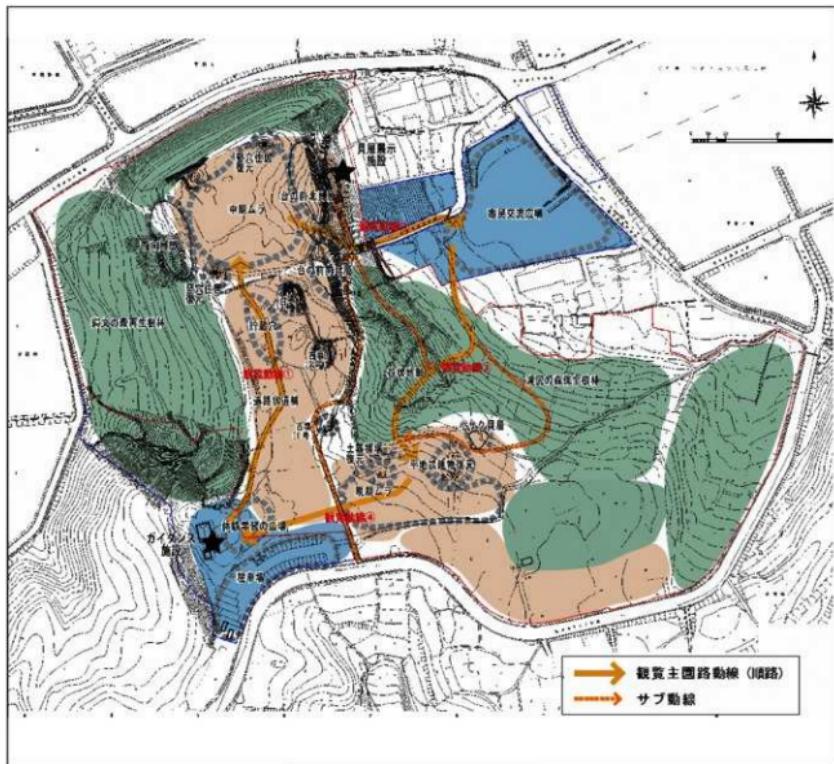


図5-4 主要観覧動線計画図

●主要観覧動線の順路設定

《観覧動線のストーリー》

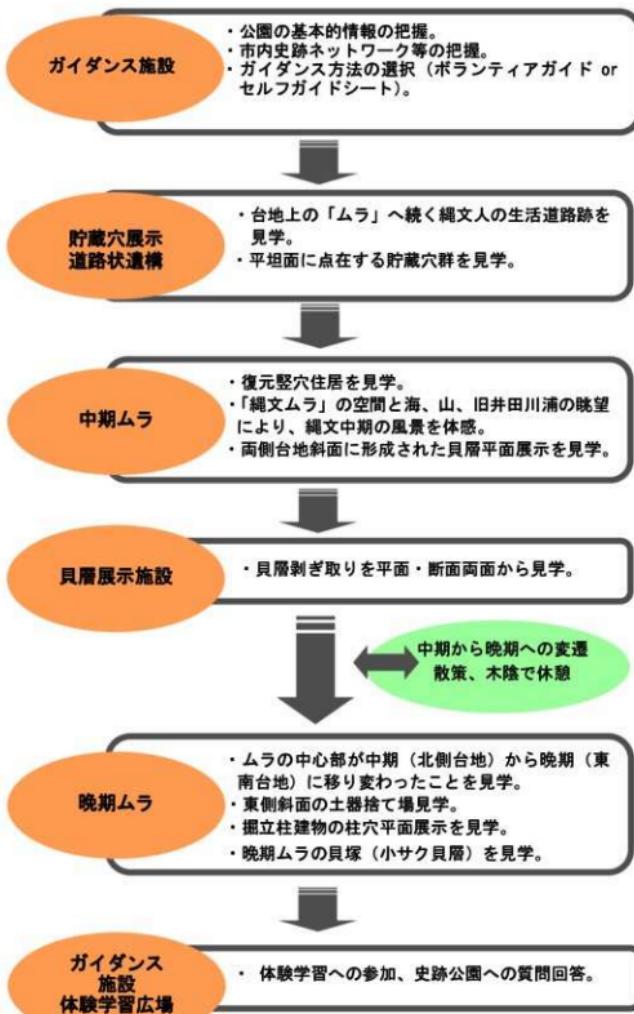
- ・縄文人の海からムラに続く道を動線として表現する。
- ・浦尻の森において中期から晩期に移る時代の変化を表現する。

観覧動線①：起点のガイダンス施設付近の西側の谷から貯蔵穴群を辿ってムラに続く道

観覧動線②：中期ムラ、台ノ前北・南貝層の間を通って東に降りる道

観覧動線③：市民交流広場から晩期ムラの小さく貝層、土器捨て場へ谷を上がる道

観覧動線④：晩期ムラから起点のガイダンス施設に戻る道



第6項. 造成計画

ゾーニング配置および施設配置計画および、遺構保存に関する計画、動線計画を踏まえ、「縄文のムラ復元ゾーン」を主とした造成計画を示す。

6.1 造成計画における基本的考え方

以下に、造成を行う目的と各対象エリアに対する造成計画の基本的な考え方を示す。

●中期ムラ復元ゾーン、掘込み地形の復元盛土造成

- 中期ムラ復元ゾーンは、掘込み地形が発掘調査によって明らかになっており、遺構面に対する保護覆土の上、中央に向かって掘込み形状を造成によって復元する。また東側の台ノ前北貝層に向かっては、地形が削られた状態になっており、合わせて復元を行う。

●近代の畑地造成によって改変された段状地形の復元盛土

- 中期ムラ復元ゾーン、貯蔵穴展示ゾーン東側および晚期ムラ復元ゾーン北側、東側一帯には近代の耕作地造成により階段状の地形を形成している。これら段状部分は盛土造成によって自然地形を回復させる。

●晚期ムラ、谷状地形の復元盛土造成

- 晚期ムラ復元ゾーン北側には縄文時代の谷状地形を呈し、一部には湧水も報告されている。この谷状地形においても、同様に近代の耕作地造成により階段状の地形が見られることから、盛土造成によって自然地形を回復させる。

●屋外展示遺物の平面表示に係わる遺構面の保護盛土

- 貝層平面表示、道路状遺構、住居復元など、地表面に展示する施設においては、地下の遺構面を損傷することの無いよう、発掘調査資料を十分に理解の上、保護覆土を行った上で整備とする。

●古墳の保護

- 貯蔵穴展示ゾーンには、古墳時代の墳丘が3基ある。これらの古墳は何れも墳丘面が欠損しており、盛土等により保護を行う。なお、2号墳は古墳直上を眺望点とすることから、墳丘を保護した上で上がることができる整備を行う。

●台ノ前北貝層斜面下、貝層展示施設整備に係る盛土造成

- 台ノ前北貝層東斜面は、急な崖状地形となっており、斜面崩壊を防ぐ盛土を行う必要がある。また、東側斜面下には貝層展示施設を設置する計画としており、建築施設設置に対する盛土造成を十分に検討する必要がある。

●「縄文の森」の植栽整備に係る保護覆土造成

- 指定地西側斜面は、縄文の森再生を目的とした植樹を行う計画である。当初は苗木から植栽することになるが、植栽予定地は根系を考慮した保護盛土を行う必要がある。

●ガイダンス施設および駐車場整備に係る敷地造成

- ・ガイダンス施設および駐車場整備に係る用地においては、指定地外となるが過去の発掘調査の内容を考慮した上で平場造成を行う。

●市民交流広場の広場整備に係わる敷地造成

- ・市民交流広場ゾーンは宅地であったため、段状の地形となっている。一面の広場として活用することを目的に敷地造成を行う。

6.2 造成対象エリアの整理

以下の造成計画図に対象となる造成対象エリアを示す。

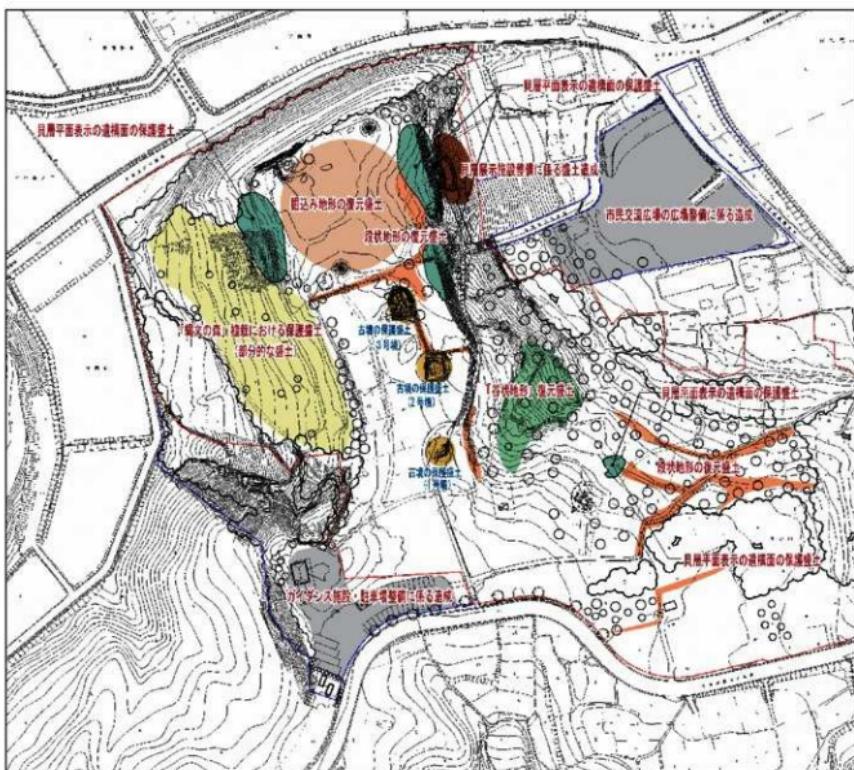


図 5-5 造成計画図

第7項. 遺構の表現に関する計画

7.1 貝層展示施設（台ノ前北貝層）

「縄文人」の見た貝塚の姿と形成過程について現地性を高めて提示する。

地下に埋蔵されている貝塚を体感し、貝塚の特徴が理解できるよう貝層の展示施設を設置する。

表現の手法

- ・縄文人の見た姿を平面表示で提示する。
- ・形成過程を平面的な成り立ちを平面表示で、積み重なる様子を断面表示で提示し、両者を組み合わせる。

展示の手法

展示物は次のような手法が考えられる。

- 1) 現生貝の散布やグランドカバー
- 2) 貝層の断面剥ぎ取り展示と現生貝の散布の組み合わせ
- 3) 貝層の立体剥ぎ取り（断面・平面の組み合わせ）
- 4) 貝層のレプリカ
- 5) 現物の展示

これらの手法のうち、維持管理コスト、設置コストにおいて、4) 貝層のレプリカ、5) 現物の展示は課題が大きい。また、1) 現生貝の散布では、詳細な貝塚の特徴を表現できない。このことから、2) 断面剥ぎ取り展示と現生貝の散布の組み合わせか3) 貝層の立体剥ぎ取りが優位であるが、より現地性を高められ、具体的な貝層の特徴を表現できる3) 貝層の立体剥ぎ取りの手法を第一案として選択する。

- ・貝層展示の規模は、調査面積に応じ、概ね 12.0m × 3.0m を基本とする。

展示場所・動線

- ・展示場所は、調査がもっとも進んでおり、海が眺望できる台ノ前北貝層とする。
- ・展示施設は、遺構の保護に努めながら、立地する斜面地形に即して設置する。
- ・史跡の景観、地形と展示が関連づけて表現できるよう海を望むことができる台地上から貝層の展示場所への動線を確保する。

展示物の保護

- ・貝層が現物となるため、日光や雨水等による劣化を防ぐため、屋根付きの覆屋を設けることとする。
- ・覆屋は周辺の景観と調和した仕様とする。
- ・覆屋の壁構造の有無や照明等については、展示環境等の検討を踏まえ、決定する。
- ・覆屋は史跡公園内に雨宿り等の場所がないため、その機能を備えたものとする。

解説・説明の方法

- ・貝塚からわかる縄文人の生業や貝塚で行われた縄文人の活動を解説するパネル、音声ガイド、ジオラマ等を施設内に配置する。

- 施設内にパンフレット等を置くことや管理を要しない展示物（鹿の角、貝など）を置くことができる設備を設置する。

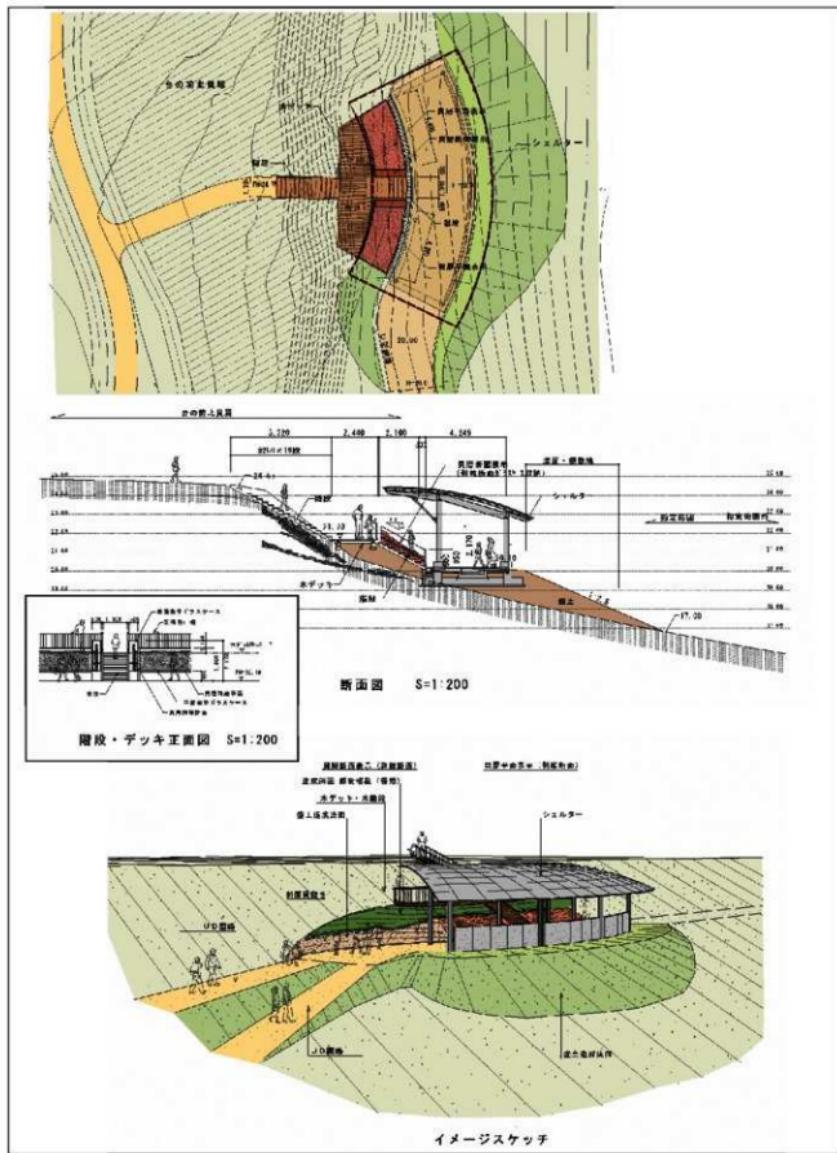


図 5-6 貝層展示施設計画図 (H21 年度 浦尻貝塚史跡公園整備基本設計業務より)

7.2 貝層平面表示

見学の多様性を確保し、市民参加を促進しながら、貝塚の範囲を提示する。

史跡の最大の特徴である貝層の分布を地形に即して理解できるよう平面表示を行う。

目的

表現の手法

貝層は中期ムラ、晩期ムラの集落構成を提示するため、すべての貝層の範囲を明示し、中期ムラ、晩期ムラでの規模と集落の関係を視認できるようにする。このことをもとに、貝層の平面表示に次の3つの手法を用いる。

- 1) 貝層範囲の植栽などのグランドカバーを行う平面表示
- 2) 貝層範囲に現生貝の散布による平面表示
- 3) 盛土等を行わず範囲を示す杭、目印等の表示

これらの手法を貝層の規模と整備ならびに管理維持コスト、さらに見学の方向性を加味し、各貝層の手法を次のとおりに設定する。

①台ノ前北貝層・南貝層

・方向性

海が眺望できる位置にあり、貝層展示施設と伴って表示を行う。中期ムラのゾーニングに伴い、復元竪穴住居、斜面地形等と調和した整備を行う。規模が大きく、維持管理に費用を少なくすることが望ましい。

・整備内容

植栽、杭などにより、貝層範囲がわかりやすく視認できるようにする。

②小サク貝層

・方向性

海が眺望できる位置にあり、晩期ムラのゾーニングに伴い、復元建物、斜面地形等と調和した整備を行う。範囲が小規模であり、維持管理が比較的容易であることから、「縄文人」のみた貝塚の風景を再現する。

・整備内容

貝層範囲に盛土を行い、地形復元をした後、現生貝を散布し、貝は調査で得られた結果に基づくものとする。



参考事例：北黄金貝塚

③西向貝層

・方向性

規模に比して、調査が十分に進んでいない。また現表土に多くの遺物が含まれている。海が眺望できず、主要動線からは外れた位置にあたる。これらのことから、現状を保存し、中期ムラのゾーニングに伴い、範囲を明示するのみの整備に止める。

・整備内容

貝や土器等が落ちている状況を現状保存し、立ち入りを制限する。杭、目印等により範囲を表示する。

解説・説明の方法

貝層の説明だけではなく、集落全体の構成や貝塚に貝等を捨てた縄文人の動線、生業や貝塚で行われた縄文人の活動を解説するパネル、音声ガイド、ジオラマ等を配置する。

7.3 復元建物

見学の多様性を確保し、市民参加を促進しながら、縄文の住居を提示する。

中期ムラ、晩期ムラの住まい、配置、立地を表現し、縄文の暮らしを身近にするために、中期、晩期の住居を復元する。

表現の手法

- ・復元建物は発掘調査位置に設置する。
- ・復元建物の構造は最新の研究成果に基づくものとする。
- ・長期間の集落であること、居住地の移動があること、時期により構造が異なることを示すため、中期、晩期の建物を復元する。
- ・建物は1棟ではなく、その居住地の空間的広がりが理解できるように複数棟設置、または同時並存と考えられる建物位置に盛土を行うなどの平面表示を行う。
- ・復元建物は段階的に整備するものとし、市民参加を促進しながら、設置する。

解説・説明の方法

住居の立地、構造に加え、その場で行われた縄文人の暮らし、活動を解説するパネル、音声ガイド、ジオラマ等を配置する。また、中期復元建物の中央は窪地となっており、墓が構築されていたことから、集落構造をあわせて解説する。



●中期ムラ：竪穴住居の復元イメージ



●晩期ムラ：平地式建物の復元イメージ

7.4 小サク土器捨て場

市民参加を促進しながら、縄文の土器捨て場を提示する。

晩期ムラに貝塚とは異なる捨て場があることを示すため、土器捨て場を表現する。

表現の手法

- ・検出された土器捨て場は谷の地形復元を行い全体の形状を視認できるようする。
- ・調査で得られた土器捨て場の一部は盛土を行い、市民活動で作成する複製土器を配置し、縄文人の土器捨て場を再現する。

解説・説明の方法

土器の捨て場の状況と土器を用いた煮炊き、住居の立地、構造に加え、その場で行われた縄文人の暮らし、活動を解説するパネル、音声ガイド、ジオラマ等を配置する。

7.5 貯蔵穴

貯蔵穴の分布と利用を表現し、貯蔵穴群の広がりを提示する。

縄文時代中期に利用されていたエリアであったことを示すため、貯蔵穴展示ゾーンに貯蔵穴群を表示する。

表現の手法

- ・貯蔵穴を発掘調査位置にあわせ、平面表示をする。
- ・表示方法は貯蔵穴の輪郭にあわせ、数十cmの盛土表現などとし、視覚的に貯蔵穴群が展開していたことを示す。
- ・整備する「道」に沿い、5基前後のランダムな集まりを2～3箇所設置することを検討する。
- ・1～2基は貯蔵穴の上部構造を復元する。これまでの研究から明確な上部構造が確定していないため、民俗例等をもとに、簡易な構造物、石や板を引いている状態等を提示する。
- ・上部構造ならびに平面表示だけでは貯蔵穴としての機能が理解しにくいため、上部から貯蔵穴に堅果類が貯蔵されている状態を復元する。貯蔵物はクルミ林などで採取したものを利用する。

解説・説明の方法

貯蔵穴群の説明に加え、堅果類の採取、貯蔵、処理、運搬などその場で行われた縄文人の暮らし、活動を解説するパネル、音声ガイド、ジオラマ等を配置する。

7.6 「みち」

縄文人の歩いた「みち」を園路として表現する。

表現の手法

- ・確認された縄文時代の道路状遺構上に園路を設置する。
- ・縄文人が歩くことによって締め固めた「みち」をイメージし、自然木や石で境界を明示し、草刈りの多寡によって表現する。
- ・木チップの散布などの手法を用いて、自然に人が歩くことを誘導する。

解説・説明の方法

縄文人がムラに向かう動き、縄文人のものを運ぶ姿など、その場で行われた縄文人のくらし、活動を解説するパネル、音声ガイド、ジオラマ等を配置する。

ジオラマ展示（案）

旧井田川浦周辺のジオラマ

旧井田川浦を望む高台、森林の変化、海の変化
津波→旧井田川浦の干拓→旧井田川浦の暮らし
→海塚海道→旧井田川浦周辺の貝塚



■ ジオラマ展示イメージ（史跡全体・旧井田川浦）

縄文人の暮らし場面のジオラマ

縄文人の一生

- ・狩りの場面（魚・貝・動物）
- ・里山の採集場面
- ・結婚
- ・家族の団らん
- ・家づくり
- ・土器・狩りの道具づくり
- ・子供の出産
- ・子供の死
- ・故人の埋葬
- ・など



■ ジオラマ展示イメージ（場面）

第8項. 修景及び植栽に関する計画

●周辺の景観に溶け込む空間づくり

本整備では周辺地域の自然や景観を取り込んだ自然・歴史学習を行うことを目的としており、本公園と周辺地域が一体となる空間づくりが求められる。また、遺構・貝層等の保全のために発生する造成地盤の修景などは、計画地の外側から望む公園の景観づくりに関わる重視すべき点である。

●地域固有の樹種を用いた空間づくり

周辺の景観に溶け込む空間づくりの観点や、環境面、樹木の環境適合性などを考慮すると、植栽する樹木は極力地域固有の樹種を用いることが望ましい。

●既存樹林の活用

現状ではクリやクルミなどの里山林や、スギ・ヒノキなどの植林地が多く、人の営みと関わりが深い自然環境が残されている。これらの樹林は、体験学習での学習教材としての利用や、樹林の保全による景観保全などに活用していくことが望ましい。

●眺望の確保

史跡の眺望は本史跡整備計画では重要な観点であり、海、水田、阿武隈山地、文化遺産を眺望できるよう、各展望点を中心に樹木の伐採を行う。また、植栽にあたっても、将来的な樹木等の成長により、眺望を阻害することがないよう十分な検討を行うことが必要である。

表5-3 各ゾーンにおける植栽計画（1）

ゾーン名	植栽エリア	植栽計画
中期ムラ復元ゾーン	台ノ前北・南貝層の平面表示 草地広場	貝層の位置や規模を視覚的に表示するため、各貝層範囲に地被類を植栽する。 また、既存林の中でスギ・ヒノキなどの植林はできるだけ伐採していくが、地域の里山利用として使われていた樹木や氏神林、古墳上の自然林などは適宜、活用のため保全していく。 ムラのイメージを創出するため、中期貯蔵穴展示ゾーンに比較し、草刈り回数は多くする維持管理を行う。
中期貯蔵穴展示ゾーン	草地管理エリア	地表面は維持管理により草地を維持する。
晩期ムラ復元ゾーン	草地広場	「はらっぱ」とし、雑草地を高さ30cm以下に維持管理する。特に集落エリアは草刈り回数を多くした維持管理を行う。
浦尻の森保全ゾーン	里山林の管理	北東側低地から計画地を望む景観性を考慮するとともに、里山林（雜木林）として、枝打ち、林床管理、萌芽更新などを行う。 また、中期と晩期の差を示すため、トチなどの象徴的な植栽や縄文時代の有用植物を育成することを行い、樹木等を展示物として活用する。

表 5-4 各ゾーンにおける植栽計画（2）

ゾーン名	植栽エリア	植栽計画
管理サービスゾーン	草地広場	ガイダンス施設と一緒に利用できる多目的な空間として芝生広場を形成する。
縄文の森再生ゾーン	縄文の森の再生	縄文時代の植生を復元することを目的として、縄文時代に樹林を構成していた樹種を、体験学習のなかで苗木から植樹し、長期に渡り縄文の森を再生していく。
	樹林管理エリア	スギ、ヒノキ等の植林地を含め、遺跡周辺環境の保全機能を持たせるため、林床整備や若干の間引きを行う程度とし原則現状の樹林育成を図る。また草刈りの回数に差を設定するなどを行い、多様な植生を育成し、植物研究や体験活動に利用できるエリアを創出する。
アプローチゾーン	樹林管理エリア	既存林の中ですぎ・ヒノキ・クワなどの植林はできるだけ伐採していくが、地域の里山利用として使われていた樹木は適宜、活用のため保全していく。
既存斜面林保全ゾーン	樹林保全エリア	北側の急斜面にある既存樹林であり、原則現状を維持保全していく。斜面下は道路となっていることから、落枝、倒木等の安全管理を図っていく。 また、中期ムラから旧田川浦への眺望確保を目的とした隙間確保のための部分伐採を行う。

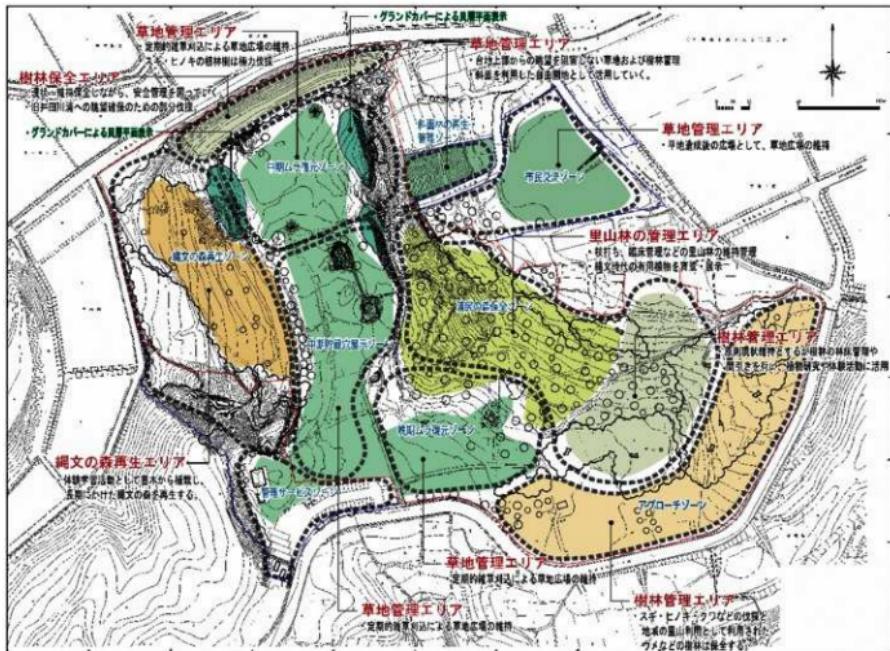


図 5-7 修景・植栽計画図

第9項. 眺望計画

史跡内、史跡周辺への眺望視点場として、方角や見晴らしに配慮した上で、眺望点にはベンチのほか、自然木などの設置、風景になじんだ木陰を確保する。眺望視点場は史跡内の観覧動線にあわせ、縄文の風景を感じつつ、全体展示計画と関連性を持たせたストーリーを展開させる。

- ① **ガイダンス施設から史跡方面**：東方向に、縄文遺跡の中心である平坦面から傾斜地の山林の向こう側に太平洋、水田を望む。
- ② **貯蔵穴群から北、西、東**：北方向は、古墳群の向こう側に縄文中期ムラを望む。西方向は、山林と谷を越え、阿武隈高地を遠望する。東方向は傾斜地の森林を越え、太平洋を望む。
- ③ **古墳2号**：東方向は、旧井田川浦、水田、太平洋、津波被害のあった地域を望む。南東方向は、谷を越えて晩期ムラの平坦面を望む。北方向は、長い平坦面の先に中期ムラの中心地を望む。
- ④ **中期ムラ南側堅穴住居付近**：北方向は、縄文ムラによる崖地表現と東西がかけ地となり、平坦面の幅を感じる。南方向は、広大な平坦面を望む。
- ⑤ **中期ムラ中央**：東方向は、ムラがある平坦面を越えて、太平洋を望む。西方向は、ムラがある平坦面を越えて、阿武隈高地を望む。
- ⑥ **中期ムラ北側**：北方向に、旧井田川浦を望む。
- ⑦ **中期ムラ西側**：西方向に、貝塚のある場所から、水田地帯を越えて阿武隈高地を望む。
- ⑧ **中期ムラ東側**：東方向に、貝塚のある場所から、旧井田川浦、水田、太平洋、津波被害のあった地域を望む。
- ⑨ **晩期ムラ土器捨て場・柱穴立体表示**：北方向に、晩期ムラの中心地から谷の森林を越えて、旧井田川浦、水田、太平洋、津波被害のあった地域を望む。
- ⑩ **晩期ムラ西端**：北西方向は、広い平坦面と古墳群の向こう側に縄文中期ムラを望む。東方向は、晩期ムラの二つの谷を越えて、太平洋を望む。
- ⑪ **市民交流ゾーン**：東方向は、水田を越えて旧井田川浦、津波被害のあった地域を望む。

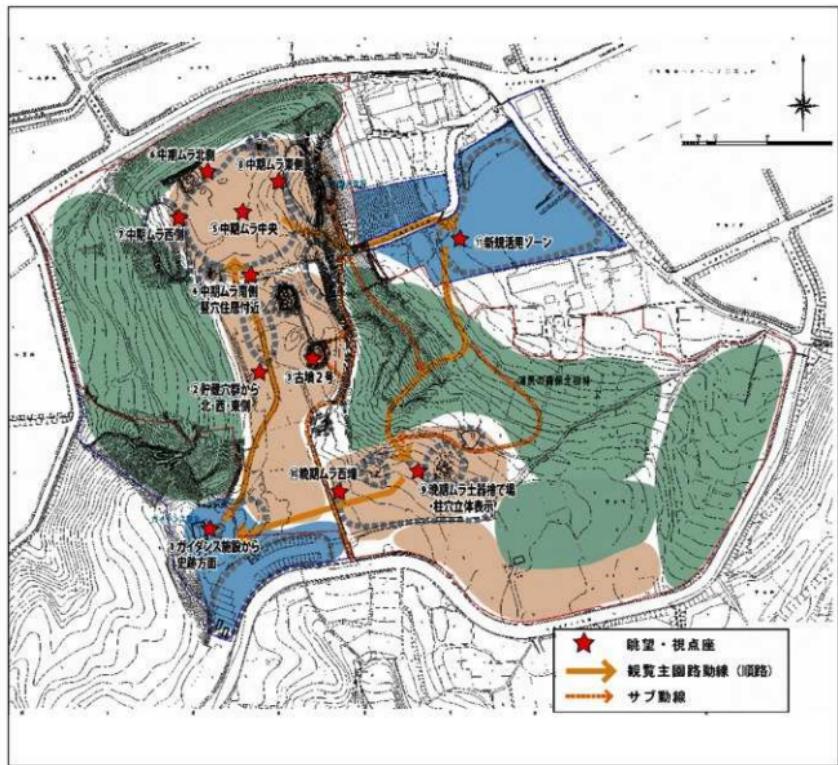


図 5-8 観望視点場の配置

第10項 案内・解説施設に関する計画

案内板の解説は平易なものに努め、高さ100cm、幅60cm程度を基本とし、史跡の風景を損なわない小振りな構造とする。

また、案内板の設置数は可能な限り多くし、史跡の直接的内容だけではなく、縄文風景、自然、眺められる自然環境で行われた縄文人のくらし、震災の歴史、過去の状況を解説し、その場を歴史的空間と認識できるようにする。

貝屑展示施設や眺望視点場において、案内板だけではなく、展示設備やモバイル端末を用いて、動画、復元画やジオラマにより縄文人がその場で行った活動や発掘調査状況を解説する。

以下に案内・解説施設の配置平面図を示す。

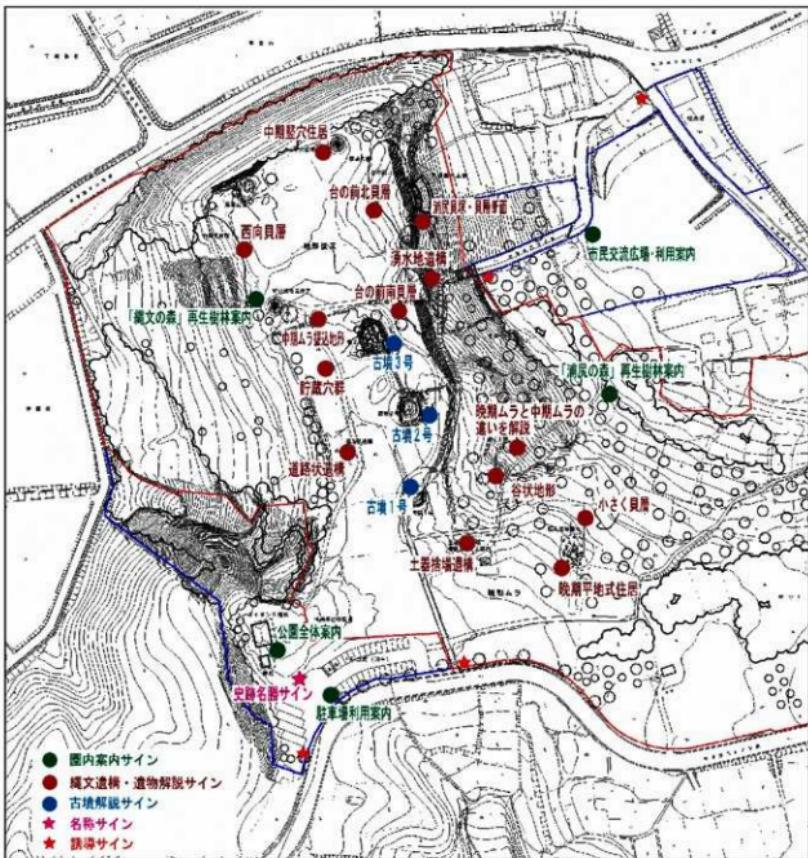


図5-9 案内・解説施設配置平面図

第11項 管理運営施設計画

浦尻貝塚への来訪者が快適に見学できるための管理運営および便益施設について、以下のとおり設定する。

11.1 管理運営施設の規模設定における前提

- 常時の1回あたり最大人数： 学校利用者数 $30\text{人} \times 4\text{クラス} = 120\text{人}$
- 常時休日のピーク時最大利用人数 50人
- イベント開催時の最大人数 560人

※：震災前、縄文まつり参加者800人の70%

11.2 管理運営および便益施設の規模

(1) ガイダンス施設

○ 規模

・ガイダンス規模（雨宿りできる規模）

$$\begin{aligned}\text{常時 } 120\text{人} \times 1\text{人あたり面積 } 1.3\text{m}^2 & (\text{小学校教室基準}) \\ & = 156\text{m}^2 (\text{雨やどりできる面積})\end{aligned}$$

○ 120人程度が休憩や座って説明を受けるベンチ（長いす）を設置する。

○ 機材等を収納する場所：屋根下倉庫スペース

(2) トイレ

・常時は学校利用を最大人数として設定する。

$$a : \text{ピーク時同時滞在者数：学校利用 (4クラス)} = 120\text{人}$$

$$b : \text{便所利用率：} 1/30 \sim 1/80 (\text{※：自然公園等施設整備技術指針 (環境省)})$$

$$c : \text{サービス水準率：} 70\% \sim 90\% (\text{※都市公園技術標準解説書 (日本公園緑地協会)})$$

$$\begin{aligned}P (\text{総穴数}) &= a \times b \times c = 120 \times 1/30 \times 0.9 \\ &= 3.60 \leq 4\text{穴}\end{aligned}$$

・障害者対応のトイレを別途1穴設置する。

・設置例：女子便器（2穴）男子大便器（1穴）男子小便器（1～2穴）障害者用（1穴）

・イベント時は仮設トイレを導入

(3) 駐車場（次頁図5-9参照）

・常時 4クラス分 大型バス：4台

・常時 休日 1時50人 車：30台

・イベント時最大：560人

(4) ベンチ・休憩施設

・ガイダンス施設内休憩施設以外に、屋外の眺望地視点座や散策園路沿いの要所には、伐採木を再利用したベンチやスツールなどの休憩施設を設置する。

(5) 倉庫

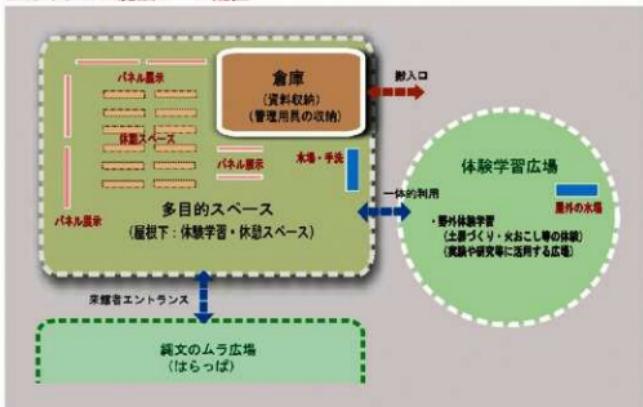
- ・ガイダンスの補完施設として倉庫を設置する。床面積を概ね 5.5m×2.3m程度とし、園内管理機材収納用とイベント等資材収納用の 2 棟を設置する。設置にあたっては、史跡の景観を阻害しないよう植栽や柵等で遮蔽する。

ガイダンス施設計画の概要

■ガイダンス施設に求められる機能

- インフォメーション機能…………園内利用案内や各種イベント等開催の案内
- 展示機能……………パネル・ジオラマの展示
- 休憩・サービス機能…………憩い・休憩の場の提供、飲食サービスの提供
- 体験・学習機能…………来園者に提供する室内体験・学習メニュー
- 便益機能…………水飲みなど利用者に対する利便施設を提供
- 保管機能……………関連資料の収納や管理用具の収納

■ガイダンス施設ゾーン配置



■ パネル展示イメージ



■ 屋外場体験「火おこし」風景



■ 屋外陶文化祭「土器づくり」風景



●ガイダンス施設のイメージ



■ガイダンス施設（木造・四阿風）

- 面積面積：160 m²（木造・屋根下に休憩スペース、炊事設備、食糧スペースあり）
- 日本利用可能な休憩施設（ベンチ等）を配置および、木場を設置。
- 展示パネル、案内サインを設置。



ガイダンス施設の展示内容

- 【屋根付多目的スペースで展開。】
・壁面を利用したパネル展示。
・柱下（柱内）や壁下に展示ケース設置。
・復元図やジオラマでの展示

縄文時代とは？

貝塚とは？

浦尻周辺の環境とその変化

浦尻貝塚の概要

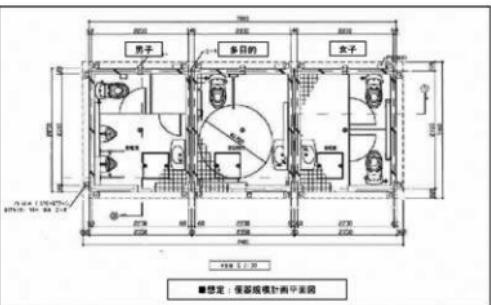
縄文人の暮らし

東北縄文文化の中の浦尻貝塚

地域のイベント、震災からの復興状況の情報発信

地域のイベント、見どころの情報発信
震災からの復興を情報提供

●トイレ棟のイメージ



■アルミサンドイッチパネル造

- 男子（大）1穴、男子（小）2穴
女子2穴、障害者用1穴
- 縄文風景の隠密にならないよう、植栽および柵等で修景・遮蔽する。

●イベント開催時・駐車台数の確保と最大来訪者数の想定

普通車最大利用者数	: 202台×2人=404人
大型バス最大利用者数	: 4台×40人=160人
合計	: 約560人

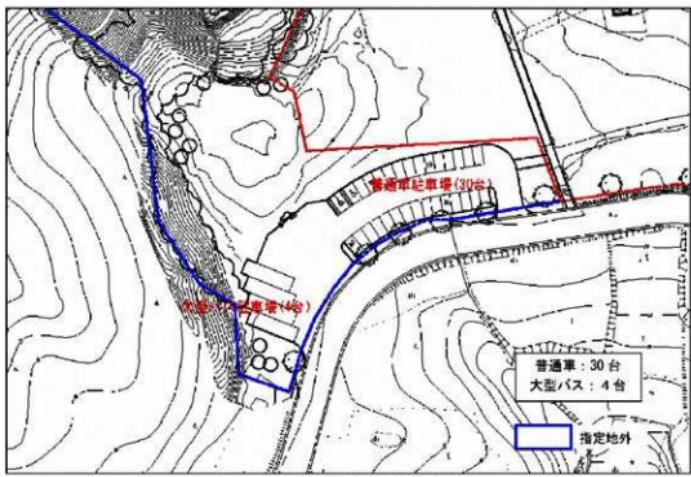


図 5-9 施設等配置計画図

第12項 公開活用に関する施設

12.1 体験学習広場（土器焼き、貯蔵穴実験等）

運営計画において、様々な市民活動ならびに体験活動は重要な役割を占める。これらの活動は史跡公園内の復元建物や森林等のほか、団体や日常的な活動に適した場所を設定する必要がある。については、指定地外の管理サービスゾーンにガイダンス施設と屋外を一体的に利用可能な空間として、体験活動などの創作ヤードを設置する。様々な活動に対応することにし、次の条件を設定する。

- ・ガイダンス施設との一体的な活用が図る広場を整備する。
- ・火起こし体験や土器焼きなど、火の使用が可能なスペースを確保する。
- ・貯蔵穴を復元した実験などが行えるよう、遺構がなく掘削可能な場所を設定する。
- ・水の利用等が想定されるため、屋外の水道施設を設置する。
- ・活動の自由度を高めるため、移動できるテーブル、イスや自然木等を準備する。
- ・植栽等により、緑陰や風除けなどの活動しやすい環境を整備する。

12.2 湧水地

縄文時代の生活において、湧水の利用は重要である。台ノ前北貝層下にあり、近代まで利用されていた湧水地を水場として整備する。体験活動等に用いることができるよう石や木材を用いて足場等を設置するが、簡素なものとし、木材での壁崩落止めなど、一定の管理を行いながら使用するものとする。排水には近隣の住宅地に影響がないよう配慮する。

12.3 「はらっぱ」・「森」

史跡の恵まれた環境を活用するため、植物等の環境を学習する「はらっぱ」・「森」を設定する。これらには案内板等で、環境の特徴を提示し、植物や昆虫などの多様なあり方を育成していく活動が伴っていることを発信する。

「はらっぱ」

縄文のムラ復元ゾーンとした段丘平坦面については、一定の草刈り管理を行う「はらっぱ」とする。ただし、カラムシなどの有用植物や地域の特徴的な植生を研究や体験活動に用いるため、草刈りを行わないエリアなど環境を適宜設定する。特に、外周樹林など手を入れることが少ない環境を設定し、様々な活動に対応できる状況とする。



「はらっぱ」イメージ

「森」

(1) 浦尻の森再生ゾーン

既存樹林（クルミ林）を中心とし、近代の生活に利用されていた里山環境を整備する。

(2) 縄文の森再生ゾーン

植林されたスギ林を一部残し、調査に基づく縄文の森の再生林を整備する。これらは石斧による伐採や木材加工等の体験を行う利用する林として整備していく。また、一部は多様な環境を創出するため、植樹を行わず、草刈りや伐採を制限したエリアを設定する。

(3) 3号墳

当地域の自然林である照葉樹林である。墳丘の影響を考慮しながら、地域の代表的な環境として保全していく。



浦尻の森・縄文の森再生イメージ

12.4 市民活動を行う施設（水場、電気等）

(1) 水場

市民交流広場等において展開される、市民活動やイベント等に使用する水場（水飲み場、足洗い場）を設置する。

(2) 電気

ガイダンス施設やトイレには、電灯電力設備を導入する。原則夜間利用は想定しないが、防犯上の照明設備やコンセントを利用したメンテナンス、加えてイベント等に対応した電源供給に対応する。

市民交流広場において展開される、市民活動やイベント等に使用する電源を確保する。

第13項 施設配置計画のまとめ

13.1 主要ポイント・施設の配置

前回の基本計画をもとに、今回改めて設定した保存・活用における基本方針と利用者像を踏まえ、ゾーニング計画および空間構成を再検討し、史跡の観覧における主要ポイントや展示施設、公園施設の配置を設定する。

(1) 主要ポイントの配置

- ① **ガイダンス施設**：来園者の見学の起点となる施設として、パネル展示など史跡の説明や公園内のインフォメーション機能も持たせたサインなどを配置するとともに、学校利用など集団で雨宿りができる施設、また休憩や園内利用のガイダンスを行う施設となる。また、機材等を収納する場所として屋根下に倉庫スペースを確保する。
アクセス上優位となる管理サービスゾーンに配置する。
- ② **貝層展示施設**：貝層展示施設は、計画地北東側斜面に位置し、浦尻貝塚最大の貝層を呈する「台ノ前北貝層」斜面下に設置する。貝層展示にあわせて、パネルやジオラマ等の展示物も設置する。

(2) 屋外展示施設の配置

- ① **竪穴住居復元**：中期ムラ復元ゾーンの発掘位置に合わせ、竪穴住居を複数棟復元する。
- ② **掘削範囲平面表示**：中期ムラ復元ゾーン中央部に、発掘調査に基づいた掘削範囲を地形復元と草刈りの多寡、杭等の目印で表示する。
- ③ **貝層平面表示**：中期ムラ東西斜面の3つの貝層（台ノ前北・南貝層、西向貝層）、晩期ムラ東斜面の小サク貝層に対し、貝層範囲を認識できるような表示を行う。
- ④ **古墳墳丘保護**：貯蔵穴展示ゾーンには古墳墳丘が現存しており、現位置での墳丘保護と共に公開する。
- ⑤ **貯蔵穴平面表示**：貯蔵穴展示ゾーンに調査成果に基づき、貯蔵穴の平面表示を行う。
- ⑥ **道路状遺構**：発掘調査によって確認された道路状遺構を平面表示する。
- ⑦ **平地式住居復元**：晩期ムラゾーンの柱穴確認位置をもとにした平地式住居を復元する。
- ⑧ **土器捨て場複製土器平面展示**：晩期ムラゾーン斜面の土器捨て場確認位置に、複製の土器の平面展示を行う。

(3) 公園施設の配置

- ① **体験学習の広場**：ガイダンス施設と一緒にした体験学習の野外ヤードとして、体験学習の広場をガイダンス施設の前面に配置する。
- ② **市民交流広場**：市民交流ゾーンは、体験イベント等のバックスペースに使用するとともに常に草地広場として自由に活動できる園地とする。イベント時に臨時の駐車場として活用する。

主要ポイントの配置、屋外展示施設の配置および公園施設の配置、また、眺望計画をもとに以下に施設等配置計画図を示す。

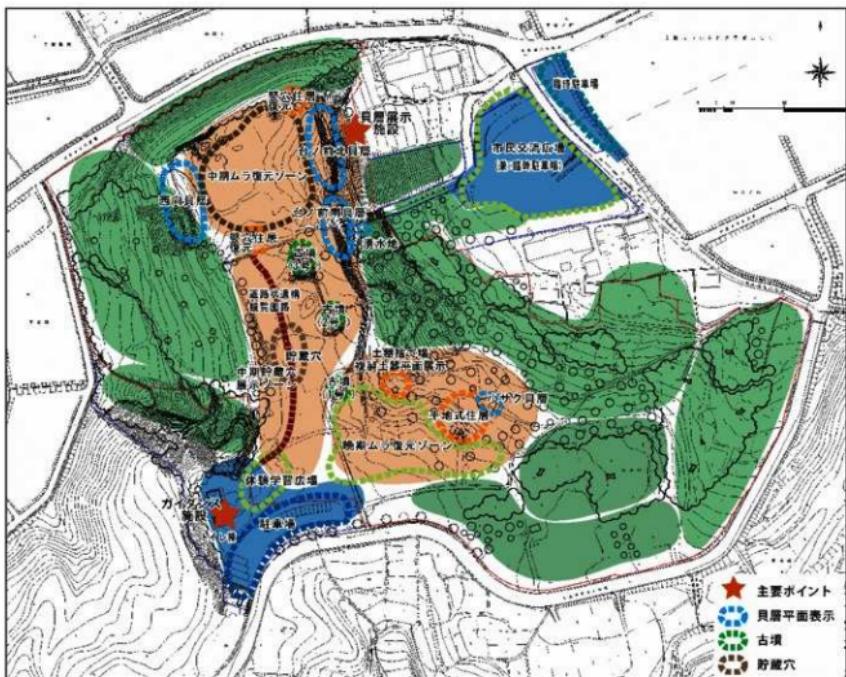


図 5-10 施設等配置計画図

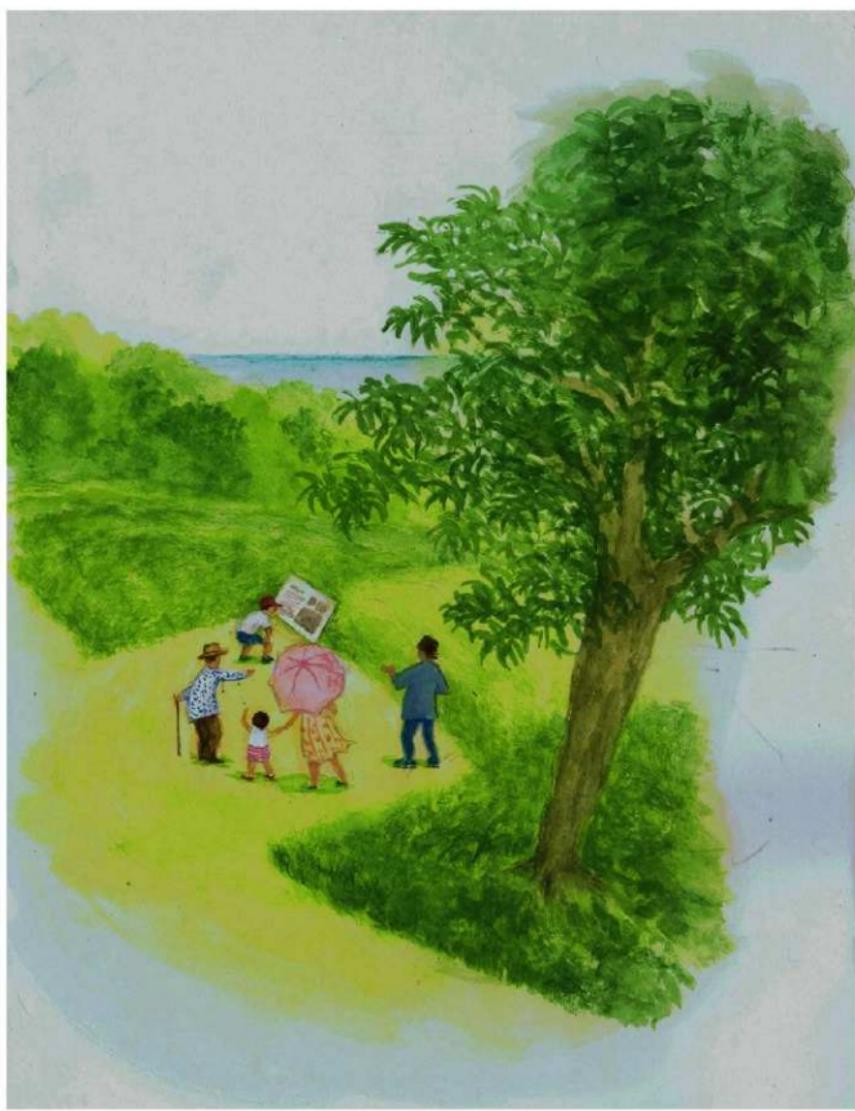
13.2 基本計画図の作成

これまでの検討をもとに、浦尻貝塚史跡公園整備基本計画図（改訂）を作成する。

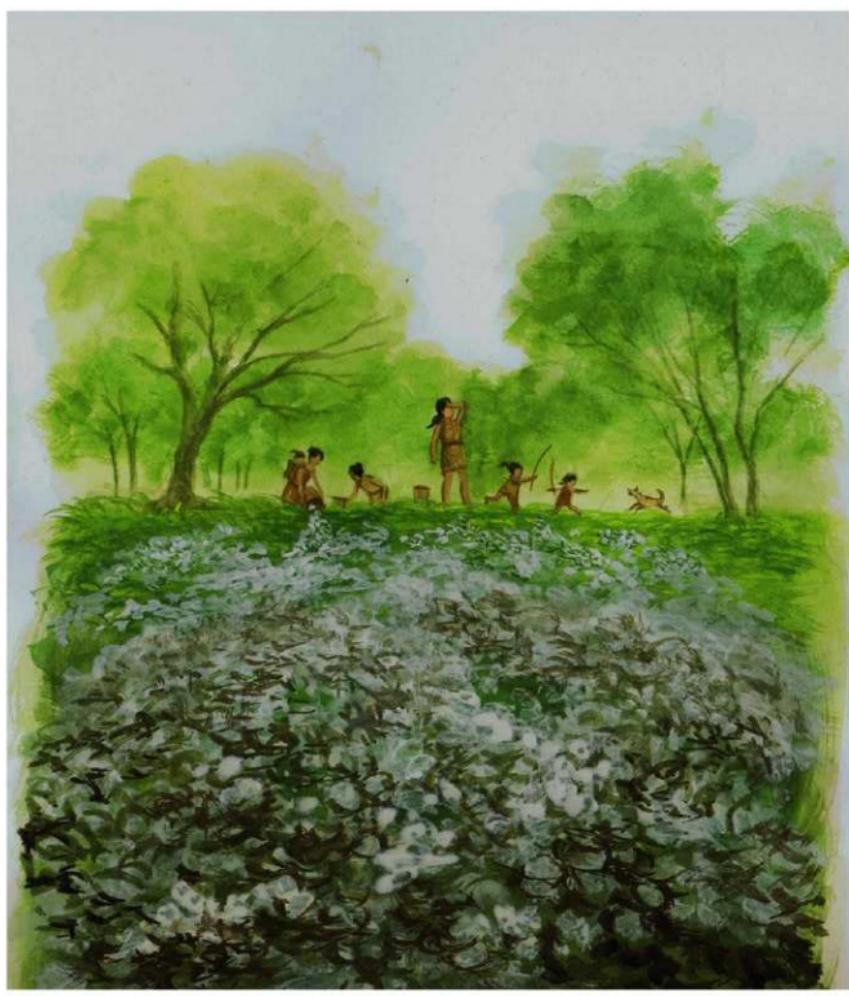
浦尻貝塚史跡公園整備基本計画図



●浦尻貝塚見学イメージ



●縄文時代の貝塚のあるムラ復元イメージ



13.3 導入施設整備の考え方

導入施設の考え方について、ゾーニング計画及び施設配置計画の検討をもとに、ゾーンごとに導入する施設の整理と導入施設に対する整備の考え方を整理し以下に示す。

表 5・5 ゾーン別施設整備の考え方(1)

ゾーン名		ゾーン・施設の概要	
縄文ムラ復元ゾーン	中期ムラ復元ゾーン	掘削範囲の周辺は、発掘調査成果に基づく復元堅穴住居の時期の状況にあわせて造成を行い、ムラの風景をイメージさせる空間とする。 周辺の既存樹を生かし、根本にベンチ等休憩施設を設置するなど、一体的な展示・休憩広場として整備する。	堅穴住居復元
		縄文時代の掘削範囲を地形復元と草刈りの多寡によって平面表示する。草刈り直後に木のランダムマークを設置する。 また、墓坑群が確認されたエリアを墓地の中心部であり、説明板等により、墓坑群が形成されていることを説明する。	掘削範囲平面表示
		掘削範囲を中心に、発掘調査成果にあわせた地形復元を行う。	地形復元
		台ノ前北貝層の東側斜面下に、貝層剥ぎ取り断面及び平面を組み合わせて展示する建築施設を整備する。外観は貝層平面表示斜面と一体的な意匠とする。	貝層展示施設(台ノ前北貝層)
		・貝塚の範囲を植栽または杭等で平面表示する。 ・植栽は周辺の景観に適したものとし、自然の植生に適し、管理が容易なものとする。	台ノ前北貝層 台ノ前南貝層 平面表示
		既存樹木を伐採する程度の現況保存とし、柵などで立ち入り制限するとともに、その範囲を表示する。	西向貝層 平面表示
		阿武隈山地と旧井川川浦の水田面を望む北側の縁辺部、海と海岸線上を望む東側の縁辺部に解説案内を兼ねた展望広場を設置。	展望広場
		ガイダンス施設と貝層展示施設をつなぐ園路は、観覧園路として利用することに合わせて、落枝、除草後の運搬を目的とした管理通路（軽トラック走行程度）としても利用する。園路には明確な舗装を行わず、幅員1.5m～2.0m程度で草地の刈込みや木チップ敷きとし、両側にW=1.5m幅で丸太を並べた簡易な構成とする。それ以外の移動においては、基本自由通路とする。	観覧園路
	貯蔵穴展示ゾーン	貯蔵穴、古墳3箇所に園路を介して近づき、道路状遺構観覧園路などを辿りながら中期ムラ復元ゾーンに向かう比較的粗放な「原っぱ」として構成する。 地表面は雑草地を刈込んで管理する。	貯蔵穴展示
	貯蔵穴平面表示	園路に沿って、貯蔵穴を発掘調査位置にあわせ、平面表示をする。表示方法は、土系舗装などの表現とし、10基前後のランダムな集まりを2～3箇所設置する。	貯蔵穴平面表示

表 5-6 ゾーン別施設整備の考え方(2)

ゾーン名		ゾーン・施設の概要		
縄文ムラ復元ゾーン	中期貯蔵穴 展示 ゾーン	道路状造構 観覧園路	確認された縄文時代の道路状造構上に園路を設置する。縄文人が歩くことによって締め固めた「みち」をイメージし、自然木や石で境界を明示し、草刈りの多寡によって表現する。木チップの散布などの手法を用いて、自然に人が歩くことを誘導する。	
		古墳墳丘保護 (1・2号墳)	墳丘上からは、海への眺望が望め、観覧者が登る可能性が高く、現況の古墳墳丘を盛土によって保護する。	
		古墳墳丘保護 (3号墳)	古墳周辺の既存樹木を残しながら、墳丘を保護する。適宜、墳丘の保護に影響がある場合は樹木を伐採する。	
		展望広場	古墳(3号墳)に隣接して緑陰を確保し、その一角に小広場ベンチを配して、展望・休憩場所として整備する。	
		主園路	基本自由通路とし、展示施設をつなぐ園路は、除草を行うことを想定した草地園路とする。	
	晩期ムラ復元 ゾーン	草地広場として整備し、市民の憩いや、多目的なレクリエーション利用にも対応する。東側は、「東の谷」「西の谷」の谷地形を現況保存し、谷法肩への帶状の低木または地被植栽によって形状を明確にする。		
		平地式住居	晩期の柱穴の検出状況を踏まえ、平地式住居を複数等整備する。6本柱、4本柱とするが、壁の有無は今後の検討をする。	
		土器捨て場 複製土器平面展示	土器捨て場は、3.0m×2.0m程度の範囲を盛土した上で設定し、市民が製作した複製土器を撒き、土器捨て場を平面展示する。	
		小サク貝層	範囲が狭く、斜面が比較的緩やかであることから、台ノ前北貝層等と異なり、盛土保護して、貝層範囲に貝や獸骨を撒き直し、その範囲の平面表示をする。	
		展望広場	貝層平面標示と柱穴立体展示の背景に海などが展望できる解説案内を兼ねた展望広場を設置する。	
	アプローチ ゾーン	観覧園路	基本自由通路とし、展示施設をつなぐ園路は、除草を行うことを想定した草地園路とし、両側にW=2.0m幅で丸太を並べた簡易な構成とする。	
環境保全再生ゾーン		沿道修景	来園者に良好な印象を与える修景を行う。	
		浦尻の森保全 ゾーン	クリ、クルミなどの既存樹木を中心に、地域で育まれてきた有用林として植生を維持する。 樹林管理や育林などを利用者が体験学習できるよう活用すると共に、散策にも適した安全面に配慮した樹林として管理する。 台地上から東側の海、水田への眺望を確保するために、斜面上は間伐を行う。	
		斜面修景	東側低地から計画地への景観に配慮した修景要素、現状の里山雑木林を定期的な林床の下草刈りとともに、維持・更新していく。	

表 5・7 ゾーン別施設整備の考え方(3)

ゾーン名		ゾーン・施設の概要	
環境保全再生ゾーン	浦尻の森保全ゾーン	既存林	スギ、ヒノキ等の植林地を含め、遺跡周辺の環境の保全機能を持たせるため、林床整備や若干の間引きを行う程度とし、原則現状の樹林育成を図る。また、草刈りの回数に差を設定するなどを行い、多様な植生を育成し、植物研究や体験活動に利用できるエリアを創出する。
	縄文の森再生ゾーン	散策園路	林内には利用者の散策やウォーキング目的、また園内管理を容易にするための散策園路（木チップ敷き）や丸太階段を設ける。
	縄文の森再生ゾーン	既存林	人工林や竹林伐採後の「森」の再生を市民協働の上で苗木植栽を主として進める。将来に渡り、「縄文の森」を育てていく。
管理サービスゾーン	管理サービスゾーン	ガイダンス施設	ガイダンス施設は、常時 120 人が屋根下に滞在できる規模とし、160 m ² 弱の屋根伏せ面積を確保する。 屋根下には、休憩や座って説明を受けるベンチ（長いす）を設置する。 また、機材等を収納する場所：屋根下倉庫スペースを設置する。 施設内には、パネル展示など史跡の説明や公園内のインフォメーション機能も持たせたサインなどを配置することに加え、手洗いやコンセントなどの設備も確保する。
		トイレ棟	女子便器（2 穴）男子大便器（1 穴）男子小便器（1～2 穴） 障害者用（1 穴）程度の規模を確保する。 イベント時は仮設トイレを導入
		体験学習広場	ガイダンス施設と屋外を一体的に利用可能な空間として、体験活動などの創作ヤードとして活用する。
		駐車場	メイン駐車場として対応し、一般車 30 台程度の台数を確保する。 バス駐車場（4 台程度）及び身障者駐車場を確保する。
市民交流ゾーン	市民交流ゾーン	草地広場	体験型イベントや市民各種活動に対応した広場を確保する。 利用自由な草地広場の整備とし、イベント開催時には臨時駐車場として活用する。 利用自由な草地広場として簡易な整備とする。 用地の平地造成に加え、ゾーン外周部には平地確保のための擁壁を一部整備する。 イベント時には臨時駐車場として活用する。

第6節 管理運営計画

第1項 管理運営に関する計画

1.1 運営条件の検討

運営条件を設定するにあたり、今後の南相馬市を取り巻く状況・利用者像・施設の目的・規模等から検討を加える。

(1) 運営体制

南相馬市は東日本大震災による周辺地域の著しい人口減少があるなど震災の影響が大きいことなどから、今後の自治体運営は厳しい状況が想定される。また、浦尻貝塚以外にも泉官衙遺跡や大悲山石仏等の整備も計画されており、将来的な文化財の保存・活用にかかる費用は増大傾向にあることが予測される。このため、運営にあたっては今後の財政状況を踏まえ、過大な維持コストを避け、持続可能な運営体制を構築する必要がある。

のことから、常勤職員は史跡公園内に配置しない体制とするが、本史跡公園の設置目的・活動内容の大きな柱は見学・學習・体験活動である。したがって効果的な活動・運営の実現には、活動体系を理解し、実践することができる専門性を有する人々の運営参画が必要である。

一方、各事業を実施するにあたっては専門職員だけでは実施が困難である。このため、利用の中心となる休日に専門職員をサポートする職員等を配置し、運営にあたるものとする。

(2) 市民協働

本事業については史跡公園を通じた市民の文化活動を促進することが目的の一つとなっている。このことから、市民が参画しやすい仕組みづくりを行うことによって、史跡の維持管理、運営計画の立案、さらなる市民活動の促進等を市民と行政が協働で行なっていくことが求められる。

のことから、専門職員のほか、サポーター等の行政、市民団体、ボランティアガイド、地域住民が運営計画の策定や事業の実施等を協議する場を設けることを検討する。

(3) 利用条件

・夜間利用

史跡公園の目的、市街地が遠い史跡公園の立地、利用者像の利用形態から、恒常的な夜間利用を想定する必要はないと考えられる。また、園外からの立ち入りを制限することが困難であり、各施設の維持管理の観点からも、公園内の恒常的な夜間利用はなじまないと思慮される。

・冬場利用

屋内施設が基本的にないため、冬場の利用は厳しい条件となる。冬場の講座・イベント等は限定的なものとし、特別なイベントの実施に限るのが適切である。

・使用料等

史跡公園内に常勤職員を配置することが困難であるため、入場料については収取が困難である。しかし、体験学習や団体の案内等には、利用者が増加するに従い、人件費ならびに消耗品等の費用がかかることとなり、適切な維持・運営には支障となる。したがって体験学習の教材や学習ワークシートに係る費用分を有料とすることを検討する。

(4) 浦尻貝塚史跡公園に求められる運営管理

浦尻貝塚史跡公園全体を運営するに当たって、その役割やあり方を明確に踏まえ今後の運営組織づくりに役立てることが重要である。その運営管理について以下の通り整理する。

受付・誘導

- ・多様な来園者に対して、公園全般の利用についての基本的サービスを提供する。
- ・市内文化財ネットワークの情報や案内も提供する。

ガイド・ 体験学習

- ・学校活動、団体見学、休日の来園者に対しての園内施設や体験学習など利用メニューを提供する。
- ・史跡をより深く知るためのパンフレットや音声ガイドを用い、来園者に選択可能な体制を用意する。

学習支援

- ・学校指導者へ向けた体験学習の手引き配布や、新学習指導要領のメニューに載った指導サポートを行う。
- ・企画の発信にも関連し、学校、一般を対象としたインターネットによる学習支援を行うことも検討する。

講座・イベント

- ・浦尻貝塚や地域文化の内容に沿った調査研究に基づく体験、学習メニューを企画、開発し、3月から11月にかけて、2つ程度のテーマの講座を実施する。
- ・支援ボランティアや地域住民参画のもと、年1回程度のさまざまな催しを行いうべントを開催する。

調査研究

- ・浦尻貝塚や縄文文化、自然環境や地域の歴史・民俗に関する新しい情報を取り入れ、地域文化の解明に向けて、市民協働の調査、研究を行う。

企画

- ・常に新たな企画を提供することで、一般来園者のみならず、地域住民・市民ボランティア参加の活性化を促す。

周知

- ・史跡公園としての遺跡情報・レクリエーション情報を提供し周知を図る。
- ・常に新しい公園としての印象を与えるような情報を提供する。
- ・体験学習やイベントなどの風景を公開することで来園・再来園の動機付けを図る。

維持管理

- ・建築物管理、史跡管理、植物管理、その他公園施設管理など、点検、補修、清掃、樹林維持、草刈に至る維持管理を周辺住民やボランティア、委託組織と協働して行っていく。

データ収集・報告

- ・来園者数や年齢層、来園者タイプ等または開催した体験・イベント内容をデータ化して蓄積することで後の運営方法や企画立案に役立てる。
- ・データ化した情報を常に公表・報告することで来園者誘客にもつなげる。

1.2 公園全体の運営管理条件

浦尻貝塚史跡公園全体の運営管理について、以下の条件を原則とする。

- 公園外周部、展示空間外周部の閉鎖管理を行わない。
- 公園内利用可能エリアは常時開放とする。
- 夜間園内照明は実施しない。
- 常時職員は配置しない。
- 3～11月にかけての休日に職員等を配置して運営する。
- 平日は申し込み制により案内等を行う。実施にはボランティアの活用を推進する。
- 臨時職員、ボランティア、地域住民からなる運営の主体となる協議会を設置する。
- 体験学習等の教材に係る実費は有料とする。

1.3 利用者像、利用者数の設定

(1) 利用者像の設定

以上の運営管理条件を設定した上で、以下に利用者を設定する。

利用者① 学校等の教育機関利用

利用者② 一般団体の見学

利用者③ 行政関係者、研究者などの見学

利用者④ 個人、グループ単位の見学

利用者⑤ 市が主催する講座、イベント参加者

利用者⑥ 指導者が行う史跡・自然を通じた体験活動、遊びの参加者

利用者⑦ 市民が行う自主的な活動参加者

利用者⑧ 日常的な散歩、ランニングなどの市民レクリエーション利用者

(2) 利用者数の設定

上記で設定した利用者像にあわせて利用者数を設定する

●利用者① (学校活動)

・南相馬市内の小学校 1学年人数348人 学校数 11 (小高区を1校として算出)

　高学年、低学年で各校2回 $348\text{人} \times 2\text{回} = 648\text{人}$

・幼稚園、中学校及び市外利用 5校 平均人数30人 = 150人

　利用者回数29回

※：利用者数 = (648人 + 150人) ≈ 800人

●利用者②・③・④ 【一般団体、一般市民見学】

・震災前計画の推定利用者数 6,000人

・博物館の入館者数 震災前 10,000人 → 現在8,000人 (20%の減少)

※：利用者数 = 震災前の推定利用者数 $6,000\text{人} \times 80\% = 4,800\text{人}$

●利用者⑤ (市主催のイベント、講座)

・縄文まつり等のイベント 560人

・体験講座 10回×25人=250人

※：利用者数=(560人+250人) ≈ 800人

●利用者⑥(指導者が行う体験活動・遊び)

・春～秋の野外体験活動 50日×30人=1,500人

●利用者⑦(市民の自主的活動)

・春～秋の週末を中心として10～50人の活動を想定し、休日1日あたり20人とする。

※：春～秋の休日の活動 50日×20人=1,000人

●利用者⑧(市民レク)

・市民レクに適したハードの整備を行わないため、利用率は低いと推定され、年間休日1日あたり、10人とする。

※：休日100日×10人=1,000人

●利用者数推計(まとめ)

学校活動(利用者①)	800人
市民見学(利用者②～④)	4,800人
市主催のイベント、講座(利用者⑤)	800人
補助者付き体験活動(利用者⑥)	1,500人
市民の自主的活動(利用者⑦)	1,000人
市民レク(利用者⑧)	1,000人
合計	9,900人

1.4 運営計画

(1) 運営体制

1) 施設等の運営主体

・市教育委員会が実施する。

2) 貝層展示施設の運営管理

・年末・年始以外は常時開放とする。

・夜間閉鎖を原則とする。

3) 平日、休日の利用条件にあわせた運営体制

・平日 常駐なし。ガイドが必要な場合に職員、ボランティアが臨時に対応する。

・休日 市主催のイベント、講座は正職員が行い、春～秋期の休日に臨時職員(サポート)に対応する。

・日常管理：草刈り(年4回)、トイレ清掃(週1回)は地元住民に協力を得る。

(2) 利用者にあわせた体制

● 平日を中心とした當時

1) ボランティア(サポート) ※：交通費支給

・利用者①：平日の学校利用 年間30回程度

・利用者②：一般団体の見学 年間15回程度

2) 専門的知識を持つ職員で対応

- ・利用者③：その他（研究者など） 年間15回程度
- 3) 対応人員なし（※：ガイダンス施設資料配布、音声ガイド等）
- ・利用者④：個人、グループ単位の見学

● 休日（3～11月）

1) 専門的知識を持つ職員で対応

- ・利用者⑤：市が主催する講座、イベント 年間6～10回

○繩文まつりなど 年1回（最大500人参加予定）

○実験考古学の手法を用いた体験（塩づくり、土器づくり、貯蔵穴での木の実の保存、木の伐採など）2～3のテーマ×2～3回実施

2) 臨時職員（サポーター）

- ・利用者⑥：史跡、自然を通じた体験活動、遊び 年間50日（春～秋期 休日）指導者が行う体験活動。火おこしなど公園での遊び方をレクチャー、指導する。

3) 市民活動

- ・利用者⑦：市民が行う自主的な活動

⇒ 市民活動支援制度（助成金や用具の共有など）を創出する。

⇒ 市民活動の周知、広報を季刊のチラシ、ホームページやソーシャルネットワークを用いて市が実施する。

（職員対応）

- ・利用者⑧：日常的な散歩、ランニングなど

平日・休日の取り組みと職員・施設の考え方



図 6-1 平日・休日の取り組みと職員・施設の考え方

1.5 維持管理計画

(1) 維持管理の考え方

・ 史跡の保全

公園の供用開始後、公園内の遺構を長期的に良好な状態を維持し、保全していくことは、史跡公園整備事業の目的を達成するための必須項目であり、徹底した維持管理体制の構築が必要である。

遺構展示施設の破損や汚れなどの老朽化はイメージ低下に直結し、公園全体の価値を損ねる。このため、日常の点検・清掃の徹底や、破損の際の迅速な補修対応が求められる。

・ 多様な公園機能の維持

本公園は、遺構展示施設、ガイダンス施設、園路広場、便益施設、管理施設、保全・育成樹林など、多様な公園機能を有しており、これらの機能を維持するために各施設に適した管理対応を実施しなければならない。

・ 利用者の安全確保

公園利用者に対し、公園側は安全を確保することが必須である。公園の各施設の物的条件を整えて施設の保全を図る施設の保守管理と共に、危険を未然に回避し、事故を未然に防止する安全管理を徹底することが求められる。

(2) 維持管理体制

1) 維持管理体制

維持管理は南相馬市が行うが、点検・清掃等の業務は、地元行政区等に適宜委託し、地域の雇用の創出に寄与する。公園全体の草刈り等の植物管理は地元行政区を中心に委託する。

2) 市民参画

市民の公園ボランティア活動の推進

本公園の維持管理は多岐に渡り、特に広面積を有する保全・育成樹林の適切な管理は多くの労力が必要となるため、樹林を継続的に維持していくためには、市民の参加による維持管理が望ましい。

良好な樹林の保全・育成には、間伐、林床管理、段階的な植樹などを適切な時期や手法で行う必要があり、専門的な知識や技術と共に、時期によっては相当の人手が必要である。

このため、樹林管理の指導者を中心としてボランティア組織を立ち上げ、指導者の育成を行い樹林管理の技術を継承していくことで、良好な樹林を保全・育成していくと共に、市民活動の場として活発な公園運営が進んでいくことも期待できる。

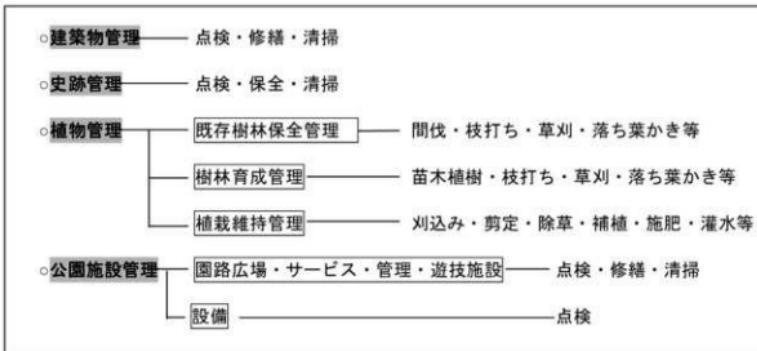
体験学習メニューによる樹林管理

体験学習の中で、苗木の植樹や樹林の管理作業をメニューの一部に取り込むことで、自然資源を教材とした学習ができる。

樹林の管理は、間伐、枝打ち、下草刈り、落ち葉かきなど、年間を通してさまざまな作業があり、間伐材の工作利用、落ち葉でのたき火など、それぞれの作業に付随したレクリエーションも考えられる。このため、通年を通して参加することで、より理解を深める学習を行える。

(3) 維持管理方針

計画地における管理項目は次のとおりである。



建築物管理・史跡管理・公園施設管理

点検: 人為的な破損、落書き、汚れなど管理者で視覚的な判断で点検を行う。また、メンテナンス業者と委託契約を結び、定期的に細部までの点検を行う。

修繕: 点検により破損箇所等が発見された場合、その都度、迅速に修繕を行う。また、塗装部は経年劣化で退色等が予想され、美観を維持するため期間を設定して定期的に塗り替えを行う。

清掃: 掃除機やほうきでのゴミの集積や、ふき掃除等は日常的に行う。また日常の清掃では行き届かない箇所の清掃も年に2~3回程度行う。

植物管理

植物管理の年間スケジュールは表 8-3 に示す。

既存樹林保全管理

浦尻の森保全樹林や、環境保全樹林などを対象として、維持管理の中で里山林として復元し、その後継続的に良好な里山林を維持していく。このために必要な管理項目として、間伐・枝打ち・草刈・落ち葉かき等が必要であり、各々適切な時期に実施する。

樹木育成管理

縄文の森再生樹林を対象として、縄文樹木として適切な樹種を選定し、その苗木を段階的に植樹していく。苗木の生育と共に、良好な樹林を形成するための枝打ち・草刈・落ち葉かき等の作業を行う必要があり、各々適切な時期に実施する。

植栽維持管理

芝生や修景斜面、沿道などに新たに植栽する植物に対し、刈り込み、選定、施肥等を植物の特性に応じて実施する。

植物管理年間スケジュール

表 6・1 植物管理の年間スケジュール

管理工エリア	管理作業	植物管理年間スケジュール											
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
既存樹林保全管理	間伐												
	枝打ち												
	草刈												
	落ち葉かき												
樹林育成管理	苗木植樹												
	枝打ち												
	草刈												
	落ち葉かき												
高木	常緑樹剪定												
	落葉樹剪定												
	施肥												
	病虫害防除												
低木	刈込み												
	除草												
	施肥												
	病虫害防除												
芝生	刈込み												
	除草												
	施肥												
	目土												

第2項. 公開・活用に関する計画

基本計画図ならびに整備目標等から、史跡公園で想定される活動（案）をあげる。活動内容については、市民の参画が促進されることを重視し、利用者像や利用形態等にあわせて実施していくものとする。

2.1 活動計画案

當時行う体験活動、イベントや講座として実施する活動、整備に向けた活動に分けて、活動案を示す。



2.2 浦尻貝塚史跡公園の運営年間スケジュール

浦尻貝塚史跡公園の運営管理を年間スケジュールとして整理した。

学校課外活動利用は、概ね4～6月と9～11月の来園が中心であると考えられる。また、本史跡公園は、見学を含めた野外活動が中心であること、ならびに当地域の気候等を考慮すると、一般的な見学は3～11月を中心と想定される。この来客の傾向を踏まえて講座等を開催する計画とし、イベントについては公園内の木の実が採取できる秋期を中心に検討していくこととする。

冬期については、秋期までの事業運営についてのデータ収集報告を踏まえ、ボランティア等市民が参加した調査研究、運営の企画を行うこととする。また、春期以降の学校課外活動誘致のため、学校関係を中心に1～5月を主要な周知期間としておく。

表 6-2 浦尻貝塚史跡公園の運営年間スケジュール表（例）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	備考
ガイド・体験学習			↔							↔			
利用者 (学校課外活動)	↔	···	···	↔	···	↔	···	↔	···	↔	···	↔	
利用者 (一般来園者・団体)	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	
学習支援	↔									↔			
講座			↔							↔			月2回
イベント									↔	↔			年1回
調査研究	↔	↔	↔	···	···	···	···	···	↔	↔	↔	↔	
企画	↔	↔	↔	···	···	···	···	···	↔	↔	↔	↔	
周知	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	
データー収集報告	↔	↔	↔	···	···	···	···	···	↔	↔	↔	↔	
維持管理	↔	···	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	

2.3 浦尻貝塚史跡公園の案内ガイド

(1) リーフレット等の作成

案内説明に用いるリーフレット等は利用形態に応じ、次のような種類を用意する。

- 1) 浦尻貝塚の案内用のリーフレット 持ち運びができるもの
- 2) 浦尻貝塚の詳しい内容がわかるパンフレット A4版16P程度
- 3) 学校の課外学習団体等リーフレット 分かりやすく楽しい子供向け解説シートやセルフガイドリーフレット（絵文、地理などシリーズ化）
- 4) 市内の史跡・文化財、歴史的施設等に関する冊子（有償）
- 5) 浦尻貝塚のイベント情報と活動内容を記載し、遺跡の調査研究に基づく最新情報の発信も兼ねた「(仮)浦尻貝塚通信」 年3回程度発行、A3二つ折り両面カラー印刷、全戸配布

(2) 案内ガイドの体制

案内ガイドについては、運営体制により次の3形態で行う。

- 1) ボランティア（サポーター）
- 2) 臨時職員（サポーター）
- 3) 専門的知識を持つ職員で対応

このうち専門的知識を持つ職員以外については、実施者の活動への意欲醸成が重要であるとともに、説明に向けた知識、技術の向上が必要である。史跡整備完了前から、市民検討会や各種活動を通じて人材育成を図っていく必要がある。

(3) 案内ガイドの方法

専門的知識を持つ職員以外が案内ガイドすることが多くなることが予測されるため、案内の手法も検討する必要がある。次のようなことを検討していく。

- 1) 持ち運びのできる紙芝居様の写真、イラストを使った案内
- 2) モバイル端末等を用いた音声、写真、映像、AR画像を用いた案内
- 3) 案内説明のマニュアルの作成
- 4) 案内時のアンケートの実施
- 5) 案内ガイドの募集、周知
- 6) 体験活動のメニュー開発

表 6-3 運営年次スケジュール（案）

回数	種別	内 容	計画	実施者	担当	月別											
						1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
1	イベント	遊び	会いはでとにかく遊ぶ （日・外人との交流、衣装セレクション等）	サボルサー サボルサー	小学校学生などで 小学校生徒会で												
2	イベント	縄文を学ぶ	（縄文人の生活、衣装セレクション等）	サボルサー サボルサー	小学校生徒会で 小学校生徒会で												
3	イベント	野外フード準備	落ち葉遊び、廻しなべり、煮込み。どんぐり拾い	サボルサー サボルサー	小学校生徒会で 小学校生徒会で												
4	イベント	クイズリリー	解文字クイズや歌謡劇レッチャーナンディング	サボルサー サボルサー	小学校生徒会で 小学校生徒会	全て											
5	イベント	土器をい	土器をひらって、雨水などを	サボルサー サボルサー	小学校生徒会で 小学校生徒会	全て											
6	イベント	地玉クロスカントリー ヨシミキング大会	弓矢などのゲームをししながらクロスカントリー ヨシミキング大会の「優秀」「最優秀」を掲げる、ヨシミング大会	サボルサー サボルサー	小学校生徒会で 小学校生徒会	全て											
7	イベント	宿泊体験	解文字書類	サボルサー	小学校生徒会で 小学校生徒会	全て											
8	イベント	ベルミヨーション	ベルミヨンの歌謡劇をつくる	サボルサー サボルサー	小学校生徒会で 小学校生徒会	全て											
11	イベント	アート	美術をテーマに、絵画、陶芸、模型等アートの創作競技会	サボルサー サボルサー	小学校生徒会で 小学校生徒会	全て											
9	イベント	縄文まつり	体操アニューベント 踊ステップ	サボルサー サボルサー	小学校生徒会で 小学校生徒会	全て											
12	イベント	植物なき植物展	野外での植物にまつわる植物	サボルサー サボルサー	小学校生徒会で 小学校生徒会	全て											
16	講座	ナガリヤ傳説研究会	小学校生徒会が以下に決めた講義又は質問	サボルサー サボルサー	小学校生徒会で 小学校生徒会	全て											
17	情報利用実習など	行動観察や調べ、実験を行うなど	行動観察や調べなど	サボルサー サボルサー	小学校生徒会で 小学校生徒会	全て											
10	サークル活動	土橋づくり	土橋づくり・骨盆	サボルサー サボルサー	小学校生徒会で 小学校生徒会	全て											
5	サークル活動	縄文の色づくり	絵絵画・下絵作り	サボルサー サボルサー	小学校生徒会で 小学校生徒会	全て											
2	サークル活動	グルメ	解説や自分の食料を持って食べる ズボンコロコロストなど	サボルサー サボルサー	小学校生徒会で 小学校生徒会	全て											
18	サークル活動	縄文のものづくり	土橋づくり、骨盆、カゴづくり、麻糸染め、壁紙づくり	サボルサー サボルサー	小学校生徒会で 小学校生徒会	全て											
19	サークル活動	縄文・骨盆・骨盆の研究	テーマを持つ自主的な活動	サボルサー サボルサー	小学校生徒会で 小学校生徒会	全て											
20	資料整理ワーク	差出ガイド	定期公演の脚本、登場人物の作成	サボルサー	小学校生徒会	—											

(4) 学習への対応

公開活用にあたっては、幼児～学生まで幅広い年代に適した学習メニューを設定し、誘客に努める必要がある。浦尻貝塚については、動植物、縄文時代、震災といった幅広い学習メニューが想定されるが、学校活動については学習指導要領に適したメニューを準備する必要がある。また、他の史跡や文化財、南相馬市博物館との役割分担を行い、総合的に対応していく必要がある。

学習メニューとしては次のようなことを検討し、対応していく。

- 学年別の指導者向けの手引きの作成
- 他の史跡、博物館等と連携し、年代別、地域別の市内学校等の文化遺産を活かした学習メニューの設定
- 年代別、地域別の学習ワークシートの作成「(仮) 浦尻貝塚通信」やホームページにおける学習成果の公開

(5) 市民活動の支援

浦尻貝塚の公開活用については、市民参画が重要な役割を占める。この市民の参画を促すためには、市民活動がしやすい支援を行う必要がある

については、次の目的に沿って支援のあり方を設定する。

●目的

- ・浦尻貝塚における市民活動を行う契機を作る。
- ・浦尻貝塚における場の使い方にについての多様性を創出し、多様な活動ができるとの周知を進める。
- ・地域コミュニティ再生を図る市民団体を育成する。

●主な内容

- ・浦尻貝塚における市民活動への助成
- ・浦尻貝塚における市民活動への資材の貸し出し、場所の提供
- ・浦尻貝塚における市民活動への広報等活動支援

●市民活動への助成（案）

1) 助成活動の対象

- 浦尻貝塚現地を利用する活動
- 史跡の保存に支障をきたさない活動
- 対象とする事業

(1) 浦尻貝塚をはじめとする地域の歴史・自然を題材にした事業

例) 子供向け体験活動（火おこし、押し花など）、草木染め、木や葉っぱを使った工作教室、アートの展示、写生大会、震災語り、遺跡案内

(2) 地域のコミュニティの再生につながる事業

例) 音楽コンサート、お食事会、お茶飲み会、餅つき大会、踊りの披露

※ 参加費の徴収は可能。営利目的の事業は対象外とする。

2) 助成金

活動のあり方によって助成金に差額を設ける。助成金は多くの団体に助成することとし、低額なものとする。

募集型イベント（一般市民が参加可能）	(参加者推計20名以上)	5万円程度
団体構成員のみのイベント	(参加者10名以上)	1万円程度

3) 助成金申請及び決定

- 年2～3回の募集期間とする。
- 浦尻貝塚史跡公園づくり市民検討会を母体とする協議会を設置する。
- 文化財課に申請し、協議会で審査し、文化財課で決定する。
- 助成団体数 公募型イベント5団体、団体構成員のみのイベント5団体程度とする。
- 助成団体は年1回の開催を原則とする。

4) 助成活動報告

- 助成団体は写真を添付する活動報告を提出する。
- 活動報告については、市ホームページや(仮)浦尻貝塚通信に掲載することを条件とする。
- 活動内容の実績報告に基づき、協議会で事業内容の検討を行う。検討内容に基づき、助成制度の内容について審議する。このようなPDCAサイクルを設定し、随時助成制度を見直していく。

●資材の貸し出し、場所等の提供

- ・助成団体や協議会構成団体員には、ガイダンス施設等の施設設備は無償で使用できるものとする。
- ・机、テーブル、椅子、テント、ブルーシート、土嚢、発電機、リール式延長コード、ガソリン缶は無償で貸与する。
- ・史跡整備実施前には常時、簡易水洗トイレを配置する。
- ・イベントに合わせ、遺跡のガイドが必要な場合は派遣する（専門職員、ボランティアガイド等）。
- ・市民活動参加者に対し、パンフレット等の無償提供を行う。

●市民活動の情報発信

- ・浦尻貝塚のイベント開催情報と活動実績を、「(仮)浦尻貝塚通信」、南相馬市博物館ホームページで発信する。
- ・市民活動の報道機関への情報提供の協力を行う。

(6) 情報計画

●リーフレットの配布

リーフレットは来訪者のほか、市内公共施設や駅などの観光案内所、南相馬市内の観光施設や宿泊施設等で配布する。

●既存メディアへの掲載

- ・市勢要覧や市の文化財紹介冊子、広報、市・観光協会発行観光ガイドパンフレットや観光マップ等への掲載や、市販観光ガイドブックやガイドマップ発行会社等に掲載を促す。

●既存ホームページ類へのリンク

- ・文化庁、福島県、南相馬市、等のホームページに国指定史跡として掲載する。特に南相馬市博物館には市民活動等のイベントも含め、情報発信を充実させる。また、今後も適切な施設とリンクを増加していくとともに、内容の充実を図る。

●広報の民間団体の協力

- ・施設案内や活動内容について、市民団体や民間会社等に協力を求め、多方面への周知に努めるものとする。
- ・浦尻貝塚における市民活動の周知、実績等についてパンフレットや市ホームページで紹介を行う。

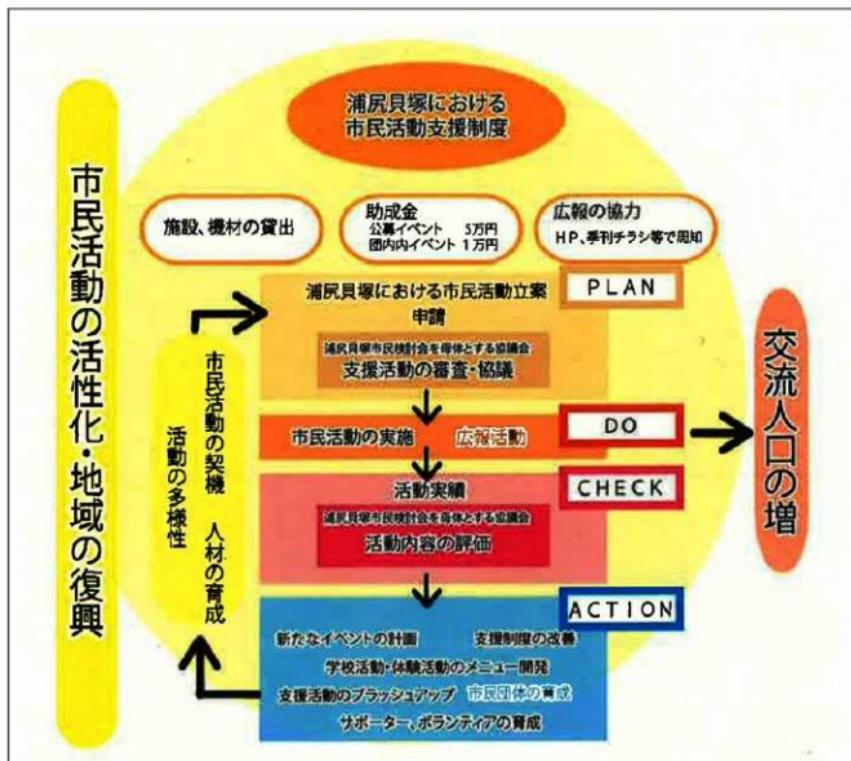


図 6-2 浦尻貝塚における市民活動支援制度概念図（案）

浦尻貝塚での活動

浦尻貝塚では、整備事業を進めることが並行して、市民参加や活動家・団体により各種活動が始まっています。



貝塚にある「もの」を布に写し取るワークショップ



市民説明会会場



貝塚の歴史を学ぶ

市民手づくりの看板

竹とんぼで遊ぶ



調理スープをふるまう



貝塚での野点



草刈り時の休憩



海に向かって笛の音が流れる

第3項. 計画地アクセスの検討

計画地へのアクセス条件等を踏まえて、そのルート設定や計画地に来園者を誘導するアクセス方法を検討する。

■ 来園手段の整理と誘導手法

計画地に来訪するアクセス手段として、利用者像の設定で示した誘客対象を踏まえ検討し、以下のとおり考える。

一般自家用車利用

計画地の周辺交通体系から判断して、利用者像3（体験学習講座及びイベント参加）及び、利用者像4・5（一般市民見学利用・一般市民レク利用）は、一般自家用車での来園を想定する。アクセスルートとしては、図6-3に示すとおり西側からは国道6号、及び東側は県道（広野小高線）からの分岐アプローチとなる。

誘導の方法として、道路整備状況は問題ないとし、国道6号、及び県道（広野小高線）アクセス分岐交差点に運転車両から視認できる名称のわかる道路標識をおくことを基本とし、国道6号交差点には大型の自立名称板を設置することも検討する。

大型（団体）バス利用

利用者像1（学校課外活動利用）及び、利用者像2（一般団体利用）については、団体利用であり大型バスでの来訪を想定する。この場合、一般自家用車と同様のルートを辿るが、仙台圏まで含めた利用圏が想定されることから、常磐自動車道（浪江IC）からの誘導も含めた誘導手段を検討する必要がある。

例として、IC料金所付近の道路標識や大型の自立名称板、さらにサービスエリアに浦尻貝塚の概要を説明する案内板やリーフレット配布なども含めて検討する。

鉄道（駅）利用

鉄道駅からの誘導を考慮し、駅前に浦尻貝塚の概要を表示した名称・案内板の設置や、駅構内でリーフレット配布なども含めて検討する。

路線バス利用

現状原ノ町駅から運行されている路線バスは小高区内に路線運行がない。将来公園供用に合わせ、至近の桃内駅・浪江駅も含め、バス会社と連携し、イベント時臨時運行や休日定時運行など検討していくことも必要である。

予約制タクシー利用

ジャンボタクシーを含め、予約制によりタクシー利用が可能である。小高駅ではすでに運行している。

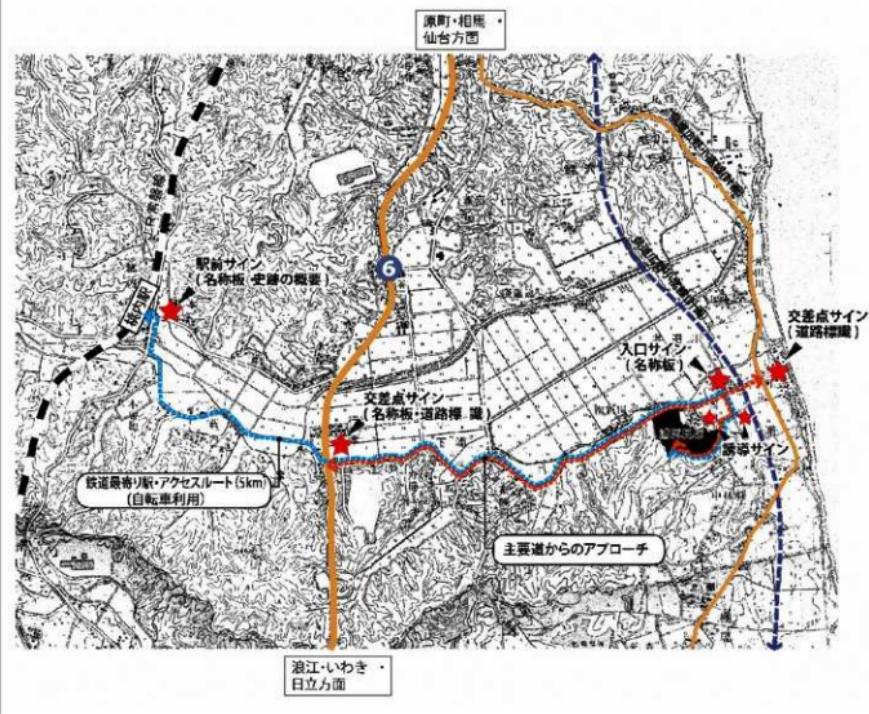


図 6-3 計画地へのアクセスルート

第4項 周辺地域の環境保全に関する計画

計画地から周辺の景観は、海やかつての浦を想わせる低地の田園が望め、良好な眺望を有すると共に、現況の自然環境と歴史を結びつけることができる。また自然環境と人とのかかわりについて興味や理解を深められる良好な環境にある。

このため、魅力的な公園整備のために、周辺の環境や景観を保全することが必要であり、妨げとなる施設や工作物の整備を抑制する必要がある。

景観・環境を保全する範囲としては、浦尻貝塚から眺望でき、浦尻貝塚と密接な関係を持つ旧井田川浦周辺を中心に検討していく、過去の海岸線の標示など景観も展示物として位置づけた活用を計画していく。

これらの周辺の環境を保全するために、地域住民の協力を得ることや、景観法に基づく地域との景観計画の検討なども行っていく必要がある。



- 前期前半(700 0~ 6000 年前)の貝塚
- 前期後半~晚期中ごろ(570 0~ 3000 年前)の貝塚
- 晩期後半(300 0~ 2500 年前)の遺跡

図 6-4 旧井田川浦周辺の時代別遺跡分布図

第5項 地域全体における関連文化財等の有機的な整備活用に関する計画

5.1 歴史文化保存活用区域内の計画

南相馬市歴史文化基本構想では「見晴らしのよい丘から海風と縄文文化を感じるゾーン」とした歴史文化保存活用区域に設定されている。

区域の保存活用方針として、「豊かな海と人のくらしを伝えるまちづくり」と設定し、主に次のような取り組みが掲げられている。

- ・浦尻貝塚は縄文時代のくらしとともに旧井田川浦の歴史、震災の状況を学び知ることができるよう周辺環境を含めた整備を図る。
- ・旧井田川浦の汀線に市民に親しまれるフラワーロードを整備するなど、縄文時代の海が広がっていた桃内駅付近から姥澤稻荷神社や浦尻貝塚までの地域全体を見学できる案内ルートを設定する。

この区域内で有機的に連携する文化遺産を次のように設定し、主に下記の事業を計画していく。

- 1) 統一的な案内看板の設置
- 2) 案内マップ、案内ルートの作成
- 3) ウォーキングなどの連携イベントの実施
- 4) 講座等での総合的な周知
- 5) 区域内で自転車などの見学手段の確保

北原貝塚・角部内南台遺跡の保存

浦尻貝塚に隣接する北原貝塚は浦尻貝塚に先行する縄文時代前期の貝塚・集落であり、大規模な貝塚と考えられ、浦尻貝塚との関連性が高い。また、角部内南台貝塚も浦尻貝塚と異なる環境にあるが、近隣の同時期の貝塚で保存状況も良好である。しかしながら、これらの貝塚群は貝塚の一部が市指定史跡となっているだけであり、遺跡全体の保護が十分果たされていない。

これらの貝塚群は縄文時代を通じた貝塚を伴う集落群を一体として保存することは浦尻貝塚の学術的な価値をより高めることとなり、極めて意義がある。今後は浦尻貝塚で行う市民活動等と連携して調査を行うなど、適切な保存を行っていく。特に北原貝塚は浦尻貝塚と近接していることから、今後の活用においても有意義であり、その保存は積極的に行う必要がある。

歴史文化保存活用区域の文化遺産

■縄文遺跡群

- | | |
|---------------|---------------------|
| 1) 北原貝塚 | 縄文時代前期の貝塚 |
| 2) 磯坂遺跡 | 縄文時代晚期の遺跡 製塩土器が出土する |
| 3) 宮田貝塚・加賀後貝塚 | 縄文時代前期の貝塚 |
| 4) 角部内南台貝塚 | 縄文時代前期から晚期の貝塚 |

■民 俗

- | | |
|---------------|-------------------------|
| 1) 蟹澤稻荷神社 | 漁民信仰を集める神社 |
| 2) 和船模型 | 蟹澤稻荷神社に奉納された和船の模型 |
| 3) 大漁地引図絵馬 | 蟹澤稻荷神社に奉納された地引の様子を描いた絵馬 |
| 4) 海岸線 | かつては砂浜が広がっていた |
| 5) 塩の道 | 塩田から内陸に塩を運んだ道。隧道も残る |
| 6) 三枚岩 | かつての漁港 |
| 7) かつての浦尻の街並み | 典型的な漁村があった |
| 8) 縊津見神社 | 浦尻地区にある神社 |
| 9) 神楽等の民俗芸能 | 多くの芸能が演じられていた |
| 10) 漁村の食文化 | 半農半漁の生業を反映した食事 |
| 11) 塩田跡、塩田用具 | 江戸時代から明治期に行われていた。 |

■その他の文化財

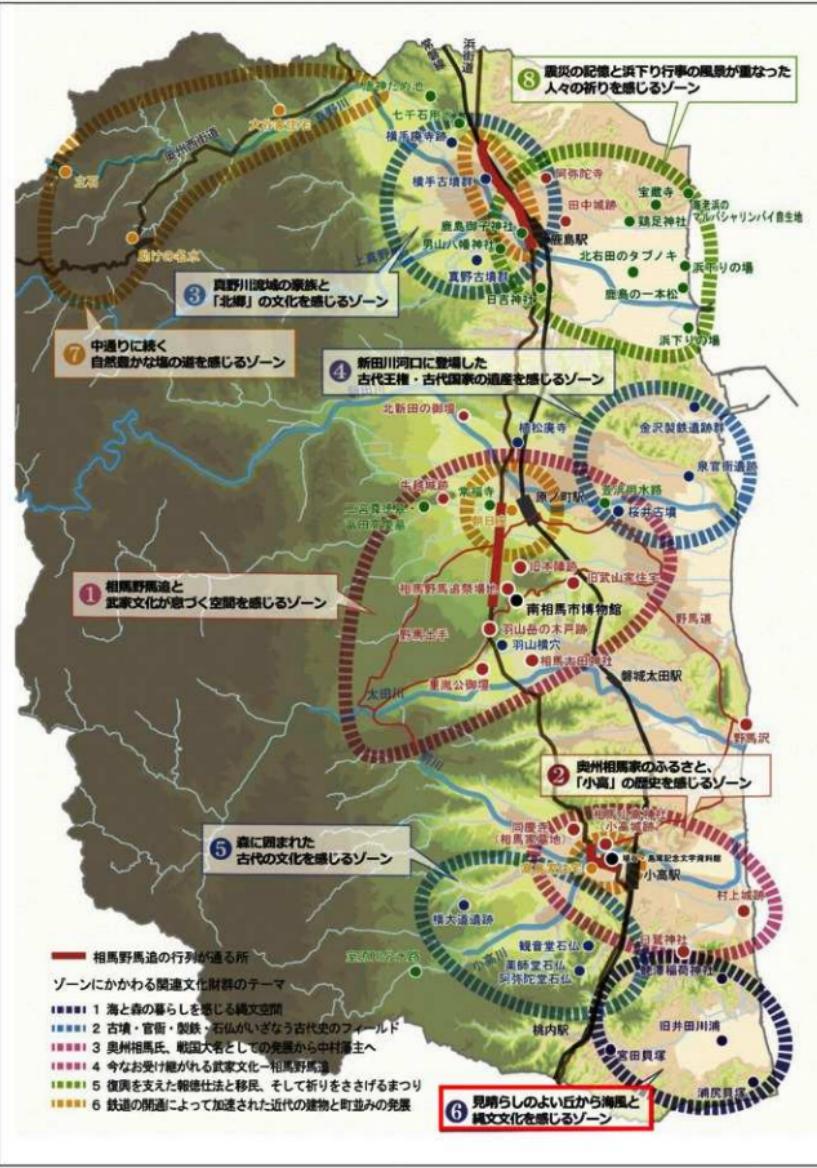
- | | |
|-------------|----------------------------|
| 1) 星神社の大スギ | 市指定天然記念物 |
| 2) 蔽内の十一面觀音 | 市指定有形文化財 鎌倉時代末の作 |
| 3) 中世の館跡 | 下浦館など相馬氏、標葉氏関連する館跡郡 郡境に立地 |
| 4) 天野家住宅 | 豪壮な近代和風住宅 |
| 5) 常磐線のトンネル | 常磐線開通時のもの レンガ造 |
| 6) 中村さくの文殊堂 | 市指定有形文化財の仏像（文殊菩薩等）が祀られている。 |

■旧井田川浦

- | | |
|-------------|-------------------|
| 1) 御祖神社 | 井田川浦を干拓した太田秋之介を祀る |
| 2) 旧井田川浦の汀線 | 水路、道路として残る |
| 3) 機閾場 | 干拓地の排水を行う |

■東日本大震災の津波被害

- | | |
|--------------------|--|
| 1) 津波到達地点 | |
| 2) 津波に関するオーラルヒストリー | |



出典：南相馬市歴史文化基本構想 平成30年3月 南相馬市

5.2 南相馬市内の文化遺産との連携

(1) 文化財資源ネットワークの拠点

南相馬市は福島県内で最も多い国・県指定史跡数を誇り、県内有数の規模を誇る南相馬市博物館が所在する。これらの施設を連携して活用し、南相馬市の文化に触れる文化的観光の促進を図ることは、南相馬市の知名度の向上とともに、将来にわたる多方面への波及効果が考えられる。

このために、市復興総合計画やこれまでの整備事業への取り組み、ならびに現在の整備状況から、当面の間、文化的観光を図る文化財資源ネットワークの拠点となるおもな文化財、施設を次のとおりとする。

表6-4 文化財資源ネットワークの拠点

名称	内容	現在の状況
桜井古墳	古墳時代前期の大形前方後方墳	桜井古墳公園として整備完了。築造当時の古墳を現地見学できる。
泉官衙遺跡	奈良・平安時代の行方郡の役所跡	国指定史跡。現在、整備基本計画を作成している。
薬師堂石仏	平安時代の石仏	国指定史跡。當時見学可能であり、石仏前には駐車場、トイレが設置された大悲山大蛇物語公園がある。保存活用計画を策定し、現在保存環境の整備にあたっている。
南相馬市博物館	自然・考古・歴史・民俗分野からなる総合博物館	福島県広域公園東ヶ丘公園内にあり、建築面積約2,300m ² を有する。相馬野馬追に関する展示が特徴的で、年間約8,000人が来館している。

(2) 拠点文化財、施設の特徴

見学ルートの特徴

- ・ 拠点文化財、施設が車で40分以内の近接した位置にあり、短時間の移動で見学可能である。
- ・ 拠点文化財、施設が建設中の常磐自動車道の浪江IC、原町IC間に南北方向に分散しており、将来的に常磐自動車道を利用する来客者に対し、一方通行の連続した見学ルートが設定できる。

見学内容の特徴

- ・ 縄文時代から平安時代まで各時代の国指定史跡であることから、通史的な学習が可能であり、学校教育などに効果的である。
- ・ 多様な国指定史跡が多いことから、相乗効果により、遠方からの考古学ファン、歴史ファンなどを対象とした文化的観光におけるアピール度が高い。
- ・ 国指定史跡が位置する中間地に南相馬市博物館という県内有数の総合博物館があり、現地の史跡と総合的な展示を組み合わせた見学ができる。

(3) 実現化にむけての事業運営

本地域は滞在型観光について十分ではない社会的環境があることから、当面の間は日帰り圏内を主な誘客対象とした周知・PRが現実的である。また、効果的な周知・PRを行うには、最もアピール度が高い子供を対象とすることが適切である。

この前提として、小中学生の学習活動に適した見学学習ルートの設定、新学習指導要領に沿った学習メニューの提案、各拠点施設での学習機能の役割整理を行い、利用圏内の学校関係者や旅行会社等にアピールすることが必要である。

また、これら拠点施設を連続した見学ができるような案内板等の設置、共通パンフレットやインターネット等の様々な手法による積極的な情報発信、スタンプラリーなどの連携した事業やイベントの実施なども必要である。

さらに、これら各文化財・施設の運営には、各地域住民が係わり、情報交換や協力体制を築き、各施設だけではなく、市全体の地域活性化を志向すべきである。



図 6-5 文化財資源ネットワーク図

③ 広域的な縄文遺跡と連携

近隣の縄文遺跡として、近年、奥松島縄文村（宮城県東松島市）、仙台市縄文の森広場（宮城県仙台市）、じょーもびあ宮畑（福島県福島市）が整備されている。これらは浦尻貝塚を含め、相互に日帰り圏内にあたり、学術的にも時期や内容などに十分関わりが認められる。また、それぞれ市民が参画した整備計画策定や運営がなされており、それに伴う整備内容は立地や遺跡の内容により、独自の要素を持っている。

このようなことから、浦尻貝塚の整備において、これら各施設を先進地事例として参考にすることが必要である。また、各施設を中心とした地域住民が、「縄文」をキーワードとして相互の情報や人の交流をすすめ、将来的には連携したイベントや誘客活動、シンポジウム等を開催するなどの事業へ発展させていく取り組みが望まれる。

第6項 整備事業に必要となる調査等に関する計画

これまで実施された発掘調査ならびに、今後実施予定としている指定地内発掘調査結果は、次年度以降から実施する基本設計・実施設計に反映する内容が非常に多い。このため、設計スケジュールとの調整を図りながら、調査項目の明確化と、学識者や関係機関からの学術的な意見の設計への反映を効率的に行うことが必要である。このために以下に調査すべき主な項目を整理する。

● 貝層展示のための調査

予定されている貝層展示箇所の掘削した調査は60cm幅しか行われておらず、断面剥ぎ取りのための範囲としては十分ではない。また、断面展示だけではなく、平面展示についても、掘削しての調査は必要ないが、新たに貝層を露出させる必要がある。また、これにあわせて、保存のための環境調査（地質・水量等）を実施することや、これまでの調査で明らかにできなかつた学術的内容をさらに深化させ、史跡公園全体の展示内容に反映させていくことが望まれる。

また、貝塚の分布範囲は西向貝層を中心に未確定な点も認められるため、範囲確認を継続的に行う。

● 竪穴住居等復元のための調査

浦尻貝塚においては、復元のためのデータが不足しており、住居の時期や構造を改めて検討し、史跡の本質的な価値を保存・提示することが必要である。さらに、復元する位置についても、公園の利用形態と合わせて設定することも求められる。このことから、竪穴住居の分布範囲、時期、構造等を知るための発掘調査を、その保存に十分に努めながら実施する必要がある。

また、保存が前提となることから、発掘調査の実施内容が限定的になるため、周辺地域の調査成果や研究を十分に検討することも重要である。

● 土器捨て場の展示のための調査

土器捨て場は部分的にしか調査されておらず、整備に向けた情報が不足している。土器捨て場の実態を明らかにし、調査に基づく展示を行う必要がある。

● 貯蔵穴等の調査

原位置で行う上記遺構の展示には、保存に与える影響、公園の利用形態や展示効果を総合的に検討することが求められ、この前提となる最低限の調査を実施することが必要である。

● 古環境・現況植生調査

浦尻貝塚の大きな展示項目は「人と自然のつながり」を知ることである。このため、縄文時代以降、この地域の歴史を育んだ旧井田川浦の変遷やそれを取り巻く植生についても明らかにし、展示内容や植樹などの市民文化活動に反映できるように努めるべきである。

● 出土遺物等の再整理

平成12年から実施されている浦尻貝塚の調査については、特に動植物利用についての多大な情報を持つ資料がある。これらは、新たな自然科学分析などの手法が開発されており、改めて調査研究を進め、東北地方の縄文文化の解明につなげる成果が得られると考えられる。この成果は史跡公園の活用にも有効であり、今後計画的な実施が望まれる。

● 周辺遺跡群の調査

浦尻貝塚周辺は、前後段階や同時期の周辺遺跡があり、浦尻貝塚と深く関わりがある。このため、浦尻貝塚の展示や整備には、これら周辺遺跡群の既調査の再検討や新たな発掘調査等も検討することが望ましい。特に北原貝塚ならびに磯坂遺跡は浦尻貝塚に先行または後続する貝塚であり、関連性が極めて高い。これら遺跡群の将来にわたる保存を図ることが重要である。また、これらの保存目的の調査については市民参画のもと実施することが望ましい。

● 古墳の調査

整備において、墳丘を修景・復元する古墳は墳丘の規模等、不明確な点がある。整備を行う際にはこれまでの調査成果を再検討し、必要に応じて周溝や埋葬施設の確認を行う必要がある。

● 民俗調査

浦尻貝塚の調査から明らかになった「なりわい」などの内容は、現代まで息づく部分も多くみられる。史跡公園で行う教育普及には、この地域文化を明らかにし、常に新しい情報を提示していくことも求められる。このような調査は、広く公開しながら市民とともに実施していくことが求められる。

第7節 事業計画

第1項 概算事業費の算出

基本計画案内容を基に、公園整備全体における概算事業費を算出する。算出にあたっては、指定範囲内、指定範囲外別に算出する。

平成30年度 浦尻貝塚史跡公園整備事業 基本計画 概算事業費総括表						
名 称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
総括						
指定地内整備工事		1.0	式	—	183,821,000	
指定地外整備工事		1.0	式	—	180,422,000	
全体整備工事費 合計					364,243,000	

平成30年度 浦尻貝塚史跡公園整備事業 基本計画 概算工事費総括表（指定地内）						
名 称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
土木造園工事						
土木造園工事費 計	諸経費込み	1.0	式		59,610,000	
建築工事						
建築施設工事費 計	諸経費込み	1.0	式		107,500,000	住民復元 貝塚展示施設
【指定地内工事費合計】		1.0	式		167,110,000	
【消費税相当額】	10%	1.0	式	—	16,711,000	
全体工事費					183,821,000	

平成30年度 浦尻貝塚史跡公園整備事業 基本計画 概算工事費総括表（指定地外）						
名 称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	備考
土木造園工事						
土木造園工事費 計	諸経費込み	1.0	式		50,270,000	
建築工事						
建築施設工事費 計	諸経費込み	1.0	式		74,750,000	ガイドンス施設 トイレ等
展示施設						
展示施設設置費 計		1.0	式		30,000,000	ガイドンス展示施設 備品等
【指定地外工事費合計】		1.0	式		164,020,000	
【消費税相当額】	10%	1.0	式	—	16,402,000	
全体工事費					180,422,000	

第2項 整備スケジュールの基本的考え方

整備スケジュールにおいては整備予算の区分上、指定地内と指定地外に分けて進めることで考える。整備目標としては、平成32年度を整備工事着工とし、先行して整備するガイダンス施設建設が完了する平成34年度から暫定的な供用を開始し、体験学習や各種催しを主とした活用を開始する。

事業全体としては、平成37年度を供用開始目標年度として設定し、施設整備を進めることとし、平行して運営管理も順次進めるものとする。また、平成37年度以降は来訪者の規模や史跡内での活動内容、また市民の参画要請など運営管理の状況を見極めつつ、堅穴住居復元など市民参画で行っていくことに加え、必要に応じて設備、機能の充実を検討していく。

【暫定整備目標】（平成33年度着工→平成34年度暫定供用開始）

平成34年度暫定共用開始に向け、ガイダンス施設と公園の基盤整備を行う。

- ・台地上平場を主とした公園範囲の供用を目指す。
- ・展示公開する活用施設を中心に、保存を目的とした盛土造成を行う。
- ・将来的な公園機能を補完するインフラ設備の整備を行う。
- ・史跡の情報発信と運営拠点となるガイダンス施設を建設する。

【全体整備目標】（平成34年度→平成36年度全体整備完成）

平成37年度全体供用開始に向け史跡公園としての整備全般を行う。

- ・浦尻貝塚の最大の特徴である貝層に対し、貝層平面表示と貝層展示施設を整備する。
- ・展示物や展望広場などのポイントを辿るルート（観覧園路）の基盤を整備する。
- ・駐車場や案内板・解説板など来園者サービス供する施設を整備する。
- ・市民の文化活動に供する市民参画の場を整備する。
- ・現況の自然的要素を活用し、利用者にとって快適な景観・環境保全を図る
- ・散策や憩い・ウォーキングなど、市民の余暇活動に供する場を整備する。
- ・堅穴住居復元、平地式住居復元など展示物を整備する。

【将来整備目標】（平成37年度以降）

運営管理状況を見極め、必要に応じた設備、機能の充実を検討していく。

- ・市民参画による堅穴住居復元など、展示物の付加充実を図る。
- ・供用後の利用状況や市民活動などのニーズに合わせ、活用エリアの拡張などを検討する。

第3項 整備年次別スケジュール（案）

整備スケジュールの基本的考え方を基に、年度ごとの整備項目及びスケジュールを示す。

表7-1 整備年次別スケジュール表

整備事業年次	指定地内	指定地外
令和3 平成-33 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・台地上部の支障樹木の伐採 ・盛土造成工（中期ムラ・晚期ムラ・中期貯蔵穴展示ゾーン） ・給水設備工 ・雨水排水設備工 	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地造成工 (ガイダンス施設用地、駐車場、市民交流広場) ・ガイダンス施設建設工 ・給水設備工、雨水污水排水設備工
令和4 平成-34 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・貝層展示施設建設工 ・竪穴住居復元（1棟） ・電気設備工 	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス施設整備工 (案内・解説版、誘導表示、ベンチ等) ・ガイダンス施設展示、備品等 ・電気設備工
暫定供用開始（令和4-（平成-34）年度）		
令和5 平成-35 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・園路広場工（園路舗装、階段類） ・竪穴住居復元（1棟） ・平地式住居復元 	<ul style="list-style-type: none"> ・園路広場工（園路舗装、階段類） ・植栽工
令和6 平成-36 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・展示施設工（道路状造構、土器捨て場、貝層平面表示等） ・サービス施設整備工（案内解説板、誘導表示、ベンチ等） 	-
全体供用開始（令和7 平成-37）年度）		

表 7-2 年度別整備スケジュール（案）

(※：金額は消費税込み)

区分	項目	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	事業費計
設計調査費	設計・測量	15,245千円				4,400千円		15,245千円
	実施設計		8,250千円	8,250千円	8,250千円			29,150千円
	境界杭設置		18,200千円					18,200千円
	免振調査	8,065千円	2,500千円	2,500千円				11,065千円
土地取得費				2,200千円				2,200千円
	その他経費		2,000千円	2,000千円	2,000千円	2,000千円	2,000千円	10,000千円
	設計調査費・土地取得費合計	21,310千円	30,950千円	14,950千円	10,250千円	6,400千円	2,000千円	85,860千円
整備工事	指定地内	支障木伐採	2,200千円					2,200千円
		盛土造成工		10,714千円				10,714千円
		給水設備工		11,760千円				11,760千円
		雨水排水設備工		2,656千円				2,656千円
		電気設備工			1,420千円			1,420千円
		園路広場整備工				10,928千円		10,928千円
		サービス施設整備工					19,105千円	19,105千円
		展示施設整備工					6,788千円	6,788千円
		貝殻展示施設			77,000千円			77,000千円
		堅穴住居復元施設			13,750千円			13,750千円
		平地式住居復元施設				38,428千円	25,893千円	13,750千円
		指定地内 合計	2,200千円	25,130千円	92,170千円			183,821千円
	指定地外	敷地造成工		4,500千円				4,500千円
		植栽工						3,517千円
		給水設備工		11,058千円				11,058千円
		雨水排水設備工		1,322千円				1,322千円
		污水排水設備工		441千円				441千円
		電気設備工			11,792千円			11,792千円
		園路広場整備工				23,660千円		23,660千円
		サービス施設整備工			8,908千円			8,908千円
		ガイドン施設		82,224千円				82,224千円
		ガイドン施設原床一張品			33,000千円			33,000千円
		指定地外 合計		99,545千円	53,700千円			27,177千円
		整備工事費 計	2,200千円	124,675千円	145,870千円			65,605千円
	事業費 合計	21,310千円	33,150千円	139,625千円	156,120千円	72,005千円	27,893千円	450,103千円
国内維持管理		草刈・除草			草刈・除草(委託管理)			
苗木植栽(造文の森)					市民参加			
イベント・市民参加活動等					イベント・市民参加活動等			

区分	項目	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	事業費計	
設計調査費	設計・測量	5,896千円				4,400千円		5,896千円	
	実施設計		8,250千円	8,250千円	8,250千円			29,150千円	
	境界杭設置		18,200千円					18,200千円	
	免振調査	7,550千円	2,500千円	2,500千円				12,550千円	
土地取得費				2,200千円				2,200千円	
	その他経費		2,000千円	2,000千円	2,000千円	2,000千円	2,000千円	10,353千円	
	設計調査費・土地取得費合計	13,798千円	30,950千円	14,950千円	10,250千円	6,400千円	2,000千円	70,349千円	
整備工事	指定地内	支障木伐採	2,200千円					2,200千円	
		盛土造成工		10,714千円				10,714千円	
		給水設備工		11,760千円				11,760千円	
		雨水排水設備工		2,656千円				2,656千円	
		電気設備工			1,420千円			1,420千円	
		園路広場整備工				10,928千円		10,928千円	
		サービス施設整備工					19,105千円	19,105千円	
		展示施設整備工					6,788千円	6,788千円	
		貝殻展示施設			77,000千円			77,000千円	
		堅穴住居復元施設			13,750千円			13,750千円	
		平地式住居復元施設				38,428千円	25,893千円	13,750千円	
		指定地内 合計	2,200千円	25,130千円	92,170千円			183,821千円	
	指定地外	敷地造成工		4,500千円				4,500千円	
		植栽工						3,517千円	
		サービス施設						11,058千円	
		ガイドン施設						1,322千円	
		ガイドン施設原床一張品						441千円	
		指定地外 合計		99,545千円	53,700千円			180,422千円	
国内維持管理		草刈・除草			草刈・除草(委託管理)				
苗木植栽(造文の森)					市民参加				
イベント・市民参加活動等					イベント・市民参加活動等				

第8節 整理すべき課題

これまで検討した基本計画の内容から、今後の公園整備に向けて整理すべき課題を上げ、今後の計画遂行に役立てる。

● 史跡公園内の市民参画に関する課題

公園の運営や公園を核とした活動を活発にするためには、市民参画が不可欠であることから、公園内の活動に関する安全性を確保するとともに、利用者の興味を刺激し続けられるよう、誰でも気軽に参加できる機会の創出、市民参画を支える人材育成、新鮮味のある学習機会の提供、イベントなどのさまざまなツールを用いた情報発信など市民参画に関する計画を立案し、計画に基づく総合的な取り組みが必要である。

● 管理運営計画に関する課題

官民のパートナーシップに基づく効率的な管理運営を進めるため、関係者の意見を聞きながら管理運営を担う組織と人材の育成などが必要である。また、維持コストの削減を図るために、活動内容について検証を行い、PDCAサイクルのもと有効性、効率性を重視した運営が重要である。

● 周辺景観に対する課題

公園との一体的な景観を形成するためには、農地や森林の維持管理など周辺住民・事業者などの理解と協力が不可欠であることから、継続的に景観に対する意識の高揚を図っていくことが必要である。

また、周辺住民・事業者などとの合意に基づく、良好な景観を形成するための建築物や構造物などに関する高さや形態、色彩などの基準を明確にし、分かりやすい誘導が必要である。

● 浦尻貝塚までの交通アクセス手段に対する課題

広域幹線道路である国道6号などからのスムーズなアクセスを確保するために、安全性の高い道路整備とともに誘導サインの充実が求められる。

また、自家用車を利用できない方のアクセスを確保するために、関係機関との協議を行いながらバスなどの公共交通の充実に努める必要がある。

● 歴史・文化施設の広域ネットワーク化に係わる課題

本公園を拠点として、南相馬市の文化的魅力を発信するためには、他の文化財・文化施設とのネットワーク化を図る必要ある。このため、各文化財の保存活用計画等で連携を図ることを検討するとともに、文化財部局だけではなく、観光・都市計画・生涯学習などの他分野との連携を図り、効果的な活用を推進することが求められる。

● 緊急避難場所としての機能整備

計画地は、海岸地帯の高台にあたり、災害時の緊急避難場所としての機能を担うことも想定される。このために、今後の建物等の設計においては災害時に対応できるライフラインの整備等に努めるとともに、防災訓練等の実施などの事業を実施することも必要である。

資料編

策定の経緯

<策定委員会>

平成 29 年度

平成 29 年 12 月 5 日 第 1 回 南相馬市浦尻貝塚整備検討委員会

平成 30 年 3 月 2 日 第 2 回 南相馬市浦尻貝塚整備検討委員会

平成 30 年度

平成 30 年 10 月 4 日 第 3 回 南相馬市浦尻貝塚整備検討委員会

平成 31 年 1 月 24 日 第 4 回 南相馬市浦尻貝塚整備検討委員会

平成 31 年 3 月 6 日 第 5 回 南相馬市浦尻貝塚整備検討委員会

南相馬市浦尻貝塚整備検討委員会委員名簿

平成29年12月1日～平成31年3月31日

役職	氏 名	分 野	所 屬 等
委員長	田中 哲雄	史跡整備	元東北芸術工科大学
副委員長	玉川 一郎	考古学	元福島県教育委員会文化財課長 福島県考古学会長
委員	小林 敬一	都市計画	東北芸術工科大学教授
委員	山田 昌久	考古学	首都大学東京 教授

(敬称略)

・指導機関

文化庁

福島県教育庁文化財課

・事務局

南相馬市教育委員会

文化財課 〒975-0062 南相馬市原町区本陣前 1-70

TEL 0244-24-5284 FAX 0244-24-1288

教育長 大和田博行

事務局長 木村 浩之

文化財課長 堀 耕平

文化財係長 川田 強

主査 佐藤 友之

主任文化財主事 荒 淑人

主任文化財主事 藤木 海

主任文化財主事 佐川 久

主査 林紘太郎

嘱託職員 濱須 脩

嘱託職員 小椋紗貴江

南相馬市浦尻貝塚整備検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 国指定史跡浦尻貝塚（所在地 南相馬市小高区浦尻字南台ほか。以下「浦尻貝塚」という。）の貴重な価値を損なうことなく恒久的に保存し、後世に正しく伝えるとともに、浦尻貝塚を広く周知活用するための保存整備に関する計画の策定及び実施を目的として、保存、修理、整備、活用、調査及び研究の専門的な指導及び助言を得るため、南相馬市浦尻貝塚整備検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 浦尻貝塚の保存及び修理に関すること。
- (2) 浦尻貝塚の整備及び活用に関すること。
- (3) 浦尻貝塚の調査及び研究に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、5人以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者たちから南相馬市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱し、又は任命する。

- (1) 浦尻貝塚の保存、修理、整備、活用、調査及び研究に関する学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- 3 特別な事項を審議する必要があるときは、臨時委員を置くことができ、教育委員会が委嘱し、又は任命することができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年以内とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を各1人置き、委員の互選により定める。

2 委員長は会務を総括し、委員会を代表する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、南相馬市教育委員会教育長（以下「教育長」という）が召集する。

2 委員会の議長は委員長が当たる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(事務局)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局文化財課で処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、教育長が別に定める。

<市民検討会>

平成 29 年度

- 平成 29 年 8 月 5 日 第 1 回 浦尻貝塚史跡公園づくり市民検討会
平成 29 年 9 月 18 日 第 2 回 浦尻貝塚史跡公園づくり市民検討会
平成 29 年 10 月 15 日 第 3 回 浦尻貝塚史跡公園づくり市民検討会
平成 30 年 1 月 27 日 第 4 回 浦尻貝塚史跡公園づくり市民検討会

平成 30 年度

- 平成 30 年 8 月 5 日 第 1 回 浦尻貝塚史跡公園づくり市民検討会
平成 30 年 9 月 18 日 第 2 回 浦尻貝塚史跡公園づくり市民検討会
平成 31 年 1 月 26 日 第 3 回 浦尻貝塚史跡公園づくり市民検討会

平成30年 浦尻貝塚史跡公園づくり市民検討会名簿

1	安部 あきこ	19	長谷川 明
2	今村 克哉	20	二上 裕嗣
3	岩橋 光善	21	星野 良美
4	牛渡 由起子	22	松本 美和子
5	宇野 正敏	23	森 恵
6	大橋 哲男	24	安部 友子
7	岡崎 真奈美	25	渡辺 彰
8	小野田 治	26	渡部 定子
9	後藤 嶽道	27	江尻 千枝子
10	後藤 素子	28	相浦 カツ子
11	斎藤 実	29	木幡 キミ子
12	佐藤 千恵子	30	今井 功
13	佐藤 宏光	31	鈴木 里加子
14	佐藤 芳言	32	星 滋
15	佐藤 芳秀	33	叶 ハル子
16	志賀 澄太郎		
17	宍戸 征四郎		
18	竹野 光雄		

